

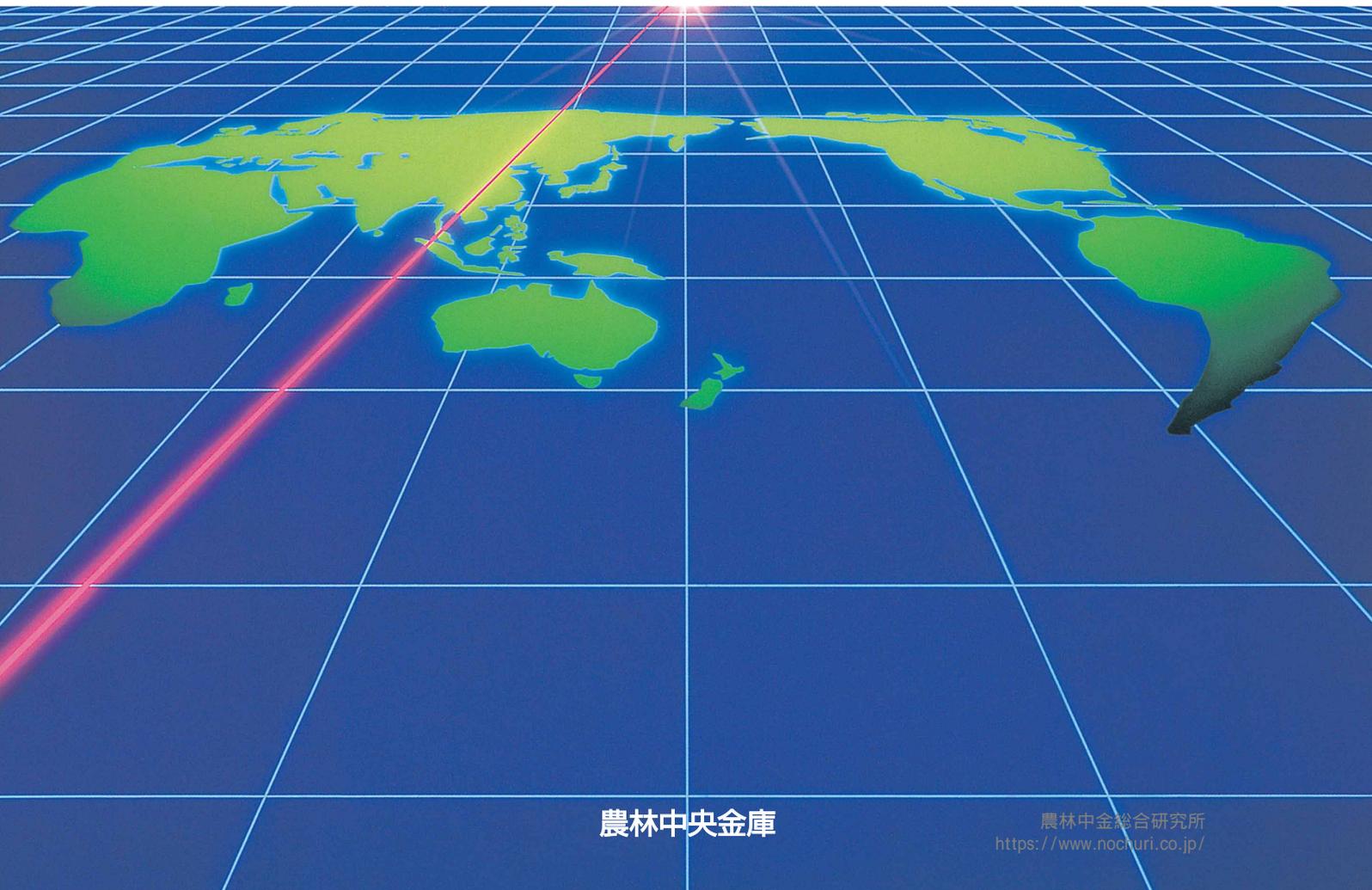
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 **3** MARCH

持続可能な農林水産業と地域社会 ——農林中金総合研究所設立30周年記念号——

- 総合農協が地域の持続性に果たす役割について
 - 再生可能エネルギーと内発的発展
 - 〈講演録〉 森海川に生きる人々のことば
 - 〈記録〉 農林中金総合研究所の30年のあゆみ



農林中金総合研究所設立30周年にあたり

農林中金総合研究所は、今年6月に設立30周年を迎えます。これまでご支援・ご協力を賜りました皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

本号は設立30周年を記念して、「持続可能な農林水産業と地域社会」をテーマとする論文と「農林中金総合研究所の30年のあゆみ」を所収します。地域社会のために果たしてきた協同組合の歴史を遡る、再生可能エネルギーの地域内外とのつながりを巡る、森から川を通じて海にいたる地域のつながりを巡ることによって、農林水産業や地域社会の持続可能性への示唆となれば幸いです。

さて、当総研の歴史については「30年のあゆみ」に譲るとして、ここではその源流となった農林中央金庫調査部が設置された当時の状況をご紹介します。

70年前の1950年（昭和25年）、農林中金に調査部が設置された。前身である産業組合中央金庫が創設された23年には調査係が設置され、以降調査課に衣替え、戦争末期の人手不足の時代には企画課に統合、総務部に吸収されたが、ようやく終戦を迎え総務部から企画部が分離、さらに50年6月調査部が設置され『農林金融』を発刊していた調査関係業務を引き継いだ。

45年に第二次世界大戦が終わり、連合軍総司令部（GHQ）は我が国を資本主義的に再建させるため、財閥解体・農地改革（ひいては農民の自主的組織としての農協の設置）などによる「民主化」を進めた。また、企業や金融機関に対する戦時補償についてはGHQの強い意向により打ち切られ、資産・負債の棚上げなどによる損失処理が実施された。

各地域では農地の小作農への売渡し（自作農化）が実施され、産業組合と農会などが統合し設置されていた「農業会」は、上記損失処理を実施したうえで清算され、その後農協という新たな自主的な組織を立ち上げるといった難行が順次遂行されたが、戦中より内在していたインフレの激化とその直後のドッジ・ライン（49、50年の緊縮財政・超均衡予算主義）によるデフレの発生と非常に大きな経済変動が生じたことも加わり、新生農協の船出は大変厳しいものとなった。

農林中金は、戦時補償打ち切りによる多大な影響を被りつつもなんとか新しい態勢を整えたが、農地改革や農業会解体という一時的な資金需要そしてデフレ不況も重なり窮迫状況に陥った。こうしたなか、農林中金は系統内部における資金自賄い体制の強化が必要と痛感し県連への資金集中や貯蓄推進を要請、加えて追加増資や日銀からの融資支援を得、資力を充実し危機的状況を回避した。

こうしたことを経て農林中金は、農協をはじめとする構成団体に対して組合金融に関する調査・情報の提供や意見の交流を行うことが組合金融の円滑な運営・発展に資するとの思いのもと48年4月『農林金融』を創刊、50年に設置された調査部ひいては90年に設立された現在の総研がこれを継承している。

現在当総研の調査・研究は、地域社会、農林水産業、協同組合、川上から川下にいたる食品関連産業、地域金融と広範にわたっています。またICTやビッグデータなどの新たな技術の動向や近年関心が高まっているSDGs（持続可能な開発目標）、気候変動をはじめとする環境問題についても目配りを行っています。

いかにその範囲が広くあろうとも、農林水産業、地域社会そして協同組合への貢献を心に刻み、調査・研究に精進して参りたいと思っております。今後とも皆様のご支援とご指導・ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一・さいとう しんいち

今月のテーマ

持続可能な農林水産業と地域社会
——農林中金総合研究所設立30周年記念号——

今月の窓

農林中金総合研究所設立30周年にあたり

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一

地域の課題を解決する取組みの歴史から

総合農協が地域の持続性に果たす役割について

内田多喜生 —— 2

SDGsと協同組合の視点を交えて

再生可能エネルギーと内発的発展

河原林孝由基 —— 26

〈講演録〉 森海川に生きる人々のことば

講師 特定非営利活動法人里海づくり研究会 理事・事務局長
田中文裕

全国農協青年組織協議会 2017年度会長 飯野芳彦
北都留森林組合 参事 中田無双 —— 47

〈記録〉 農林中金総合研究所の30年のあゆみ

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂 —— 70

談話室

農中総研設立30周年を祝う

福島大学 農学群食農学類 教授 生源寺真一 —— 68

統計資料 —— 80

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

総合農協が地域の持続性に果たす 役割について

—地域の課題を解決する取組みの歴史から—

取締役調査第一部長 内田多喜生

〔要 旨〕

現在の総合農協は、農業振興にとどまらず、農協およびその関連組織の事業と活動等を通じて、地域の社会・経済の持続性に関わる様々な課題に取り組んでいる。その取組みは前身ともいえる産業組合時代に遡るもので、第二次大戦後の総合農協でも、終戦直後の食糧危機、高度経済成長のひずみ、その後の急速な農村の過疎化・高齢化など、時代時代で直面する地域の課題に対し、総合農協の機能と組織力を生かし解決のため取り組んできた歴史がある。

農業や地域の社会・経済環境が大きく変わるなかで、総合農協が担うべき役割も変化していくとみられるが、今後も地域のなかで果たす役割の重要性は変わらないとみられる。

目 次

はじめに

- 1 産業組合と地域の農業および社会・経済
 - (1) 産業組合の事業形態と地域との関係の特徴
 - (2) 産業組合の生活関連事業と活動
- 2 総合農協と地域の農業および社会・経済
—戦後の高度成長期まで—
 - (1) 指導事業を含む総合事業体制の確立
 - (2) 総合農協と地域農業振興
 - (3) 総合農協と農村の生活改善
 - (4) 生活改善運動から生活活動へ
—生産者であり、消費者である立場から—

3 安定成長期から1990年代までの動き

- (1) 生活活動は婦人部（現女性部）を中心に
- (2) 農政と農業構造の変化による転換期
- (3) 新たな課題へ取り組む生活活動

4 2000年代以降の動き

5 総合農協がこれからの地域に果たす役割

- (1) 食と農を通じて地域の持続的発展に貢献する基盤としての役割
- (2) 地域社会・経済の持続的発展と課題解決に資する役割
- (3) 地域の自然生活環境・文化の持続性に果たす役割

おわりに

はじめに

今SDGs（持続可能な開発目標）などの持続性（サステナブル）にかかるキーワードがあらゆる組織・事業体で重要になっており、総合農協も農業と地域の持続性に果たす役割が問われている。ただし、既に現在の総合農協は農業振興にとどまらず、その事業と活動を通じて、そうした地域の持続性に直結する諸課題に取り組む存在である。その取り組みは、過去に遡れば、その前身となる産業組合時代から既に始まっており、戦後の総合農協では、終戦直後の食糧危機、高度経済成長のひずみ、その後の急速な農村の過疎化・高齢化など、時代時代で、その当時の地域が抱える諸課題に対し向き合ってきた歴史がある。しかし、農業だけでなく、地域の社会・経済の発展に、総合農協が果たしてきた機能や役割については、十分に評価されてきたとはいえないものとみられる。

こうした問題意識に基づき、本稿では産業組合以来の日本の協同組合、とくに総合事業を行う農業協同組合（以下「総合農協」という）の地域の農業および社会・経済との関係を振り返り、それらの持続性に果たしてきた意義を確認し、そのうえで、これからの関係についても検討してみたい。なお、論点が多岐にわたるため、本稿では、総合農協の事業のなかで、主に、農業および生活関連事業の活動について論じることとする。

1 産業組合と地域の農業 および社会・経済

まず、第二次大戦後に誕生した総合農協の地域農業・社会・経済との関係を振り返るうえで、農協や生協、信用組合、信用金庫の前身組織ともいえる戦前の産業組合の役割をみていくこととする。

(1) 産業組合の事業形態と地域との関係の特徴

江戸時代の報徳社をはじめ、明治期に至るまで、任意組織としての協同組合的な組織は日本で多くみられた。しかし、実定法による最初の協同組合は、ちょうど今から120年前にあたる1900年に成立した産業組合法により設立された。その目的は、下層・中産階級の経済状況の健全化と没落防止にあり、とくに零細な多数の農民が共同することにより、経済活動を活発化させ、その地位向上と国力の増強を図ることにあつたとされる。ただし、産業組合の組合員資格は、職業の有無やその種類を問わず広く加入を認められたため、対象は農業者に限らず広範なものとなった。そのことが、産業組合が地域住民の生活面に深く関与する背景の一つになったとみられる。

産業組合は、当初は信用単営が多数を占めたが、1906年の産業組合法改正により、信用事業と他事業の兼営が認められ、最終的には信用、販売、購買、利用の四種兼営の形態が多数を占めるようになる（第1表）。

第1表 市町村数に対する組合数と四種兼営比率

(単位 市町村、組合、%、万人)

	市町村数	組合総数	組合普及率	信用単営割合	四種兼営割合	農家組合員戸数の全農家戸数比	組合員総数(調査対象組合)
1905年	13,532	1,671	12.3	59.0	-	...	6.8
1910	12,393	7,308	59.0	30.5	5.0	(15年)19.3	53.4
1925	12,007	14,517	120.9	17.7	21.8	45.4	363.6
1940	11,114	15,101	135.9	4.4	79.8	94.8	770.9

資料 農業情報調査会『年表・図説で見る農業・経済・金融・JAグループ 歴史と現況』JA全中「JA読本」

元資料 農商務省、農林省『産業組合要覧』

兼営の背景には、戦前の地主制度のもと多くの耕地が米生産に回されたうえ、零細な農業経営がほとんどで、販売物の種類は多いが量的には少なく、販売単営での発展が困難で他の事業へ依存せざるを得なかったことがあげられる。また、信用事業との兼営については、事業を別々に行うよりも、四種兼営で行うほうが、販売事業の売上げが貯金になり、それが購買事業の代金決済や貸付資金、組合の事業資金になるという経済的な合理性があった。

この四種兼営は、とくに昭和恐慌期の社会不安を背景に農林省からも奨励されるが、これは産業組合を通じた農村救済の側面、例えば、1932年から始まった農山漁村経済更生運動を実行するうえで産業組合の役割を重視したことも背景にあったとみられる^(注1)。これらの施策は、市町村、集落といった自治組織を通じて実行され、結果として、多くの集落は行政と産業組合それぞれの基礎組織の性格を持つに至った。こうして産業組合は行政施策を担う役割も高まり、1940年時点でその数は1万5,000と市町村数をはるかに上回り、産業組合の農家組合員戸数は全農家の95%に達した(第1表)。

(注1) 産業組合の貯金は1940年頃には郵便貯金と並ぶ規模に達し、両者で国内の個人預貯金の3割を占めていた。産業組合は、戦後の総合農協と同様に、公的な資金の受け手としての機能も大きく、地域の経済社会活動の持続的発展に大きく貢献した。例えば、大蔵省預金部は郵便貯金を原資に産業組合を通じて低利資金を農村に供給しており、世界恐慌をはじめ度々生じた農村の危機に際し、農家救済や作目転換等のための融資が行われた(田中(2018)参照)。

(2) 産業組合の生活関連事業と活動

当初、農村における産業組合は、農業面の活動が中心であり、米および養蚕の共同販売や肥料の共同購入、農業融資等の事業活動に置かれていた。ただし、購買事業については、「産業または生計に必要なもの」を取り扱おうとされ、戦後の総合農協と同様に生活物資の供給もできた。さらに、1920年代以降、産業組合のなかに現在の生協の前身となる組織も設立されるなど、都市部での消費組合活動も活発化し、第2表にみられるように、産業組合の購買事業では生活物資も大きく伸長していく。また、1921年の産業組合法改正で、利用事業として生産用設備だけでなく、医療、産院、冠婚葬祭、公会堂などの生活用施設も認められ、農業生産と生活両面で、産業組合の地

第2表 産業組合の事業推移

(単位 百万円、%)

	貯金	貸出金	販売品	購買品	うち 経済用品 (生活物 資)割合
1905年	0.4	1.5	1.35	0.51	…
1910	7.2	12	11.3	7.46	…
1920	224	189	127	158	32.3
1930	1,103	997	193	140	44.0
1940	4,170	1,124	1,897	982	39.0

資料 農業情報調査会『年表・図説で見る農業・経済・金融・JAグループ 歴史と現況』

元資料 農商務省、農林省『産業組合要覧』

(注) 信用事業を行わない組合も含む。

域での役割は非常に大きくなっていく。なお、1925年には、“協同の心”を育む家庭雑誌として『家の光』が産業組合中央会によって刊行されるなど、文化活動の取組みも広がっていく。

生活関連事業のなかで注目すべきは医療利用組合運動と呼ばれる医療事業である。これは、医師の都市集中等による農村部でのせい弱な医療体制に対して、診療所や病院開設等、生活活動の一環として医療事業を産業組合が積極的に進めたもので、1919年の島根県青原村信用購買販売利用組合が診療所を開設したことが端緒とされる。そして、先の1921年産業組合法の改正で医療事業は正式に認められ、各地に小規模な診療所が多数設立された。全国農業協同組合中央会編（1973）によれば、1940年には全国に153の医療組合・連合会、病院89、診療所137があった。これらは、その後、医療組合は産業組合連合会に統合、病院・診療所は県農業会に移管され、さらに病院は戦後の厚生農業協同組合連合会に引き継がれた。関連して国民健康保険法の施行に伴い、産

業組合は、国民健康保険の代行（1941年末で321組合）や当時設置された保健指導や療養指導を行う保健婦の育成にも乗り出していく（1941年10月現在で142人）。

そのほかにも産業組合は、相互扶助の組織として共同炊事所や季節託児所なども開設した。1941年度秋季の共同炊事所実施数は3,726、参加戸数は7万246、季節託児保育所開設数は2,046、参加戸数は4万3,200に上った（数字は、『昭和17年版第14回産業組合年鑑』より）。

このように、戦前の産業組合は、農業に関連する事業に加えて、農村社会における課題全般に関わる事業や活動も行っていたのである。

産業組合は、1943年戦時体制のもとで、農会と統合され、農業会となる。農会が主に担っていた戦前の公的な営農指導も農業会は引き継ぎ、四種兼営と営農指導を行う主体という意味で、戦後の総合農協の原型ともいえる組織となった。

2 総合農協と地域の農業 および社会・経済 ——戦後の高度成長期まで——

(1) 指導事業を含む総合事業体制の 確立

第二次大戦後、GHQ当局と農林省の激しいやりとりの末、1947年に農協法が成立し、戦後の農協が発足した。農協は、農地改革により創出された多数の自作農により、より自立的な農業者の共同体としての性格を

強める一方、先の産業組合と農会が統合してできた農業会の財産や人材の包括的な承継を行うことになった。また、現在に至る農協の基本的性格である一定の員外利用の許容と農家以外の地域住民も構成員となること（准組合員）、さらに、戦前の産業組合同様の信用事業を含む複数事業兼営の総合農協制度も継続されることになった。そして、1950年代には、営農指導事業と農政活動をどの農業団体が担うかで大きな議論（1952年第一次、1956年第二次農業団体再編問題）があり、最終的に農協系統は営農指導事業に積極的に取り組んでいくことになる。1954年には新たに農協活動全般の指導を担う全国農協中央会が設立され、整促7原則を前提にした経済事業モデルと、営農指導事業を含む農協モデルがその後の農協系統の営農経済事業の基盤となる。

なお、戦後の農業技術指導を担ったもう一つの柱である公的な協同農業普及事業は、米国の農業普及制度を模範にしており、戦前の主に地主層を中心に組織された農会による営農指導とは性格が異なっていた。具体的には、①農業者が自主的に考え、普及組織がそれを手助けする、今でいうファシリテーターやオーガナイザー的な機能を持つ組織を目指したこと、②農業技術だけでなく、農村の生活全般の改善を目指したこと、③経営主だけでなく、農村の主婦、青少年も指導の対象にしたこと等である。これらの農業生産だけでなく、生活面も含めた民主的でボトムアップ型の普及事業の導入は、総合農協の指導事業の在り方にも影

響を与えた。

(2) 総合農協と地域農業振興

ここで、戦後新たに出発した総合農協が地域農業の持続性に果たした役割について確認しておきたい。

まず、戦後の食糧難の克服のために総合農協は、食料供給、生産資材供給の統制組織として機能した。さらに、高度成長期以降は、農業近代化と生産力拡大の両面において、総合農協は農政を実効あるものにするための組織としても、大きな役割を果たした。

とくに重要なのは1961年の農業基本法だったと考えられる。1950年代半ばから日本の高度経済成長が始まったとされるが、重化学工業中心に発展する日本経済は、日本農業にとって農工間の所得格差という新たな問題を生じさせた。また、高度成長に伴い、消費者は米の消費を減少させる一方で、畜産物、果実、野菜等の消費を増加させるなど、農畜産物の需要構造を大きく変えた。こうした変化に対応し、農政は1961年に農業基本法を制定した。その柱は、①生産政策として、選択的拡大により畜産・野菜等の作物の増産を図ること、②価格・流通政策として、農家所得確保のため米を中心とする主要作物の価格安定と安定的流通を確保すること、③構造政策として、農地を流動化し経営規模の拡大と機械化により「自立経営農家」を育成することであった。また、農協については、農産物の流通および加工の増進、農業資材の生産・流通の合理

化等を図るため、販売・購買等事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興等に必要な施策を講じるとし、重要な位置づけを与えた。

ここで、生産基盤の絶対的なぜい弱性克服のために③の構造政策として、当初行政主導で進められた農業構造改善事業は農協系統側の働きかけにより、総合農協が積極的な受け皿組織としての役割を担うこととなった。それにより、農産物の生産貯蔵等に利用する組合員のための共同利用施設の整備が急速に進むこととなった（第3表）。

また、農産物の需要構造の変化については、単なる個別農家による個別品目の規模拡大ではなく、地域の営農資源を組み合わせ地域全体で農業生産の拡大を目指す「営農団地」の育成を60年代から総合農協は実施していった。64年11月の全中の調査では10道府県の未報告を除き、農協が主導的役割を発揮し推進しつつある営農団地は834に達した。さらに、これらの取組みのために、第3表にあるように、品目ごとに生産を担う農業者の生産組織（生産部会）を、営

農指導員が農業者と協力しつつ立ち上げ、その数は75年時点では4万近くに上った。なお、これらの取組みに先行する形で、次世代を担う地域における若手組合員の自主的組織、青年部も各地で設立されている。1954年には全国組織「全国農協青年組織連絡協議会」（現在のJA全青協）ができ、1959年に盟友数（会員）は50万人に達した。現在のJA青年組織綱領に「農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する」とあるように、青年部は、農業振興に加え、地域に根差した様々な活動にも積極的に関わっていく。

さて、こうした営農団地や生産部会の組織化、販売職員、営農指導員等の整備と肥料・農薬・農機投入等により、野菜・果実、畜産部門等では、70年代に生産水準は急速に拡大し80年代も高水準の生産が続いた。基本法農政の目指したこれらの部門の農業生産の拡大は、農政の支援と、農業者と農協系統との連携により達成された（第4表）。

この間の農業者の売上げと所得にあたる農業産出額および生産農業所得も右上がり

第3表 主な共同利用施設および生産部会数等の推移

	施設のある組合数					組織数(千)					営農指導員(千人)	青(壮)年部がある組合数(千)	組合割合(%)
	ライスセンター	カンフリーエレーター	青果物集荷施設	青果物選果施設	農業機械サービステーション	生産部会	うち耕種	野菜	果樹	畜産			
1965年	216	...	1,998	1,104	13.2
70	531	60	1,982	1,270	15.5
75	741	126	1,965	1,243	2,050	38.1	8.0	7.9	4.4	8.8	16.2	2.1	45
80	1,040	173	2,353	1,373	2,289	34.7	6.6	8.7	4.2	7.6	18.7	2.2	50
85	1,176	248	2,523	1,475	2,361	36.1	7.1	9.8	4.6	7.3	19.0	2.3	55
90	1,227	331	2,381	1,458	2,097	35.5	6.9	10.7	4.6	6.1	18.9	2.1	59

資料 農林水産省「農業協同組合統計表」「総合農協統計表」
 (注) ...は調査なし。

第4表 国内生産量の推移

(単位 60年=100)

	米	野菜	果実	肉類	牛乳 および 乳製品
1960年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
65	96.5	114.8	122.0	191.8	168.7
70	98.7	130.5	165.3	294.3	247.0
75	102.4	135.2	202.2	381.8	258.3
80	75.8	141.7	187.4	521.9	335.1
85	90.7	141.4	173.8	605.9	383.5
90	81.7	134.9	148.0	603.8	423.1
95	83.6	124.9	128.3	547.2	436.7
00	73.8	116.7	116.3	517.7	433.9

資料 農林水産省「食料需給表」

第5表 営農指導員数と農業産出額等の推移

(単位 55年=100、%)

	営農 指導員 数	販売品 販売・ 取扱高	農業 産出額	生産 農業 所得	販売品 販売・ 取扱高 /農業 産出額
1955年	100	100	100	100	27
60	158	136	115	109	31
65	214	281	191	166	39
70	253	477	281	230	45
75	264	1,022	545	456	50
80	304	1,245	618	402	54
85	309	1,516	700	384	58
90	308	1,451	692	405	56
95	281	1,337	629	405	57
00	264	1,121	549	312	54
05	234	1,022	512	281	54

資料 第3表に同じ

で推移した(第5表)。農業者の系統出荷割合(販売品販売・取扱高を農業産出額で割ったもの)も同時期に上昇しており、こうした総合農協の農村の農業生産基盤の整備が、この間の農業生産力の向上と農業者の所得向上に貢献したことは間違いないとみられる。また、共同利用施設等の整備と農業関連事業に従事する職員増加を伴ったため、設備投資と雇用の面で、地域経済の発展に貢献したことも評価すべきであろう。

(3) 総合農協と農村の生活改善

上記のように、戦後の総合農協は、食糧危機の克服や農業基本法のもとでの農業生産力の拡大に著しい成果を上げていった。その一方で、戦前の産業組合が果たしていた農村社会の課題に関係する生活関連の事業や活動の取組みは、食料生産の拡大という至上命題が優先されるなか、相対的に遅れていたとされる。

生活関連の取組みがなかったわけではない。前記のように、戦後設立された総合農協は、戦前の産業組合を引き継いだ面があり、地域社会のために行っていた取組みも一部は引き続き行われていた。例えば、第6表は農協法施行2年目の1949年度における総合農協の生活文化分野での取組みである。共同炊事所や、託児所、保健婦の設置、診療所の経営など、農村地域における生活関連の事業や活動が総合農協でも取り組まれている。なお、最も多いのは文庫の設置で、組合員への教育文化活動も引き継がれている。ちなみに同年には、農村文化の向上に特別顕著な成績をあげている農協の表彰を行う、「家の光文化賞」が制定されている。また、総合農協における女性組織(当

第6表 生活文化事業実施組合数
(1949年度)

(単位 組合)

調査組合数	11,695
共同炊事所	190
託児所	261
保健婦設置	290
診療所経営	306
理髪所	211
浴場	31
文庫	1,562
マシン設置	402

資料 農林省「農業協同組合統計表」

時は婦人組織)の全国組織(現在のJA全国女性組織協議会の前身組織、全国農協婦人団体連絡協議会)は1951年に結成されている。

ここで、1960年代初めまでの総合農協の生活関連活動の対応を、川野・桑原・森監修(1975)、全国農業協同組合中央会編(1973、1980)等をもとに整理すると、1950年代初めの農協の婦人組織は、公的な協同農業普及事業が農村の生活改善等を目指し設置した生活改良普及員と連携を保ちながら、台所改善、食生活の改善、保健衛生の普及、貯金増強・家計簿記帳の推進、施設の改善などを進めていた。つまり、公的な普及事業による生活改善の取組みが農協の婦人組織を通じて実践されていたのである。

総合農協陣営でも、1955年度の総合事業計画、1956年度から始まる農協刷新拡充三か年計画運動のなかで「生活改善の推進」が盛り込まれたものの、公的な取組みが先行するなかでは本格的なものとはならなかった。生活活動が農業面と並び、農協の重要な活動分野として意識されるのは、1960年の農協体質改善運動以降とされる。

まず、1961年の第9回全国農協大会において「生活改善運動の積極化についての決議」がなされ、そこでは、「農協活動の重点を生活面へも拡大し、衣食住の改善、厚生事業の拡充による健康管理、農村娯楽の充実等生活面での活動の積極化に努め、組合員の生活水準の向上を図る」とされた。

そして、全中は1962年の事業計画の重点として、生活活動の強化を取り上げ、同年10月には、全中に生活改善部を設置する。

そこでは「協同組合は単なる経済事業を行う企業体ではなく、人間優先の社会の建設を目的とした運動組織であることを理解すべき」であり、その具体的な実践のために、「生活指導員を養成し、生活改善の教育から始めていく」とした。この生活指導員は、その名称から明らかなように、先の生活改良普及員から影響を受けたものとみられ、1960年前後に長野県の農協が配置したのが最初とされる。

このように総合農協による1960年代初めまでの生活関連における取組みは、当時、依然として大きく存在した都市と農村の格差を前提にした、生産者としての農家・農村の「生活改善」が前面に出たものであったとみられる。

(4) 生活改善運動から生活活動へ

—生産者であり、消費者である立場から—

1960年代も後半に入ると、農村社会には大きな構造変化が生じてくる。1967年に全中より出された「農協生活活動推進要綱」では、農協法制定時においては、「政府の指導や組合関係者の意識が、生産に関する機能と貯蓄機能的役割を重視し、生活に関する機能を軽視した」ことを指摘するとともに、現在、「農民の消費者としての立場はますます顕著になり、反面消費経済の分野での営利資本の攻勢はますます強まっている」とした。ここで生産者としてだけでなく、消費者としての側面から生活活動の強化を訴える方針が打ち出されることになったと

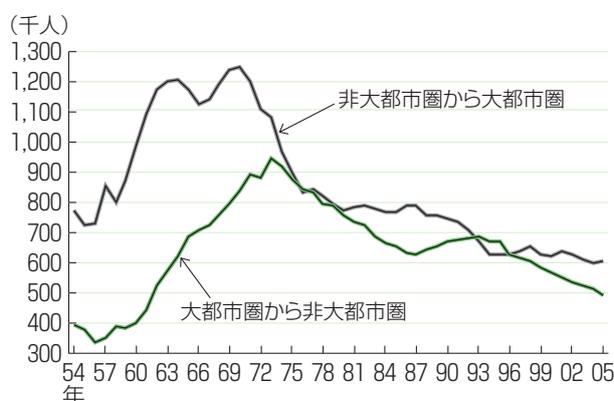
いえる。

そして、70年の第12回全国農協大会では、総合農協の生活活動を考えるうえでとくに重要とされる生活基本構想が決議される。これは、第11回全国農協大会で決議された農業基本構想と並んで戦後の農協運動の新しい路線を示したものとされている。

生活基本構想の背景にある1960年代後半の農山村社会は、高度成長期の様々な社会・経済問題が噴出した時代である。生活基本構想では、それら高度経済成長に伴う農村生活の具体的変化として、①農家生活および農村地域の都市化、②過疎化の進行、③農村人口の老齢化と農業機械事故、農薬中毒など農業者の健康障害の増加、④公害および危険の増大、⑤物価上昇と企業等の購買刺激による農村生活の主体性の喪失、⑥家庭内での人間的つながりと社会における人間的連帯の不安定化、など、現在の地域社会にも通じる課題を例示している。この背景には、農業生産力の拡大が優先された農業近代化の問題や、農村からの人口流出に追随する形で1960年代に急速に拡大した都市部からの人口流入が、農村社会の急速な変貌を招いたことがあるとみられる（第1図）。なお、生活基本構想に先行する形で、前述の自主的組織である農協青年部でも、1960年代より、こうした問題に対する対応、例えば、農機や農薬事故等の労災補償を求める運動や消費者との連携・理解を強める活動が始まっている。

そのうえで、生活基本構想では、「農業近代化をすすめ、農業所得の維持・向上をは

第1図 非大都市圏から大都市圏と大都市圏から非大都市圏への府県間人口移動数



資料 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

かる機能と同時に、生活をまもり高める機能とを、農協はともに発揮していかなければならない」とし、実施すべき施策として、次の9つをあげた。①適正な情報の確保と教育・相談活動、②健康をまもり向上をはかる活動、③老人の福祉向上と子供の健全育成をはかる活動、④危険にそなえ生活基礎をかためる活動、⑤快適な生活環境をととのえる活動、⑥消費生活をまもり向上をはかる活動、⑦生活をたのしみ文化を高める活動、⑧適正な就業機会を確保する活動、⑨適正な資産管理をはかる活動、である。

第7表にあるように、それぞれ個別に総合農協が取り組むべき具体的な施策が列挙されているが、これらは、基本的には、地域社会・経済の持続性にかかる現在にも通じる課題として整理できる。

一つは、都市と農山村の社会・経済面でのインフラの格差や都市化に伴う生活リスクの拡大等の問題であり、それに対し、総合農協は、購買店舗や、就業機会の創出、教育環境・住環境の整備、公衆衛生の向上、

第7表 生活基本構想における農協が実施すべき主な対策

<p>(1) 適正な情報の確保と教育・相談機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協における教育・相談・活動の体系とその活動強化 <p>(2) 健康をまもり向上をはかる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員の健康管理体制の確立(健康教育、健康管理活動〔定期健診の実施、健康指導の実施等〕、事故防止、体力づくり〔農機事故防止、農業安全使用等〕) ・農協医療施設の整備(連合会によるへき地域医療対策等)、農村医学研究の強化 <p>(3) 老人の福祉向上と子供の健全育成をはかる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく豊かな老後生活の実現(共済・貯金による老後生活費の確保、就業機会の造成と就業援助、傷病の予防・治療〔老人のための家庭奉仕員派遣等〕、集会施設の整備・組織の育成、住環境の整備等) ・子供の健全育成と青年教育の推進(子供養育費の確保、子供の安全確保〔母親教室の開設や季節託児施設の整備等〕) <p>(4) 危険にそなえ、生活基礎をかためる活動(保障体制の拡充強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活保障の確立(「ライフサイクル」に合わせた長・短期の保障設計、基礎的貯金の造成と多様な保障需要の開発等) <p>(5) 快適な生活環境をととのえる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域開発計画の策定と行政における実施の促進(生活インフラの整備) ・生活総合センターの設置と活動強化(購買店舗、研修施設、給油所等生活関連施設の整備等) ・住宅供給活動の展開 ・公害対策の組織化(公害対策の行政への要請、企業立地の公害排除、畜産公害への対策等) <p>(6) 消費生活をまもり向上をはかる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者運動としての購買機能の強化(学習・教育活動強化、商品検査の充実、有利購買の実現、生協・漁協との連携強化等) ・生活物資流通の基盤整備(食品中心店舗設置、遠隔地対策移動購買体制整備等) ・生活物資流通体系の確立(連合会流通体系の確立、協同活動強化等) ・生活目的貯金強化、生活資金貸付強化(クレカ導入等)、キャッシュレスなど便宜を提供する機能開発等 <p>(7) 生活をたのしみ文化を高める活動(農協が果たすべき役割として、農業近代化、家事労働合理化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員学習活動の推進、各種グループの育成、文化運動・体育運動の推進、全国的な旅行・観光網と施設の整備等 ・社会奉仕活動の組織化(長期農外就労留守家庭への援護、老人世帯への援護、敬老行事への寄与等) <p>(8) 適正な就業機会を確保する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協による就業機会の造成等、農村地域への工業立地にとまなう対策、適正な労働条件確保等 <p>(9) 適正な資産管理をはかる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産管理相談の実施、動産不動産管理、都市居住者への宅地・住宅の供給等
--

資料 全国農業協同組合中央会(1970)より筆者抜粋整理

生活防衛のための貯蓄や共済の充実等の施策を実施すべきとしている。農村からの人口流出が加速するなかでの、生活環境の整備は農村社会を守り維持していくうえでの重要な取組みであったとみられる。本稿では詳しくはふれないが、所得水準の向上や都市化に伴う様々な生活リスクに対し、ライフサイクルに応じた保障や、生活目的貯金・生活資金貸付など、組合員の生活全般にわたるリスクに金融面から対応していったことも特筆すべきであろう。また、総合農協自身による就業機会の創出を取り上げていることも注目される。そこからは、先のとおり農村からの人口流出が続くなかで、地域社会・地域の持続的な発展に総合農協が真剣に取り組もうとしていたことがうか

がえる。

次に、現在のジェンダー問題とも通じる農村社会における女性の自立・地位向上への取組みである。先の人口移動にみられるように、農村部から都市部への人口移動が急速に行われた農山村では、高齢化、過疎化により農業労働力不足が深刻化した。そして、いわゆる3ちゃん農業により、農家女性の負担が重くなるなか、それを緩和する取組みと、それを通じての農村女性の自立、地位向上等が喫緊の課題となった。これらは、高齢者支援、子育て支援、家事分担の促進などの施策として取り上げられている。

三つ目は、環境や健康問題である。67年の公害対策基本法制定、71年の環境庁の設

置など、当時は日本全体で公害が大きな問題になった時代で、農村の都市化・工業化による問題が深刻化した時代である。注目すべきは、農薬被害や農機事故など、農業近代化の負の側面に対して、農協自身が問題意識を持って取り組む方針を示していることである。さらに、そこには生産者の視点だけではなく、先の都市住民との混住化が進むなかでの生活者・消費者としての視点が加わり、安全で高品質な農産物への志向、その延長にある生協、漁協などとの協同組合連携も盛り込まれている。これらの連携の動きは、農畜産物の安全・安心への生産者の関心の高まりにもつながり、農協による有機農業の取り組み、有機農産物による農協生協間連携に発展する事例もみられた。また、生活者としての視点は農協女性組織による農産物自給運動や直売所、学校給食への食材提供などに広がり、農中総研の前身である農林中央金庫研究センターはそれらの研究拠点の一つとなった（荷見・鈴木（1977）、荷見・根岸・鈴木編（1986）、荷見・根岸（1993）など）。

生活基本構想は「農協は、もともと、組合員の農業生産と生活をまもり向上させるという2つの機能をともに発揮するのが使命である」とし、生産者であり、生活者である農業者の多様な要求を、地域社会・経済の持続性のために農協が主体的に取り組んでいく方針を示したといえよう。また、「農業者は分化し、農業をはなれていく者もふえていくが、これらの組合員も、地域在住の非農業者も、生活面において、共同

の利益と便宜を得ることを必要」とし、地域住民を広く取り組みの対象にしたことも特徴である。生活基本構想の内容は、73年第13回全国農協大会後の74年から始まる第二次全国総合三か年計画のなかで、「くらしと健康を守る運動の積極的展開」として健康問題と消費問題に重点問題を絞り、さらに進められていく。

3 安定成長期から1990年代までの動き

(1) 生活活動は婦人部（現女性部）を中心に

生活基本構想の実践にあたっては、同構想のなかの「生活活動展開のための体制確立と活動推進」において、①生活活動組織の確立と、②生活担当部門の確立・拡充、③人材の確保・要請と配置、④生活関連施設の体系的計画的配置、⑤資金措置の確保と経営管理の強化、⑥農協組織の整備、⑦協同組合間協同と関係諸団体、諸機関との提携強化、⑧生活基本構想推進体制の確立によって進めるとした。具体的には、農協内に生活部などの担当部を設置し、生活指導員が中心となり、地域の農家女性の組織化や生活班と呼ばれる新たな基礎組織づくり等を通じて進めるとした。それは、農業の生産活動の分化により、弱まった農村集落の新たなコミュニティづくりの意味もあったとみられる。なお、生活指導員の数は、協同農業普及事業における生活改良普及員を75年に上回っている。

ここで、前述の農中総研の前身、農林中央金庫研究センターが行った農協の生活活動に関する調査をみても、これら活動は、農協婦人部との連携により進められたことがうかがえる（第8表）。その中心は、経済事業としての店舗・共同活動と、検診活動などの健康活動、都市的な消費経済が浸透するなかでの家計改善・合理化活動等であった（第9表）。

そして、第10表にみられるように、70年の生活基本構想前後から、生活関連の事業と活動が、それらを担当する職員とともに、

大きく伸長していく。この時期は、農家家計の伸びも大きく、農業生産の増大と、地域経済の拡大・活性化が並行して進んでいった時代で、それとともに、農協の生活関連事業と活動はおおむね1980年代半ばまで順調に推移したとみられる。こうして総合農協は農業活動を担う主体だけではなく、農村の生活向上に非常に大きな役割を果たしたといえる。この時期は、総合農協が地域農業と地域の社会・経済全般を支え得た

第8表 生活活動と婦人部との関係(1975年度)

(単位 組合、%)		
	回答組合数	回答割合
生活活動は主として婦人部活動を中心に進められるべきだ	175	37.1
婦人部活動は生活活動の重要な一部門である	265	56.2
生活活動と婦人部活動は本来別々に進められるべきだ	26	5.5
その他	4	0.8
不明	2	0.4

資料 農林中央金庫研究センター「1975年度第1回農協信用事業動向調査」

(注) 調査対象510農協中472農協回答。

第9表 今後とくに力を入れたい生活活動の分野(1975年度)

(単位 %)	
	上位3位までに上がった割合
店舗活動	28.0
共同購入(組織購買)活動	51.1
商品研究・有害食品問題等消費者活動	18.9
生活設計・家計簿記帳等生活合理化対策	37.7
冠婚葬祭の合理化対策	18.0
検診活動(成人病等)健康実態調査	30.9
保健衛生・体操・栄養・睡眠等健康管理対策	20.1
資産管理相談活動	10.4
農外就労相談活動	4.0
年金問題・高齢者(老人)対策	3.4
生活活動の組織づくり	36.4
教養文化活動(主婦学校・生活教室・サークル等)	18.6
公害生活環境問題対策	3.6
その他	0.8

資料、(注)とも第8表に同じ

第10表 生活関連事業および活動組織等の推移(一部)

	集計組合数	生活指導員(人)(注2)	参考:生活改良普及員(人)	女性部(婦人部)のある組合数	農協割合(%)	購買店舗数(千)	生活物資供給取扱高(10億円)	給油所数(千)	保健・生活文化活動実施組合数					
									生活改善技術講習会	健康管理(教育・診断)66、70年は健康診断	老人福祉施設	共同炊事	文庫・図書	葬祭・祭具(66、70、75年は冠婚・葬具)
1965年	7,308	1,148	2,320	9.0	157	(66年)597	...	367	884	(66年)312
70	5,996	1,735	2,225	10.3	331	1,469	...	322	526	568
75	4,765	2,052	2,141	3,799	80	9.9	881	4.5	(76年)770	(76年)2,322	...	140	452	910
80	4,488	2,571	2,039	3,797	85	9.0	1,498	5.2	1,265	3,008	...	141	536	1,118
85	4,242	2,882	1,892	3,690	87	8.4	1,855	5.5	2,550	3,314	...	163	627	1,392
90	3,591	3,125	1,765	3,120	87	7.7	2,021	5.6	2,343	2,889	...	128	563	1,412
95	2,457	3,021	1,612	2,178	89	6.2	1,918	5.2	1,424	1,808	26	96	309	1,051
00	1,424	2,783	1,302	1,295	91	4.7	1,473	4.5	824	1,081	559	88	174	691

資料 農林水産省「総合農協統計表」「協同農業普及事業年次報告書」

(注) 1 ...は調査なし。

2 65年は、その他職員のうち生活改善に従事する職員。

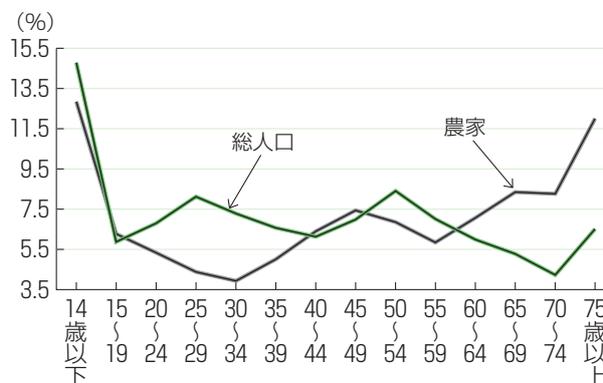
時代といえよう。

(2) 農政と農業構造の変化による 転換期

こうした生活関連事業およびその活動は、第10表にみられるように、90年代後半以降に停滞する。それは、第5表の農協の販売品販売・取扱高の推移にみられるように、80年代後半からの農産物輸入自由化による国内農産物需要減とそれによる農家経済の悪化、また、モータリゼーションが進むなかでの他業態の進出による競争、さらに、後に失われた20年と呼ばれるバブル崩壊後の経済の低迷がそれらの事業や活動の継続に大きく影響したためとみられる。加えて、農業構造面では、戦後の日本農業を支えた昭和一桁世代の農業リタイアが本格化したこともある。第2図にあるように都市より20年早く進んだとされる農村の高齢化、過疎化なども深刻さを増し、2000年前後より総合農協も事業面での転換にせまられ、とくに生活関連事業の再編が進められていくことになる。

例えば、2003年の第23回JA全国大会決議「『農』と『共生』の世紀づくりをめざして」のなかでは、とくに経済事業改革のなかで、生活関連事業の赤字施設店舗の統廃合が盛り込まれた。このような状況に対し「『生活関係事業については、[選択と集中]を徹底し、事業範囲の見直しをはかる』、としている。要するに、赤字部門は切り捨てるということに過

第2図 2000年の農家世帯員と総人口(農家除く)の年齢構成比比較



資料 農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

ぎない。・・・(中略)・・・『生活基本構想』の描いた農家像、農協像に立ち帰って国民と農民の関係を整理し、農のあるまちづくりを進めるべきだというのが私の主張である。」(先崎千尋「生活基本構想の復権」農業協同組合新聞2003年6月25日付シリーズ農協のあり方を探る-7)と指摘する声もあった。

第11表は、この時期の総合農協が地域社会・経済のなかで置かれた状況をみたものである。農中総研独自の地域区分別にみる

第11表 地域区分別諸指標(769農協地域加重平均)

(単位 %)

	農協組合員(04年)/管内人口(00年)	管内人口増減率(00年/90年)	65歳以上人口比率(00年)	農業産出額増減率(01年/91年)	農業産出額(01年)/課税対象所得額(01年度)
全国	7.2	2.7	17.4	△19.8	4.9
特定市	2.8	4.3	14.6	△21.7	0.9
中核都市	6.4	3.5	17.0	△23.6	3.1
都市的農村	11.9	1.7	20.0	△20.2	9.8
農村	17.9	△2.8	23.8	△17.8	23.9
過疎地域	21.3	△10.4	28.5	△12.4	40.4

資料 日本金融通信社『日本金融名鑑2005年版』、総務省「国勢調査」「市町村税課税状況等の調」、農林水産省「生産農業所得統計」
(注) 集計および地域区分等の詳細は内田(2006a)参照。

と、全地帯で農業産出額がマイナスになるなか、地域経済に占める農業のウエイトが高い地帯ほど、総合農協の組合員が人口に占める割合が高く、かつ、人口減少と高齢化が進んでいた。

このように非常に厳しい環境下で総合農協は、生活関連事業の再編を組合員組織の理解を得つつ進めていった。農業および社会・経済の急速な変化が農村社会で進むなかで、個別の事業単位でみた場合、総合農協として事業継続が困難な地域が生じてきたといえる。一方、こうした総合農協の生活関連事業の再編等を契機に、地域住民組織による今でいう地域運営組織や小さな拠点による地域共同販売店などの取組みが進んだ事例もあり、総合農協として、こうした地域の事業・活動に、いかに関与・支援していけるかが課題となった。

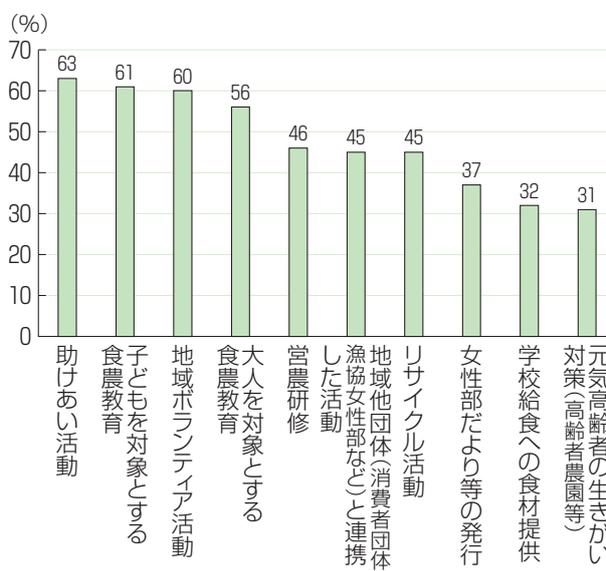
(3) 新たな課題へ取り組む生活活動

上記のように、2000年代は農協を取り巻く環境が大きく変化する時代であったが、第3図のように、農協の女性組織は、高齢者向けの助けあい活動、子どもへの食農教育、地域ボランティア、協同組合間協同やリサイクル活動など、多様な活動を進めていった。

なかでも地域の課題を解決するための特徴的な取組みが1990年代後半からの高齢者福祉に関する活動である。既に生活基本構想のなかでも「健康の維持増進と老人の福祉向上」が課題に取り上げられていたが、85年第17回全国農協大会の「農協生活活動

基本方針」決議で、高齢者福祉活動が基本方針により明確に位置づけられた。そして、92年5月の農協法改正により、農協の高齢者福祉事業が法的に確立されたことで、94年第20回JA全国大会では、事業と活動の両面で取り組む方針が決められた。これを受けJAグループ全体として、第4図にみられるような介護ヘルパー養成が女性部を中心

第3図 農協の女性組織が取り組んでいる主な活動 (複数回答、上位10項目、2009年度)



資料 JA全中『平成21年度全JA調査』
 (注) 女性組織が「ある」と回答した660農協の回答割合。

第4図 農協が養成したヘルパー数(年度末累計)と助けあい組織の推移



資料 JA全中資料
 (注) ヘルパー数は年度末。助けあい組織は累計、時点は96年までは年度末、97年9月、98年9月、99年11月、00年は01年5月。

に進められ、女性部を中心に2002年3月末で10万1千人のホームヘルパーが誕生している。

またボランティアの組織化についても、ホームヘルパーを中心とする有償ボランティア活動推進のため「助けあい組織」の設置が進められ、組織数は02年4月時点で963組織まで増加していた。こうした取組みもあり、2000年の介護保険制度開始時には、JA全中の事前予想200農協を大幅に上回る362農協が介護保険事業に参入することとなった。なお、現在の高齢者福祉活動を含む農協の地域における多様な取組みについては、行友（2018）に詳しい。

4 2000年代以降の動き

ここまで高度成長期以降の地域農業と社会・経済に総合農協がどう関わってきたのかについてみてきた。では2000年代に入り、こうした取組みはどう展開していったのであろうか。

05年度以降について、総合農協の農業および生活関連事業・活動等の施設、取組数等の動きをみたものが、第12表である。

農協の営農経済事業体制は、個別品目の業種別生産組織（部会）や共同利用施設は減少傾向にある。また、営農指導員も減少しているが、その減少率は、公的な技術指導組織である普及指導員に比べ小幅にとどまる。そして、農協の協力組織である集落組織数が減少する一方、JA出資型農業法人や農林水産省の統計による集落営農数は増

加している。

一方、生活関連事業については、子会社化や譲渡等もあり購買店舗や給油所などの施設が減少する一方で、直売所が増加している。また、介護保険事業への取組みは、訪問介護が減少する一方で、通所介護は増加している。統計がとれないため生活改善や健康管理の活動の足元の動きは読み取れないが、JA厚生連を通じた組合員を含む地域住民の検診は、高水準で推移している。

農産物輸入増加や高齢化・離農等による生産基盤縮小圧力に対し、農協は生産組織や機能高度化を含む共同利用施設の再編統合による効率性の向上、JA出資型農業法人の設立や集落営農組織の立ち上げ等による担い手育成で影響を最低限にとどめたといえよう。また公的な普及組織が大きく縮小するなかで、営農指導体制を相対的に維持したことも、評価されるべきである。一方、生活関連事業および活動に関しては、地域社会の構造変化のなか購買店舗数、給油所数は縮小傾向にあるが、新たな課題である食の安全・安心等の多角化するニーズに直売所の増加で対応し、健康福祉面の事業活動も利用者のニーズに対応しながら、継続的に取り組んでいる。また、これら以外にも、後にみるように、子ども食堂や農福連携、市民農園の取組みなど、新しい形で地域の課題に取り組む動きも出てきている。

このように、農業および生活全般にわたる多様な取組みは、農業および生活にかかるあらゆる機能を持つ総合農協グループだからこそ可能になっている。2000年代に入

第12表 農協の農業および生活関連事業・活動に関連する組織・施設・取組農協割合等

	05年度	10	17	17/05 増加率 (%)	
集計組合数	886	725	657	△26	
集落組織(農協協力組織)(千)	173	145	126	△27	
業種別生産組織(部会)(千)	20	19	17	△17	
青年(壮年)部のある組合数	691	595	569	△18	
組合割合(%)	78	82	87	11	
女性部のある組合数	843	683	630	△25	
組合割合(%)	95	94	96	1	
営農指導員数(千人)	14.4	14.5	13.7	△5	
生活指導員数(千人)	2.2	2.1	
カントリーエレベーター(か所)	761	770	771	1	
ライスセンター(か所)	1,747	1,619	1,486	△15	
青果物集出荷施設(千か所)	...	4.6	4.3	△6 (17/10)	
青果物加工施設(か所)	459	452	393	△14	
農機サービスステーション(千か所)	1.6	1.3	1.2	△25	
直売所(千か所)	1.2	1.5	1.5	28	
JA出資型農業法人(法人)	174	369	639	267	
購買店舗(千か所)	3.7	3.5	3.3	△12	
給油所(千か所)	3.4	2.2	1.8	△47	
葬祭センター(か所)	386	492	594	54	
訪問介護(組合)	332	284	204	△39	
通所介護(組合)	96	124	128	33	
生活改善講習会(組合)	532	410	
健康管理(教育・診断)(組合)	688	542	
JA厚生連生活習慣病検診(万人)*	347	337	311 (15年)	△10 (15/05)	
参考	集落営農数(千)	10	14	15	51
	普及指導員(千人)	9	7	6	△27

資料 農林水産省「総合農協統計表」「協同農業普及事業年次報告書」「集落営農実態調査」、JA全中「JAファクトブック」、全中資料
(注) ...は調査なし。*農協以外での実施も含む。

り昭和一桁世代農業者の退出とさらなる高齢化等が進むなど、厳しい環境変化のなか総合農協が何もしなければ、日本農業および農村社会はさらに厳しい状況に陥った可能性は高いであろう。ただし、その取組みは、時代とともに変化し、かつてのように、地域の農業や社会・経済をあらゆる面で支

えていくということではなく、その事業を取り巻く環境や、集落組織をはじめとする組織基盤の変化に、その機能・役割を変化させつつ対応してきたものといえよう。

15年以降は、日本の農業産出額、農協の農産物販売取扱高も底打ちの傾向がみられる。足元で進められているJA自己改革の目標である農業所得の増大、農業生産の拡大の取組みは、こうした地域農業の持続を図るうえで、農協系統の総合力を顕在化させる非常に重要な機会ともいえ、そのなかで農協の営農経済事業が果たす役割はさらに高まっていこう。また、生活関連事業および活動についても、地域社会・経済の持続可能性が環境面も含め注目されるなか、総合農協が今後果たせる役割は大きいとみられる。

例えば、昨今の持続性に関する議論の中心となっているSDGsについていえば、その「誰一人取り残さない」という目標自体、協同組合の相互扶助の理念と共通するもので、「協同組合精神で動くJAにはSDGsの理念が

ビルトインされており、存在そのものがSDGs」と指摘する声もある。^(注2) 実際、19年3月にJA全中はJAグループが取り組んでいる事業活動をSDGsに即して第13表のように整理したが、それらはSDGsの17目標を網羅するもので、改めて総合農協の事業・活動が、地域農業と社会・経済の持続性に広

第13表 JAの事業活動とSDGs目標

	取組事項	実績(%)は取組JA割合	SDGs17目標対応 (JA全中区分)
地域農業の発展・成長のための事業活動	農家に出向く経営サポート	担い手に出向く専任部署設置84%、担い手訪問年間160万回超、営農指導員15,000人超(18年度)	2, 8, 15
	マーケットインに基づく消費者実需者ニーズ対応	加工・業務用需要対応契約販売55%、実需者ニーズ対応出荷規格・数量設定51%、JA指定品自作付奨励60%、組合員から買取販売49%、消費者ネット直接販売47%(18年度)	2, 8, 15
	資材価格と生産技術でコスト低減	競合他社価格調査分析86%、低コスト生産技術普及88%、取扱商品集約78%(18年度)	2, 8, 13, 15
	輸出・知的財団活用	輸出実施206JA(18年度)、地理的表示保護制度(GI)登録89产品中JA関与54(19.12現在)	2, 8, 15
	直売所	JAファーマーズマーケット:約2,000店舗、販売高 約3,500億円(15年度)	2, 4, 8, 12, 16
	企業連携による価値創造	商工会・商工会議所との連携338JA(17年度)、加工品等の商品開発177JA(18年度)	2, 4, 8, 13, 14, 15, 17
	新規就農者支援	相談窓口設置61%、JA・JA出資法人実習24%、農地仲介・斡旋22%、無利子・低金利融資等支援制度26%(18年度)	2, 8, 12, 15
	環境保全型農業	環境保全型農業67%、エコファーマー認定農産物61%、特別栽培農産物57%、有機農業24%(18年度)	2, 6, 8, 12, 13, 15
地域社会のための事業活動	組合員の生活インフラ	拠点数約16,200(16年度)、買い物拠点店舗づくり135JA、移動購買車103JA、移動金融店舗車71JA(18年度)	1, 2, 3, 4, 9, 11, 17
	高齢者福祉(健康寿命100歳をめざす)	JA介護予防運動184JA ウォーキング健康づくり205JA 認知症サポーター養成約18万人、全国助けあい組織631組織(18年度)	3, 11
	子育て支援	子育て支援実施76JA、支援講座等への参加者数(年間)約16,000人(18年度)	3, 4, 5, 11
	農福連携	子ども食堂へ関与103JA(19.12末)(福田(2020)より)	1, 2, 3, 4, 10
	農福連携	農福連携の取組み48JA(18年度)	2, 3, 4, 8, 10, 11, 16
	次世代への食農教育	農業体験学習66%、出前授業45%、親子料理教室41%、小学校と連携85%(18年度)	2, 4, 11
	食と農の理解拡大	JA主催農業・JAまつり83%、参加者数(年間)約500万人(18年度)	2, 4, 11
	「地域農業復興の応援団づくり」	農業応援金融商品100%、JAファーマーズマーケット来場促進(商品券発行等)39%、市民農園・体験型農園24%、援農ボランティア5%(18年度)	2, 8, 11, 16
組合員の「声」をもとに自己改革	組合員・地域住民訪問割合(正組合員97%、准組合員90%、地域住民80%)(18年度)	11	
助けあいの組織としての被災地支援・平時からの災害対策	被災地へ派遣したJAグループ支援隊(これまでに約16,000人日) 災害時連携協定締結市町村328(18年度)、消防団加入JA役職員2万人超(17年度)	9, 11, 17 4, 11, 17	

資料 JA全中「JAの活動報告書2018」(2019.3)より筆者整理作成、数字は一部更新

く関与していることを示唆するものであった。

産業組合以来、地域を基礎とし、地域が抱える諸課題に向き合い地域の農業・社会・経済を支えてきた総合農協が果たしてきた機能や役割を、JAグループ自身は当たり前のもものと過少評価しがちである。改めてそ

れらの取組みの意義・価値を一般により評価・認知されるための努力をすることが必要であろう。

(注2) 笹谷秀光氏「私のオピニオン」『月刊JA』2019年3月号より。

5 総合農協がこれからの地域に果たす役割

これまでみてきたように、前身ともいえる産業組合の時代を含め、農業と地域の課題を解決するために人的結合により組織されたものが日本の総合農協ということができよう。そのなかで、これからの総合農協が果たす役割について改めて考えて終わりとしたい。

(1) 食と農を通じて地域の持続的発展に貢献する基盤としての役割

食と農に関連し地域の持続的発展に貢献してきた総合農協は、これからも、その維持のために大きな役割を果たすことができる。とくに、日本農業の生産基盤の根幹である、担い手、農地、技術、多様な農業の維持、についての役割を果たすことが重要とみられる。

a 担い手の確保

総合農協は、新規就農支援、事業承継、外国人労働者の仲介などを既に行っており、これからもそうした機能を発展させ、地域農業を維持していく必要がある。例えば、新規就農に関しては、多くの農協が窓口や研修施設等の受け皿をつくって活動している。

今後は、総合農協の管内が広域化するなかで、管内の複数行政の取りまとめ機能が重要になるとみられる。例えば、JAみなみ

信州は、17年11月に管内の各市町村と連携して、「南信州・担い手就農プロデュース」を発足させ、新規就農者の受入れ活動を共同で行っている（日本農業新聞2019年1月30日付）。また、外国人労働者への対応でいえば、技能実習生や19年に導入された特定技能外国人の受入れについての対応をJAグループとして進めていく必要がある（石田（2019）参照）。一方、幅広い地域住民との連携を目指して、例えば援農ボランティアなどの組成により、農業労働力支援に取り組む動きもみられている（草野（2019））。

b 農地の維持

地域農業の持続性を維持するために、総合農協は、既に農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体等で、地域の農地の維持・流動化を支援してきた歴史がある。現在は、こうした農地の仲介機能だけでなく、農協自身の農業経営や集落組織を基盤にした農業法人等への出資、さらに部会への支援（尾高（2013））等により、農地の保全・流動化に取り組む事例もみられる。また、農地中間管理機構においても、農地のコーディネータ役としての積極的な連携を期待されており、そこでは、農地の出し手、受け手双方と組織基盤を通じて人的関係を築いている総合農協の強みが生かせよう。また、防災や緑地保全につながる都市部の農地維持においても、市民農園への取り組みなど多様な手段により貢献できよう（小田（2019））。

c 先進技術の受け皿

戦後の農業近代化において、公的な協同農業普及事業と並んで、総合農協が中心的な役割を果たしたように、現在のICTに代表される先進技術導入の受け皿となり、地域農業の維持を果たしていく機能も重要とみられる。19年度から始まった農研機構のスマート農業実証プロジェクトには、全国で取り組む69グループにJA本体やJA出資法人などから複数の団体が参加している。例えば、JAしまね斐川地区本部では、子会社の（有）グリーンサポート斐川が参加し、さらなる水田フル活用を目指し、自動操舵システムやRTK-GPS（リアルタイムキネマティックGPS）機能、ドローン、水田センサ、自動給水システムなどの実証試験が行われている（日本農業新聞2020年1月5日付、小田（2019））。さらに、これら先進的技術は、労働力不足や作業条件が劣位にある条件不利地域での省力化や作業の安全性向上等にもつながることが期待される。例えば、JA全農ひろしまの広島版スマート農業では、「ICT」「IoT」などスマート農業技術から、中山間地に対応できる技術の実証試験を21年度までの3か年計画で取り組んでいる（農業協同組合新聞2019年8月9日付）。

d 多様な農業を維持するための取り組み

地域の社会・経済の持続性を考え、食と農の多面的機能を維持するうえでは、大規模化や効率性の追求だけではなく、家族農業にみられるような多様な担い手による多様な農業の継続も課題となろう。例えば、

既に多くの総合農協で実績のある農産物直売所等の取組みは高齢者や兼業農家でも対応できる小規模多品種生産に対応する販売方法で、かつ地産地消に資するものでもある。また、地域の風土に根差したブランドづくりも、農業の多様性の維持のうえでは重要で（内田（2019a）参照）、第13表にあるように、地域団体商標・地理的表示の登録支援などもさらに進める必要がある。同様に、GAP認証取得等の支援も、食品安全という消費者への遡及力に加え、生産者の労働条件の改善につながり重要とみられる。

(2) 地域社会・経済の持続的発展と課題解決に資する役割

約1万6千の拠点や移動購買車・移動金融店舗車の配置、約2万人の農協職員が支える消防団組織など、生活や社会インフラとしての総合農協の役割は依然大きい。また、それは様々な地域社会・経済が直面する危機からの回復力（レジリエンス）につながるものである。そのことは被災地に派遣されたJAグループ支援隊が約1万6,000人日に上るよう想定外の災害に直面した際とくに顕著で、例えば、東日本大震災からの被災地復興に総合農協グループが果たした役割は非常に大きかった。なお、農中総研は発災以降継続的に調査を行い、それらは結城・小山・農林中金総合研究所（2012）、農林中金総合研究所編著（2016）にまとめられている。

このように、地域社会・経済の持続的な発展と課題の解決に、総合農協は大きく貢

献してきたし今後もその役割は重要である。なお、その日常的な在り方は、地域の社会・経済環境によって、地域ごとに異なってくるとみられる。つまり、総合農協が従来どおり主体となって取り組むことが持続性につながる地域もあれば、多様な主体との連携のもとで進める地域など、地域から必要とされる事業機能や役割に応じて、取組み方は異なるものと考えられる。例えば、現在、地方創生の担い手として期待されている小さな拠点や地域運営組織に関しては、19年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」のなかで、「地方創生を担う『ひとつづくり』のための多様な主体の連携」「『小さな拠点』の形成の推進」といった連携の多様な主体の一つとして農業協同組合が位置づけられている。そして、地域運営組織や小さな拠点と総合農協が連携することで、地域の社会・経済の持続性に果たしてきた役割や機能を、新しい形で再編・維持する動きもみられている。全国農業協同組合中央会（2019）では、農協施設再編後の生活店舗・給油所を地域運営組織にあたる住民中心の会社が運営し、農協は一部業務をその会社へ委託することで、経営安定化に協力している事例が取り上げられている。

18年度に農中総研が実施した第2回農協信用事業動向調査によれば、地域運営組織と何らかの連携がある農協は、回答315農協中173農協（約55%）に上っており、総合農協が地域運営組織等の支援を通じて、地域社会・経済の持続性につなげる取組みは

今後増えていくとみられる。さらに、協同組合間の協同や、NPO・経済団体等、地域の多様な主体間が連携し、地域活性化に取り組むことも必要になろう。例えば、18年にJA全中、全森連、全漁連、商工会、商工会議所の五者は地域経済活性化のための連携協定を結び、農商工連携を推進し、新たな事業機会の創出を目指している。

なお、現在注目を集めつつある地域商社も、こうした連携の一つの形であるが、そもそも地域の特産物の販路を開拓し地元へ付加価値を還元していくことは、総合農協の本来の役割である。例えば農協が特販課などの部署を設けて、地域の特産品の販売強化に取り組むことは、多くの総合農協が実践している（アグリフューチャー・ジャパン（2019）ではJAとびあ浜松の事例が取り上げられている）。そのうえで、地域の多様な主体との連携により、より広範な取組みに発展させていくことも考えられる。例えば、岡山県真庭市の地元企業、行政、農協が出資し設立された（株）オール真庭は、直売所の広域連携と直営店開設により、地域経済の活性化を図っている（日本農業新聞2019年9月17日付）。

また、食と農を通じて地域社会の新たな課題を解決する取組みがみられていることも指摘しておきたい。例えば、子育て支援については、先に指摘したように総合農協では産業組合時代を含め、長い歴史がある。そのうえで、貧困問題にとどまらない、地域コミュニティの希薄化といった現代的な課題（福田（2020）参照）への対応として、

子ども食堂があげられる。農協による子ども食堂への関わりは、食材提供を中心に15年頃から始まっており、JAファーマーズマーケットによる食材提供、女性部、青年部による支援などに広がっている。また、農業の労働力不足と、障がい者の新たな就労機会の創出の取組みとしての農福連携についても、例えば、特別支援学校の生徒への農業実習や就労支援、社会福祉法人等の農業生産に対する営農指導や販売支援が行われている。

(3) 地域の自然生活環境・文化の持続性に果たす役割

1970年の生活基本構想の柱の一つが当時大きな問題となっていた公害から農村を守ることにあったように、地域の自然と生活環境を守ること、それは農業生産基盤を守ることに通じ、食と農の果たす役割を理解してもらうための教育活動も含め、総合農協の大きな役割の一つであろう。それらを実行するうえでは、総合農協と連携・協力しつつ活動している集落組織や、女性部、青年部などの組合員組織に期待する点も大きい。総合農協は自身の活動に加え、これらの組織の取組みを支援・促進することも課題となろう。

例えば、総合農協の協力組織である約13万の集落組織のなかには、地域の自然環境を保全し、同時に農業生産基盤や伝統芸能や祭りなどの文化を維持する活動を行う組織も多い。

第14表は農林業センサスより、2005年時点の農業集落の活動状況等をみたものである。調査対象農業集落の約7割が農協活動を行っている。そして、農業集落の活動には、農道や農業用排水路等の管理に加え、環境保全や文化活動などのいわゆる農業の多面的機能を維持する活動が含まれている。

また、女性組織も、その活動を通じ、生活環境の維持に注力してきた歴史がある。70年代より、農業生産の場としてだけではなく、消費者が生活する環境そのものを守る活動として、合成洗剤から粉石けんへの切り替え運動など地域の自然環境を保護する取組みが始まっており、以降も、環境保全活動やリサイクル活動が広範な女性組織によって担われている。19年5月には、JA全国女性組織協議会はSDGs宣言を行い、5つの具体的な活動「①食を守る、②農業を支える、③地域を担う、④仲間をつくる、

第14表 農業集落の共同活動と管理施設(2005年)

(単位 千集落、%)

		集落数	割合
調査対象農業集落数		111	100
┆うち中山間地域		58	52
実行組合がある集落		88	79
実行組合としての活動内容	農協活動	77	69
	転作にかかる連絡・調整	71	64
	農業共済にかかる連絡・調整	65	58
	農業関連施設の管理	31	28
	農作業の手伝い・労働力の調整	8	7
集落で管理している農業関連施設	農道の管理	55	49
	農業用排水路	64	57
	ため池	10	9
集落として行っている活動	祭りの開催	86	78
	伝統文化・芸能の保存	32	29
	各種イベントの開催	55	49
	高齢者等への福祉活動	39	35
	景観保全・景観形成活動	64	58
	自然動植物の保護	7	7

資料 農林水産省「2005年農林業センサス」

⑤JA運営に参画する」を提起し、注力していくとしている。

さらに、青年部でも、農業生産活動の課題に加え、地域活性化や食と農の理解促進のための様々な課題に対する活動を行っており、例えば、JA全青協の「ポリシーブック2019」では、耕作放棄地対策、中山間地の農業、鳥獣害対策、離島といった課題に対して、地域社会や多面的機能の維持等のために、個人・青年部として、また農協、行政との連携を通じて解決のために取り組んでいくとしている。

おわりに

本稿でこれまでみたように、総合農協は、その前身ともいえる産業組合の時代を含めると、100年を超える歴史のなかで、組合自身およびその組合員組織を通じ、それぞれの農協が基盤とする地域農業と社会・経済を支え、地域の課題解決のために取り組んできた存在である。現在盛んに、持続性に関する議論が行われ、またそれに貢献することがあらゆる組織・事業体で問われているが、それは、今回みたように、これまで総合農協が地域の農業と社会・経済に果たしてきた役割に非常に近いものであろう。

農業や地域の社会・経済環境が大きく変化するなかで、総合農協が従来と同様の役割を果たすことは容易ではないが、本稿でみたように、変化に対応した新たな動きもみられている。今後も、総合農協には、時代時代にあった取組みを通じて、組合員組

織や地域の多様な主体との連携により、地域の農業と社会・経済の持続性に果たす役割が求められよう。

<参考文献>

- ・アグリフューチャー・ジャパン（2019）「奮闘する地域商社—地域と農業の再生に向けて—」日本農業経営大学校ブックス
- ・明田作（2010）『農業協同組合法』経済法令研究会
- ・石田一喜（2019）「JA等による外国人受入れの概要について—請負方式と特定技能に注目して—」『農中総研 調査と情報』web誌、3月号
- ・石田信隆（1993）「農協の合併効果について」『農林金融』4月号
- ・石田信隆・農林中金総合研究所編著（2015）『「地方創生」はこれでよいのか—JAが地域再生に果たす役割—』家の光協会
- ・石田正昭（2015）「JA女性組織の過去・現在・未来」『JC総研レポート』秋号、Vol.35
- ・板野光雄（2015）「JA女性組織が再び輝くために」『JC総研レポート』秋号、Vol.35
- ・内田多喜生・木村俊文（2002）「3年目に入った農協の介護保険事業の現状と課題」『農林金融』9月号
- ・内田多喜生（2006a）「地域の社会・経済環境からみた農協組織」『調査と情報』1月号
- ・内田多喜生（2006b）「2005年農林業センサスにみる農業集落の現状と課題について」『調査と情報』5月号
- ・内田多喜生（2009）「農協の多面的な取組みと地域における役割」『農林金融』12月号
- ・内田多喜生（2019a）「地域農業振興を主導してきた総合農協の取組み」『農業協同組合経営実務』5月号
- ・内田多喜生（2019b）「フランスのワイン農協における付加価値向上のための取組み」『農林金融』6月号
- ・太田美帆（2004）『生活改良普及員に学ぶファシリテーターのあり方—戦後日本の経験からの教訓—』国際協力総合研修所（JICA準客員研究員報告書）
- ・太田原高昭（2007a）「戦後復興期の農業協同組合」『北海学園大学経済論集』第55巻第2号
- ・太田原高昭（2007b）「農基法農政下の農業協同組合」『北海学園大学経済論集』第55巻第3号
- ・尾高恵美（2006）『学校給食への地場産野菜供給に関する調査』総研レポート18調—No.11
- ・尾高恵美（2013）「果樹農業の持続性向上のための産地マネジメント」『農林金融』5月号
- ・小田志保（2017）「体験型農園の普及にかかるJAグ

- ループの役割と課題』『農林金融』12月号
- ・小田志保 (2019) 「スマート農業による均平・播種作業の省力化実現のためのJAしまねの支援」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号
 - ・越智正也・清水徹朗・内田多喜生 (2006) 「日本の農業・地域社会における農協の役割と将来展望 (上)」『農林金融』6月号
 - ・梶井功編著 (1988) 『農業改革の理論』農林統計協会
 - ・加瀬和俊 (1975) 「1920年代における産業組合普及の意義とその限界—産業組合拡充運動の前提条件—」『土地制度史学』第17巻第4号
 - ・川野重任・桑原正信・森晋監修 (1975) 『農協経営全書第4巻 農協の事業Ⅱ 生活・地域社会建設』家の光協会
 - ・木原久 (2000) 「地域農業再編と農協の役割—集落営農組織育成の今日的意味—」『農林金融』5月号
 - ・協同組合経営研究所農業協同組合制度史編纂委員会編 (1996、1997) 『新・農業協同組合制度史』第1～4巻
 - ・草野拓司 (2019) 「JA横浜による援農ボランティアの取組み」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号
 - ・小針美和 (2019) 「JA出資型農業法人の動向と新たな役割」『農業協同組合経営実務』9月号
 - ・斉藤由理子 (2003) 「農協の組合員、地域住民の意思反映システム」『農林金融』8月号
 - ・産業組合中央会編『産業組合年鑑』各年版
 - ・清水徹朗 (2019) 「農協営農指導事業の形成と展開」『農協営農指導事業の課題』総研レポート2019調一 No.2、第1章
 - ・生源寺眞一・農協共済総合研究所編 (2007) 『これからの農協—発展のための複眼的アプローチ—』農林統計協会
 - ・鈴木利徳 (1982) 『地域社会づくりと生活活動—農協の基本的課題—』日本経済評論社
 - ・全国農業協同組合中央会 (1970) 『生活基本構想—農村生活の課題と農協の対策—』
 - ・全国農業協同組合中央会編 (1973) 『農協生活活動読本』家の光協会
 - ・全国農業協同組合中央会編 (1980) 『生活指導員の活動記録』家の光協会
 - ・全国農業協同組合中央会 (2019) 「JAグループにおける地域運営組織・小さな拠点との連携について」
 - ・全国農業協同組合中央会編『農業協同組合年鑑』各年版
 - ・全国農協青年組織協議会 (2016) 『JA全青協創立60周年記念誌「農魂」』
 - ・全国農協青年組織協議会 (2019) 「JA全青協ポリシーブック2019」
 - ・武内哲夫・太田原高昭 (1986) 『食糧・農業問題全集7 明日の農協』農山漁村文化協会
 - ・田中光 (2018) 『もう一つの金融システム—近代日本とマイクロクレジット—』名古屋大学出版会
 - ・田中久義 (2007) 『総合農協の経営戦略』家の光協会
 - ・寺林暁良 (2017) 「農協と地域運営組織との連携をめぐる論点」『農林金融』10月号
 - ・内閣府 (2017) 「地方創生事例集 (小さな拠点・地域運営組織版)」平成29年3月
 - ・中間由紀子 (2012) 「農協婦人部の活動と女性の地位向上に関する研究」『農業研究』日本農業研究所研究報告第25号
 - ・日本村落研究学会編 (2001) 『日本農業・農村の史的展開と農政』農山漁村文化協会
 - ・根岸久子 (1999) 「農協の女性組織活性化の課題」『農林金融』6月号
 - ・根岸久子 (2003) 「生活活動の現代的意義—協同活動の強化に不可欠な生活活動—」『農林金融』8月号
 - ・農業協同組合全国大会決議案各回版
 - ・農業情報調査会『年表・図説で見る農業・経済・金融・JAグループ 歴史と現況』各年版
 - ・農林中央金庫研究センター (1976) 『農協の生活活動—概要と問題点—』調査資料No.7
 - ・農林中金総合研究所編 (1992) 『協同組合の国際化と地域化—21世紀の協同組合像を展望する—』(白石正彦監修) 筑波書房
 - ・農林中金総合研究所編著 (2016) 『東日本大震災 農業復興はどこまで進んだか—被災地とJAが歩んだ5年間—』家の光協会
 - ・荷見武敬・鈴木利徳 (1977) 『有機農業への道』楽游書房
 - ・荷見武敬・根岸久子・鈴木博編 (1986) 『農産物自給運動—21世紀を耕す自立へのあゆみ—』御茶の水書房
 - ・荷見武敬・鈴木博・河野直践 (1988) 『有機農業—農協の取り組み—』家の光協会
 - ・荷見武敬・根岸久子 (1993) 『学校給食を考える—食と農の接点—』日本経済評論社
 - ・濱田健司 (2019) 「情勢報告 農福連携の広がりと期待」『共済総研レポート』No.163
 - ・原弘平 (2014) 「2014国際家族農業年—今問われる『家族農業』の価値—」『農林金融』1月号
 - ・福田いずみ (2017) 「広がりを見せる子ども食堂—JAの関与と可能性—」『共済総研レポート』No.154
 - ・福田いずみ (2020) 「子ども食堂の現状とJAの動向」『共済総研レポート』No.167
 - ・増田佳昭 (2019) 「農協の総合事業性を考える—農業団体の変遷と農業指導を中心に—」『にじ』冬号、No.670
 - ・三輪昌男・荷見武敬・鈴木博 (1977) 『農協の生活活動を考える』家の光協会
 - ・両角和夫 (2017) 『「農協改革」をめぐる政府の検

討と農協系統組織の対応』『農業研究』日本農業研究所研究報告第30号、153～224頁

- ・山極榮司（2004）『日本の農業普及事業の軌跡と展望』全国農業改良普及支援協会
- ・山田祐樹久（2017）「農協-生協間産直を通じた地域農業振興」『農林金融』6月号
- ・結城登美雄・小山良太・農林中金総合研究所（2012）『東日本大震災 復興に果たすJAの役割』家の光協会

- ・行友弥（2018）「地域活性化に取り組む農協—『つながり』の再構築を求めて—」『農林金融』8月号
- ・若林剛志（2015）「豊かな地域社会を築く担い手集団としてのJA青年部」『農中総研 調査と情報』web誌、7月号

（うちだ たきお）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2019

A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2019年12月

再生可能エネルギーと内発的発展

—SDGsと協同組合の視点を交えて—

主席研究員 河原林孝由基

〔要 旨〕

再生可能エネルギー（再エネ）を活用して地域内で経済循環を促し内発的発展につなげている事例が認められる。そこに再エネに取り組む意義を見いだせるが、本稿の問題意識は“同じ再エネでもなぜ地域によって根づくものとそうでないものがあるのか”にある。それを近年の再エネを巡る情勢を踏まえ、とりわけSDGsの考え方を採用しながら、実践事例をもとに内発的発展に資する再エネ活用のありようを考察する。また、実施主体となっている協同組合との親和性についても指摘したい。

再エネが根づいている地域では、地域資源（自然資本）があるだけでは不十分で、地域の人々の主体的な参加と関係性（社会関係資本）が醸成されていることが基盤となっている。ここでは単に経済的・経営的に再生産が可能ということにとどまらず、環境面や社会面での課題に取り組んでいる。それには「経済×環境×社会」的課題の同時解決のアプローチにより、外部経済を十分に意識し、様々なステークホルダーを包摂することが重要である。

目 次

はじめに

1 再エネを巡る情勢

- (1) SDGsとパリ協定
- (2) 「経済×環境×社会」的課題の同時解決へのアプローチ
- (3) 再エネの経済性
- (4) 協同組合とSDGsの親和性

2 再エネによる内発的発展

- (1) 再エネ導入をリードし「電力の地産地消」を展開するJA士幌町の取組み
- (2) エネルギーも産直を目指すパルシステムグループの取組み
- (3) SDGsを評価軸に据える環境未来都市・下川町での地域おこし

おわりに

—農村の内発的発展に資する再エネ導入とは—

はじめに

近年、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）をはじめとした地域資源を活用することで、地域を活性化し地域おこしにつなげようとする動きがみられる。地域経済が疲弊している一因として、地方の多くが民間の域際収支が赤字となっていることがあげられる。その大部分は化石燃料等のエネルギー（石炭・石油・天然ガスなど、由来の電力・熱供給・運輸を含む）購入によるものであり、そうした赤字分を公的な支出で賄っているのが実状である。しかし、地方には大都市圏と比較して豊かな自然資源がある。地域の自然資源を利用し地域で発電・消費（あるいは域外に販売）することは、外部からの電力購入による地域所得の域外流出を防ぎ（あるいは域外から所得を獲得し）、それら所得が域内で消費や再投資されれば、さらなる経済波及効果が生まれる。

地域内での経済循環が進めば、地域経済の自立性が高まる。これを「内発的発展」と捉え、そこに再エネに取り組む意義を見いだせるが、実際はどうであろうか。同じ再エネでも地域によって根づくものとそうでないものがあるのが実情である。

本稿の問題意識は、なぜそうした成否の差が生じるのかにある。そこで3つの代表的な実践事例を取り上げ、その持続性の要因を検討してみたい。まず近年の再エネを巡る情勢を踏まえ、とりわけSDGsの考え方を採用しながら、地域に根ざした再エネ活

用のありようを考察する。また、2つの事例で実施主体となっている協同組合との親和性についても指摘したい。

（注1） 域際収支とは、商品やサービスを域外に売って得た金額と、域外から購入した金額との差額。国家間という貿易・サービス収支を地域別に表してみたもの。

（注2） 次頁参照。

（注3） 地域全体の視点（全体最適）からの再エネ導入の前段として、まずは個別経営として成り立つか（部分最適）については、農業との関連性が強い家畜ふん尿等を利用した畜産バイオマス発電（メタン発酵ガス化バイオマス発電）を取り上げ、事業モデルを考察し全国展開に向けた論点を整理している（河原林（2017d））。
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1710re2.pdf>

1 再エネを巡る情勢

再エネと協同組合を巡る世界の情勢は大きく変化している。ここでは、国内の実践事例を考察する前段として、SDGsやパリ協定と再エネの関係、SDGsの実現に向けて期待される協同組合の役割、そして再エネの経済面での優位性について概観しておく。

(1) SDGsとパリ協定

今、国際社会は人類の生存基盤である地球環境の保全と、持続可能な社会の実現に向けて大きく動き出している。その国際的合意が、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という）であり、中核をなすのが16年から30年までの国際目標「SDGs」（エスディーゼズ、Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）である。SDGsの精神では、地球

【注2】

地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率をみると、全国の自治体のうち9割が赤字。7割が地域内総生産の5%相当額以上、151自治体で10%以上の地域外への資金流出を招いている。

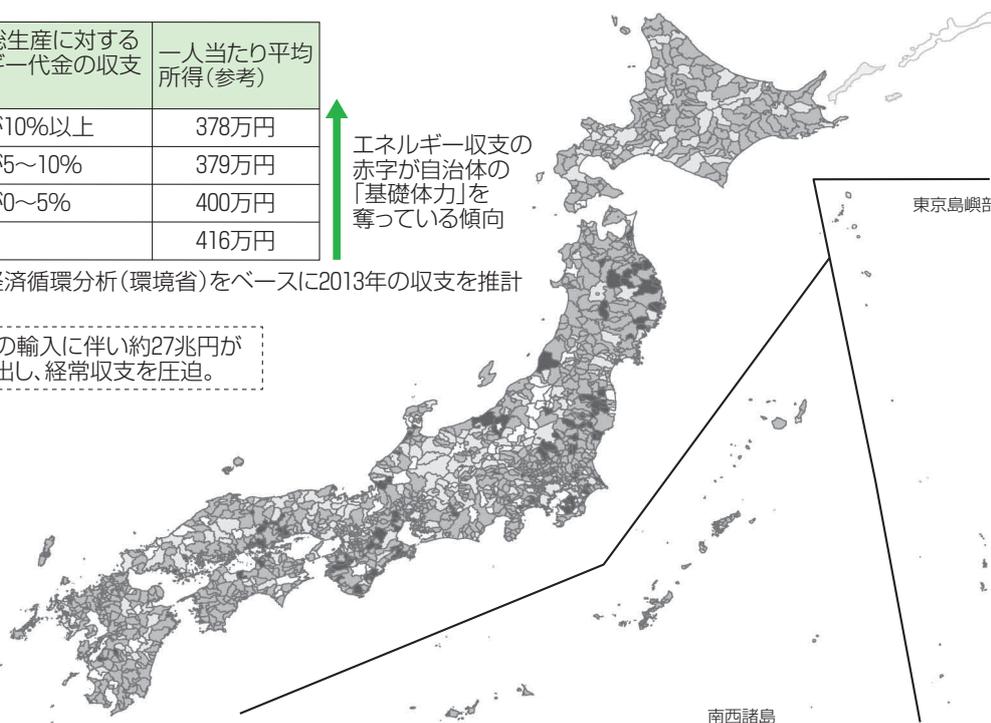
地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率	一人当たり平均所得(参考)
	赤字額が10%以上	378万円
	赤字額が5~10%	379万円
	赤字額が0~5%	400万円
	黒字	416万円

↑ エネルギー収支の赤字が自治体の「基礎体力」を奪っている傾向

2010年の地域経済循環分析(環境省)をベースに2013年の収支を推計

化石燃料の輸入に伴い約27兆円が海外に流出し、経常収支を圧迫。



出典 環境省「気候変動長期戦略懇談会」資料

上の「誰一人取り残さない」(No one will be left behind) ことを誓っており、発展途上国のみならず先進国も取り組む普遍的な内容(価値)である。SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体的な目標等)から構成され、気候変動への対処はもとより、貧困、食料安全保障、持続可能な経済成長など、経済、環境、社会の広範な分野を対象としている(第1表)。各国政府は、これを踏まえ国家目標を定め、国家戦略等に反映していくことが求められる。

地球環境問題は、これらの目標のうち目標13の気候変動への対処をはじめ、目標6(水)、目標7(エネルギー)、目標9(インフラ構築・産業化)、目標11(住環境)、目標12(持続可能な生産と消費)、目標14(海洋)、目標15(陸域)など多岐にわたり関係している。もはや地球環境問題の解決なくして、持続可能な社会は築き得ないということの表れである。なかでも、地球温暖化対策に関しては、15年12月にCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で国際的枠組みとなるパリ協定が採択され、翌16年11月に

第1表 SDGsの17の目標(一覧)

持続可能な開発目標	
目標1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2.	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3.	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4.	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5.	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6.	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7.	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8.	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標9.	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10.	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11.	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12.	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13.	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
目標14.	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15.	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16.	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17.	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

出典 国連広報センター「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」(日本語:外務省仮訳)より抜粋

発効して世界は新たなステージに入った。

トランプ政権が米国のパリ協定からの脱退を表明し耳目を集めたものの、追随する国はなく、米国内でもパリ協定の支持と目標順守を表明している州や企業も多い。実際に米国の脱退が可能になるのは協定の規定に従い20年11月以降であるが、米国は中国に次いで温室効果ガス排出量が世界で2番目に大きい国であり、その動向には留意を要する。

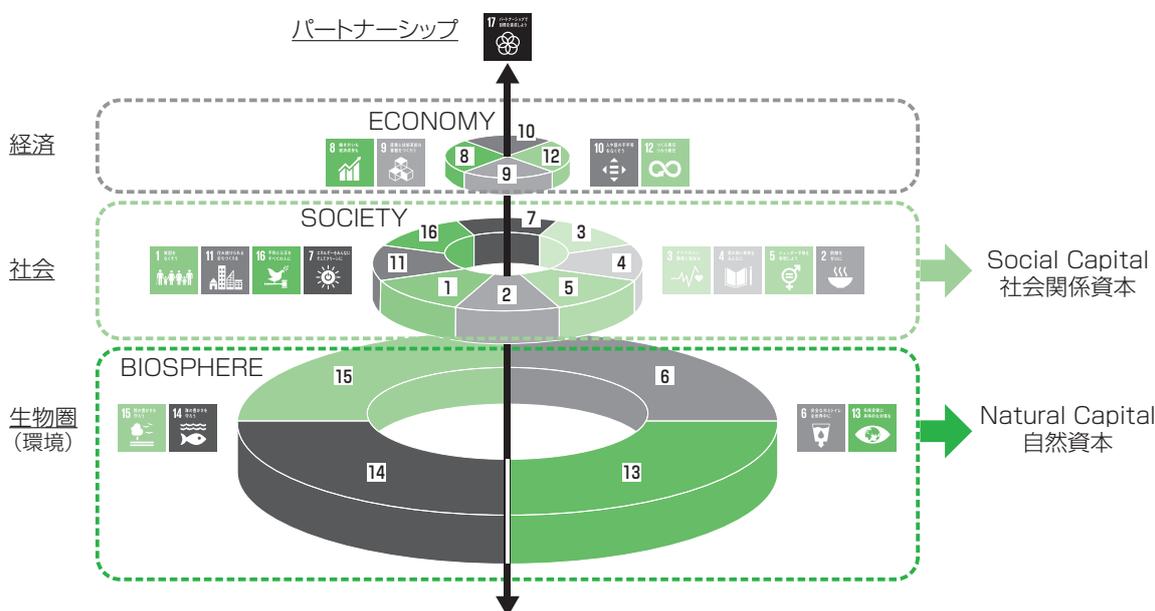
人間活動による地球温暖化の大きな要因である温室効果ガスの排出は、二酸化炭素(CO₂)がその大半を占めており、国際エネルギー機関(IEA)によると、CO₂総排出量の8割がエネルギー起源であり、その4割が発電由来である。そこで化石燃料等に代わり、発電時にCO₂を排出しない再エネ(目標7)に大きな期待が寄せられるのである。

また、地域で再エネに取り組む際には、それ以外の各種目標も関わってくることは後述するとおりである。

(2) 「経済×環境×社会」的課題の同時解決へのアプローチ

SDGsの目標はバックキャストिंग、つまり、将来のある時点に目標となるような状態を想定して、そこから遡って現在すべきことを考える手法、いわば未来からの発想法により目標が設定されている。“できることの積上げ”(フォアキャストिंगの手法)では、もはや課題は解決できないという問題意識を反映している。その目標は、経済、環境、社会の広範な分野に及び、それぞれの目標は芋づる式に絡み合い階層構造になっている(第1図)。「環境」は全ての目標の土台となり、その恵みの上に「社

第1図 SDGsの“ウェディングケーキ”図



出典 農林水産省「農林水産業×環境・技術×SDGs」に筆者加筆

(注) 1 SDGsの17の目標の関係をウェディングケーキに模して表現したもの。
2 図中の数字は「第1表 SDGsの17の目標(一覧)」の目標の番号と一致する。

会」が成り立っており、さらにその上に「経済」がある。その一方で「環境」「社会」を長期に持続可能なものとするには、それが「経済」面で持続可能であることも重要である。

こうした枠組みを用いて、国際的には、気候変動への対処をはじめとした環境問題と経済、社会が抱える問題の解決を同時に検討していく流れが加速すると考えられる。SDGsやパリ協定は、こうした経済、環境、社会の課題を統合的に解決する施策を促進・支援する制度的基盤となる。企業部門においても、先進的な企業では、自社の経営戦略とこうした経済、環境、社会の課題解決とを統合する動きがみられる。自社の事業を通して生み出す新しい価値の提供により、世の中の課題解決を図り自社も成長するこ

とを目指している。翻って、投資家サイドでも、ESG投資のように環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資が注目されている。世界は「持続可能性」と「脱炭素化」へと大きく舵を切ったのである。

(3) 再エネの経済性

国内で再エネの利用を拡大する前提として、その経済性を確認しておきたい。日本での導入コストは漸次低減しているものの、海外に比較し再エネ設備費用等が相対的に高く導入コストは依然高止まりしている。一方、世界では経済性の面でも再エネは優位にあり、新しい産業や雇用も生み出しており、再エネに依拠して「経済×環境」的

課題の統合的・同時解決を実現しようとしている。

世界の電力市場に目を向けると、15年に再エネ発電が史上初めて石炭火力発電の設備容量（ストック）を超え、かつ新規設備導入（フロー）でも化石燃料と原子力を合わせた発電設備容量を超えた。同年の再エネ投資額は大規模水力を除いても石炭・ガスへの投資額の2倍以上となり、発電コストは陸上風力発電が、化石燃料のなかでもコストの低い石炭火力発電と同水準までになった。くしくも15年は国連でSDGsやパリ協定が採択された年でもある。このように15年は、その後の経済、環境、社会の広範な分野を決定づけるエポックメイキングな出来事が相次いだ年であり、ここで世界の潮目は大きく変わったのである。

現在は、太陽光や風力などの再エネ発電コストは既に化石燃料を使った発電と同水準にまで下がっており、さらに今後も下がり続け、再エネが経済面でも化石燃料より優位になる見通しである。

そして、本年（20年）はいよいよパリ協定に基づき各国が約束した温室効果ガスの削減目標^(注4)に対する検証の枠組みがスタートする年である。「脱炭素社会」の実現に向け鍵となる再エネへの転換では、再エネ発電が経済性のある事業として成立する素地が整った。

翻って、日本では政府がエネルギー政策の中長期的な方向性を示す「第5次エネルギー基本計画」を18年に決定し「再エネの主力電源化」を目指す方針を初めて打ち出

した。一連の電力システム改革も本年の「送配電部門の法的分離」をもって制度的には完成をみる。これからの活動は、世界における再エネの優位性を意識しておくことが必要である。

(注4) 各国は温室効果ガス削減・抑制目標（NDC：Nationally Determined Contribution）を策定し5年ごとに目標の確認・引上げを行う。

(4) 協同組合とSDGsの親和性

SDGsの課題は複雑に絡み合っており、その目標達成には「経済×環境×社会」的課題の統合的・同時解決のアプローチが必要であることをみたが、それには様々なステークホルダーとのパートナーシップ（目標17）が重要である。SDGsが位置づけられた15年9月の国連「2030アジェンダ」では、協同組合が実施主体として役割を有することが明記されている。ちなみに、16年11月に「協同組合の思想と実践」が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産になった。その登録理由として、協同組合は「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再エネ・プロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」ことが評価された。

また、日本政府はSDGs達成のための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針」を改定（19年12月20日）し、「主なステークホルダーの役割」として、ビジネス、ファイナンス、市民社会、消費者、労働組合、次世代、教育・研究機関、地方自治体、議

会とならんで、「新しい公共」を掲げ、そのなかで「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神で参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている」と位置づけた。このように協同組合はSDGs達成に向けて重要なステークホルダーとして役割発揮が期待されているのである。

さらに、より一般的に協同組合という枠組みはそれ自体がSDGsと親和性が高い。すなわち、協同組合の定義は、「共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織」(ICA〔国際協同組合同盟〕「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」)である。それは経済一辺倒ではなく、「経済×社会」的課題への統合的アプローチを前提としている。「環境」への直接的な言及こそないものの、このように協同組合とSDGsのアプローチは、元来、よく似ている面がある。

2 再エネによる内発的發展

これから紹介する取組みは地域資源を活用して地域内での経済循環を進めている地域づくりのフロントランナーである。いずれも再エネに取り組んでおり、SDGsやパリ協定といった近年の再エネを巡る情勢のもとで重要な成功事例といえる。

成功事例の紹介に対しては、それは小さな成功例であってその地域に限った「点」にすぎないのではないかと、広がりのある「面」ではなく特殊な「点」だという見方がある。しかし、これまでみてきたとおり、SDGsはできることを積み上げた目標ではない。したがって、積み上げた目標の達成を目指す従来型のPDCAサイクルの管理には必ずしもなじまない。SDGs型の目標の達成には成功事例、フロントランナーをどれだけつくれるかが鍵になると考える。そこにイノベーションの「芽」があり「考えるヒント」があり、変化の「きっかけ」があるからである。以下では事例からそうした要素を抽出することを意図している。

SDGsの17の目標は世界の「共通言語」になりつつあり、このようなフロントランナーの取組みには世界に通じる発信力がある。成功事例をたくさんつくることで大きな「うねり」となり、様々なステークホルダーを包摂して地域を変えていくことが期待される。

ここでは、その代表的な取組事例として、①再エネ導入をリードし「電力の地産地消」を展開するJA士幌町によるエネルギー地域循環型農業の実践、②多くの産地とエネルギー等の産直を目指すパルシステムグループによる「電力の産消提携」の展開、③SDGsを評価軸に据える環境未来都市・北海道下川町での地域おこしの取組み、の3件について検討する。

(1) 再エネ導入をリードし「電力の地産地消」を展開するJA士幌町の取組み

a 畜産バイオガス発電によるふん尿処理

士幌町は北海道東部・十勝地方に位置し、人口6,100人、道内有数の農業地帯である。「地域循環型農業」と「農村ユートピア」構想を二大スローガンに掲げ、農業者・農村の暮らしを豊かにする様々な取組みを実践してきた歴史をもつ。畑作（馬鈴しょ・てん菜・小麦・豆類）と畜産（酪農・肉用牛）を主体に、それらが有機的に結びついた農業を展開している。JA士幌町はそのなかにあつて、早くから加工・流通施設を建設・整備し、6次産業化の先駆けとして様々な取組みを展開している。

同JAでは酪農家の飼養頭数増によって拡大した家畜ふん尿処理の負荷を軽減し、農村環境の維持・向上に資すべく、バイオガスプラントの導入をリードしてきた。バイオガスプラントとは、家畜ふん尿等といったバイオマス資源を原料として嫌気性発酵処理によりメタン等を製造・利用する一連の施設をいい、原料調整槽（原料受入タンク）、メタン発酵槽、ガス貯留設備・発電機・熱併給設備、消化液（搾液）貯留槽等から構成される。原料調整槽に投入された家畜ふん尿等のメタン原料は嫌気状態（密閉により臭気対策ともなる）の発酵槽で加温・攪拌され、微生物群により分解・発酵しバイオガス（メタンCH₄が主成分）を生成する。それをバイオガス発電機により電力や、発電に伴う余剰熱を温水といったエネ

ルギーに変換する。また、発酵済み残さは消化液と呼ばれ液肥（有機肥料）として利用可能である。

なお、バイオガス発電では家畜ふん尿を原料にしたメタンガスを燃焼する際にCO₂が発生するが、これは家畜が餌として食べた植物に由来し燃焼で発生するCO₂の量は植物がその成長過程で光合成により吸収した量を超えないとし大気中のCO₂量の増減に影響は与えないという考え方（カーボンニュートラル）により、地球温暖化対策として環境に貢献する意義も認められる。

こうしてつくられた電気は、当初は「再生可能エネルギー特別措置法」（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）により再エネ発電の電力全量を大手電力会社が固定価格で買い取る仕組み（固定価格買取制度）を利用し、酪農家が北海道電力に売電していた。

（注5）バイオガスプラントの仕組み・事業性等、詳しくは河原林（2017d）を参照のこと。
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1710re2.pdf>

b 「電力の地産地消」の展開

さらにJAでは電力小売の全面自由化を契機として、地域で発電した電気を地域で消費する「電力の地産地消」の取組みを開始した。16年4月の電力小売全面自由化に先立ち、JAでは購買部門を担う関連会社（株）エーコープサービスを小売電気事業者として登録した。購買部門ではLPガスをはじめ燃料事業を幅広く手掛けており、電気も含めた総合エネルギー事業へ発展させたいと

いう期待を込めてのことである。当時、JA管内では既に発電施設として稼働していたプラントは11基、出力合計は1,100kWとメガワットクラスの発電規模であった。JAでは電力小売全面自由化を契機にプラントのうち9基（酪農家8経営体）から電気を調達し、JA関連会社を通じて、JAの本部事務所、Aコープ店舗、麦乾施設、食肉処理施設など20施設に供給する仕組みを構築した（第2図）。

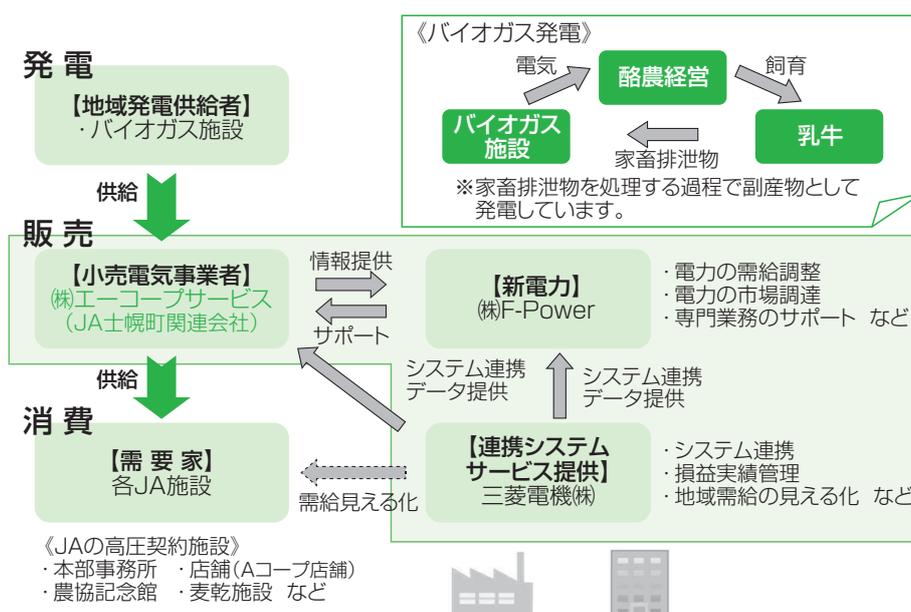
電力小売全面自由化により制度上は「電力の地産地消」が可能となったが、その実現は容易なことではない。わが国の電力供給の基本は、今消費している電気は今発電した電気であり、安定した利用を実現するためには使う電気とつくる電気が常に同じである必要がある。このバランスが崩れると電気が不安定になったり、最悪の場合は

大規模停電を引き起こす。小売電気事業者は大手電力会社の送配電線を使用しており、自ら電気を取り扱うには、その分の電力の需要と供給を一致させなければならない「同時同量」の義務を負うこととなる。

小売電気事業者は電力の需要と供給を30分単位で同量にすることを求められ、この需給バランスの調整が事業化への大きな壁となる。計画外に電力の需要量が供給量を上回れば、市場から高額で不足分を購入することになり、逆に供給量が需要量を超えれば余剰分は廉価で売却することになる。それを自らが取り扱う限られた地域内だけで実現することは相当に難しい。

JAでは、この「同時同量」の調整を大手新電力会社（(株) F-Power）に委託することで可能にした。委託先では、他の複数の小売電気事業者と一つのグループを形成し

第2図 JA士幌町「電力の地産地消」の仕組み



て、全体で「同時同量」になるように需給調整する。これを「代表契約者制度（balancing group）」といい、複数の小売電気事業者間で代表契約者を選び、一般電気事業者（北海道電力など）と託送供給契約を締結する仕組みである。今回の事例では（株）エーコープサービスが（株）F-Powerを代表者とするbalancing groupの一員になることで、「同時同量」の一端を担いつつ、安定供給を実現している。これにより、JAの各種施設はおしなべて地域で発電した電気で稼働しており、料金面は電気を供給する酪農家、消費するJAの双方にとってもプラスになっているようだ。18年4月からは組合員等の一般家庭向けにも電気（低圧）の供給を開始している。

地域の自然資源を利用し地域で発電・消費することは、外部からの電力購入による地域から域外への資金流出を防ぐとともに地域内の所得を増やし、それが域内で消費の拡大や再投資につながれば、さらなる経済波及効果が生まれる。地域内での経済循環が進めば、地域経済の自立性が高まる。「電力の地産地消」は、このように地域全体に広がりを見せ地域の内発的発展に貢献している。地方が大都市圏に対して比較優位をもつのが自然資源である。このような比較優位のある資源を最大限活用することで大都市圏との格差を縮小することができる。当地では「地域循環型農業」の範囲をエネルギーにまで拡大し実践することに踏み出したのである。

c 地域の協同組合と再エネの親和性

同JAは組合員の課題解決と地域への貢献を目指しながら経済的にも成り立つ事業を組み立てた。この実績には協同組合の特性も貢献していると考えられる。

例えば、再エネについては世界風力エネルギー協会が「コミュニティ・パワー」（筆者意識：コミュニティによる発電）という考え方を示している。地域の人々がオーナーシップをもって進める自然エネルギーの取組みのことをいい、「コミュニティ・パワー」と呼ぶには次の3原則（第2表）のうち、少なくとも2つの基準を満たしていなければならない。

これらは協同組合の原則、地域住民が自由意思で自ら参加、民主的な意思決定、地域に根ざした合意形成、主体的な出資・運営と利益の応分等と親和性が高い。とくにJAのように第1次産業に関わる協同組合はバイオマス資源を抱えており、そうした資源を活用した再エネに比較的取り組みやすいと考えられる。

ただし、取組みの実現に向けて鍵を握るのは、理念を体現し地域に根ざし主導する核となる主体の存在ではないだろうか。当地ではJAが中心になって、「電力の地産地消」の仕組みを構築しリードしている。JA

第2表 コミュニティ・パワーの3原則

- | |
|--------------------------------------|
| ①地域の利害関係者がプロジェクトの大半もしくはすべてを所有している。 |
| ②プロジェクトの意思決定はコミュニティに基礎をおく組織によって行われる。 |
| ③社会的・経済的便益の多数もしくはすべては地域に分配される。 |

資料 世界風力エネルギー協会

が高度な専門性を有し、農業者のやる気（やる気の喚起も含め）の実現に向け献身的にサポートしている様をみた。先人が目指してきた「地域循環型農業」と「農村ユートピア」の理念が今もしっかりと根づいているのである。

(2) エネルギーも産直を目指すパルシステムグループの取組み

a パルシステムが考える産直とは

パルシステムグループ（以下「パルシステム」という）は、関東地方を中心に商品や環境政策などの考え方を共有する1都11県の地域生協・子会社とその連合会組織による生協ネットワークである。会員生協の組合員数は158万人、総事業高2,149億円（19年3月末現在）で、産直事業を柱に組合員の暮らしのパートナーとして幅広い業務を展開している。

「産直四原則」（第3表）を定め、農産物の取引や交流事業を行っており、とくに第4原則はパルシステムの産直の考え方をよく表している。

農薬の使用制限やトレーサビリティなど食の安全・安心確保を目的に消費者の視点から産直事業を展開する団体は少なくない。パルシステムでは、そこからもう一步踏み

第3表 パルシステムの産直四原則

1.生産者、産地が明らかであること
2.生産方法や出荷基準が明らかで生産の履歴がわかること
3.環境保全型・資源循環型農業をめざしていること
4.生産者や組合員相互の交流ができること

出典 パルシステム生活協同組合連合会のHP

出し、組合員が消費者の立場を超えて、同じ「生活者」として生産者となつなるといふ視点を付与している。最初は自身の食の安全・安心を追求する組合員も、生産者との交流を通して産地の現状を理解し、関心は食卓の先にある地域の課題へと向けられていく。「つくる人」と「食べる人」がともに健康で安心な暮らしを実現するため、理解し合い、利益もリスクも分かち合える関係を築いていくことを第一に考えるのである。

このような産直に対する考えは、食品と同様に組合員の暮らしに不可欠な電気の産直という発想を生み出した。折しも、11年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、その流れを一層加速させることになる。

生活協同組合パルシステム東京を中心に取組みが始まり、13年4月に全国の生協に先駆けて新電力事業をスタートさせた。同生協の子会社が新電力事業者となり、手始めに会員生協の事業所・施設向けに再エネで発電した電気の供給を開始した。14年秋には山形県置賜地域（JA山形おきたま管内）^(注6)で長年の農産物の産直取引や産地交流がきっかけとなり、電気の購入先として地域の再エネ発電所との提携が実現した。同地域で野川土地改良区が運営主体となり、農業用水路を利用した小水力発電所が完成し、農産物と電気のダブル産直が実現したのである。

現在、パルシステムでは400近い産地と農産物の産直を行っており、そのうち157

産地と「パルシステム生産者・消費者協議会」を構成し、組合員との交流や栽培・生産技術の向上等に自主的に取り組んでいる。そういった交流や学習の広がりとともに、同じ「生活者」として食をはじめエネルギーでも都市と農村の共生・共創を目指して事業展開している。

(注6) 産直米の産地の山形県置賜地域との交流では同生協には「親子二代にわたってのファンという組合員や職員がいる」という。

b 「電力の産消提携」の展開

16年4月の電力小売全面自由化により、組合員の家庭にも発電産地の電気を供給することが可能となった。そこで、それまで生活協同組合パルシステム東京の子会社が担っていた新電力事業をグループの子会社(株)パルシステム電力に発展的に継承し、グループ全体に広げて取り組むこととした。

ただし、発電産地の電気を組合員の家庭に届けることは容易ではない。前項(1)bでみたとおり、小売電気事業者は、自らの取り扱う電力の需要と供給を常に一致させる「同時同量」の義務を負うからだ。とくに生協組合員の一般家庭では夕食から就寝にかけての時間帯が一日で最も多くの電力を消費するが、わが国の再エネ電源種別で圧倒的多数を占める太陽光発電では日中しか発電できず、需給のインバランス(不均衡)を起こして

しまう。これには、パルシステムでいち早く新電力事業を手掛けた経験・ノウハウが生きてくる。高度な需給調整を可能とし、安定的な再エネ電源の確保のため電源構成の多様化を図っている。産直ブランド“までっこ鶏”(鶏肉)の(株)十文字チキンカンパニー(岩手県)で16年に鶏ふんバイオマス発電所(発電出力4,878kW)が稼働したこ^(注7)とで、24時間出力が安定した大規模な電源を確保することができた。これにより、16年10月から東京地区を中心に組合員世帯に電気の販売を開始した(第4表)。これも産直の絆が生きた証である。

現在は「パルシステムでんき」の名称で取扱いをグループ全域へと広げ、契約数は3万1千世帯、発電産地は全国で32産地(48発電所)(第5表)に達している。また、電力小売では一般家庭から電気料金を収納する仕組み(明細通知・請求、資金決済といった一連の決済機能)が必要となるが、パルシステムでは電気料金の口座振替を商品利用代金とともに行うことで、既存の決済イン

第4表 2016年10月の組合員世帯向け電気供給開始までの代表的な発電産地との提携・展開状況

(単位 kW)					
	再エネ種類	地域	提携発電所	発電出力	農産物の主な産直品目
13年度	木質バイオマス発電	山形県村山市	やまがたグリーンパワーバイオマス発電所	1,560	
14	小水力発電	山形県長井市	野川土地改良区のがわデンデン小水力発電所	192	米、ぶどう
15	太陽光発電	千葉県香取市	佐原農産物供給センターパルシステムのおひさまシェアリング	49	野菜全般、いちご
16	鶏ふんバイオマス発電	岩手県軽米町	十文字チキンカンパニーバイオマス発電所	4,878	鶏肉

資料 パルシステム生活協同組合連合会提供資料を基に筆者作成

第5表 「パルシステムでんき」発電産地一覧

<p>●太陽光発電</p> <p>パルシステム東京 多摩センター(東京都多摩市)</p> <p>パルシステム神奈川ゆめコープ 宮前センター(神奈川県川崎市) 横浜中センター(神奈川県横浜市)</p> <p>NPO法人おがわ町自然エネルギーファーム おがわ町市民協同蟹沢発電所(埼玉県比企郡小川町) おがわ町市民協同鬼ヶ谷発電所(埼玉県比企郡小川町)</p> <p>(株)パルシステム発電 ぱる!さんさん発電所1号(埼玉県北葛飾郡杉戸町) ぱる!さんさん発電所2号(東京都八王子市) ぱる!さんさん発電所3号(神奈川県愛甲郡愛川町) ぱる!さんさん発電所4号(埼玉県さいたま市岩槻区)</p> <p>いわきおてんとSUN企業組合 いわき小川発電所(福島県いわき市)</p> <p>NPO法人みんなの発電所 みんなの発電所(山梨県上野原市)</p> <p>パルシステム千葉 佐原農産物供給センター(千葉県香取市) 東金センター(千葉県東金市) 印西センター(千葉県印西市)</p> <p>パルシステム茨城 栃木 みとセンター(茨城県東茨城郡茨城町) 日立館(茨城県日立市)</p> <p>(株)さくらソーラー 富岡復興ソーラー発電所(福島県双葉郡富岡町)</p> <p>パルシステム山梨 西桂センター(山梨県南都留郡西桂町)</p> <p>パルシステム福島 いわきセンター(福島県いわき市)</p> <p>(株)大瀧共生自然エネルギー 太陽光発電所(秋田県南秋田郡大瀧村)</p> <p>神奈川中央養鶏農業協同組合 鶏舎太陽光発電所(神奈川県愛甲郡愛川町) 直売所太陽光発電所(神奈川県愛甲郡愛川町)</p> <p>(株)野菜くらぶ 野菜くらぶ発電所(群馬県利根郡昭和村)</p> <p>しずおか未来エネルギー(株) 日本平動物園太陽光発電所(静岡県静岡市) 西ヶ谷資源循環体験プラザ太陽光発電所(静岡県静岡市)</p> <p>ひっぽ電力(株) 筆雨太陽光発電所(宮城県伊具郡丸森町)</p> <p>あいコープみやぎ 日の出町センター(宮城県仙台市)</p> <p>ちば風土の会((株)エスパワー) 御料ソーラーシェアリング(千葉県富里市)</p>	<p>飯舘電力(株) 飯舘字大橋・小林宮農型発電所(福島県相馬郡飯舘村)</p> <p>(株)森のソーラー 鉾田太陽光発電所(茨城県鉾田市) 古河太陽光発電所(茨城県古河市) つくば太陽光発電所(茨城県つくば市)</p> <p>特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所 井戸浜1号発電所(宮城県仙台市)</p> <p>●バイオマス発電 (株)十文字チキンカンパニー バイオマス発電所(岩手県九戸郡軽米町)</p> <p>やまがたグリーンパワー(株) バイオマス発電所(山形県村山市)</p> <p>NPO法人小川町風土活用センター バイオマス発電所(埼玉県比企郡小川町)</p> <p>イフコンピュータージャパン(株) 独楽矢祭発電所(福島県東白川郡矢祭町)</p> <p>●小水力発電 野川土地改良区 野川小水力発電所(山形県長井市)</p> <p>那須野ヶ原土地改良区連合 百村第一発電所(栃木県那須塩原市) 百村第二発電所(栃木県那須塩原市) 墓沼第一発電所(栃木県那須塩原市)</p> <p>三峰川電力(株) 北杜西沢発電所(山梨県北杜市) 北杜川子石発電所(山梨県北杜市) 北杜蔵原発電所(山梨県北杜市)</p> <p>(株)元気アップつちゆ 土湯温泉東鴨川水力発電所(福島県福島市)</p> <p>東北おひさま発電(株) 野川3号幹線小水力発電所(山形県長井市)</p> <p>●地熱発電 (株)元気アップつちゆ 土湯温泉16号源泉バイナリー発電所(福島県福島市)</p> <p>●風力発電 エコ・パワー(株) 度会ウィンドファーム発電所(三重県度会郡度会町)</p>
--	---

出典 パルシステム生活協同組合連合会提供資料(19年12月現在)

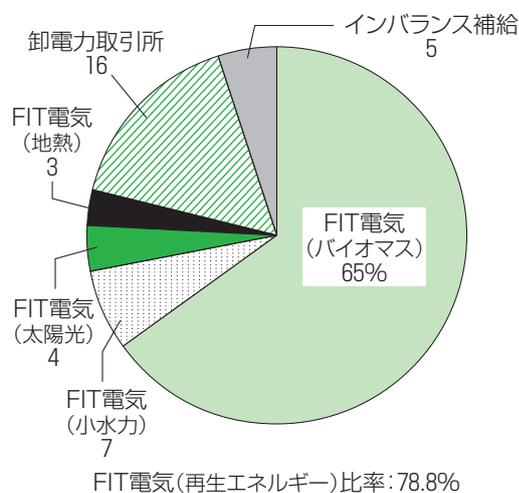
フラを活用し組合員の利便性を図っている。

電気料金は従来の一般的な家庭の料金(従量電灯B、C)と変わらないが、内訳として「発電産地応援金」100円(税別)/月が料金に含まれている点が、パルシステムの電気に対する考え方を端的に表している。「発電産地応援金」は発電産地を支えるために還元する(19年6月検針分で総額217万9千円)。このように、これまで培ってきた産直の絆がパルシステムが提供する電気の

大部分が再エネ由来であることにもつながっている(第3図)。

発電産地からみれば、地域の自然資源を利用し地域で発電し域外に販売することは、域外から所得を獲得し、その所得が域内で消費や再投資されれば、さらなる経済波及効果が生まれる。「電力の産消提携」を進めることで、地域で取り組む再エネを支援し、地域経済の自立性を高めていく。パルシステムは「何を買うかで世の中を変えること

第3図 「パルシステムでんき」の電源構成
(2018年度実績値)



資料 第4表に同じ

ができる」という信念のもと、電力の産消提携により地域の内発的発展を支援するとともに、「電気も選択」できる社会の実現を目指しているのである。

(注7) (株)十文字チキンカンパニーの取組みについては、河原林 (2017e) を参照。
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1711gr.pdf>

c 協同組合と「エシカルな消費」 との関係性

ここで電力以外の取組みについても紹介したい。国はSDGsの達成に向けた優れた取組みを表彰するため、17年に「ジャパンSDGsアワード」を創設した。その第1回アワードでパルシステムが「SDGs推進副本部長(内閣官房長官)賞」を受賞した。「ほんもの実感!」くらしづくりアクション」の取組みにより、「特に顕著な功績があった」と認められ

たのである。

パルシステムでは、「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」という理念のもと、持続可能性を追求した商品や消費行動のことを「ほんもの」と表現し、「3つの行動テーマ」(第4図)を掲げ、14年度から取り組んでいる。

具体的には、①商品や背景を理解し、価格だけではない社会性や環境面の価値によって商品を選択する、②生産者やメーカーと直接触れ合える機会を増やし、つくり手の想いを共有する、③つくられた商品に感謝の気持ちで無駄なく消費し、食料廃棄を減らすなどを推進している。「一人ひとりがくらし方を選択することで世の中を変える」ことが目標である。受賞者を代表しパルシステム連合会・理事長は、「商品を選ぶことで環境保全や地域の活性化につなげ、持続可能な社会づくりを目指すふだんの活動が評価された。組合員一人ひとりの“ふだんのくらし”が表彰された」と述べた。

第4図 「ほんもの実感!」くらしづくりアクション
3つの行動テーマ

3つの行動テーマ

- Action 1
「ほんもの」の価値を知り、一人ひとりが選択しよう!
- Action 2
「ほんもの」をつくる生産者・メーカーと会おう、話そう、伝えよう!
- Action 3
「ほんもの」をおいしくムタなく使いこなそう!



ほんもの実感ロゴ



商品の背景にある物語や想いを伝える「パルシステム商品ブック」

出典 パルシステム生活協同組合連合会「パルシステムガイド2017」

パルシステムの商品は、産直産地や生産者、組合員がともに歩み、挑戦してきた歴史でもある。30年を超える産直の取組みのなかで、組合員が消費者の立場を超えて、同じ「生活者」として生産者とつながるといった視点を培ってきた。それが商品づくりの基本であり、このような産直に対する取組みが、「商品づくり7つの約束」や「生活用品への6つの想い」（第6表）へと具体化していった。

消費者に「ほんもの」を届ける取組みについて、いくつか紹介したい。商品開発では、「7つの約束」にのっとり、いのちや環境に配慮した商品づくりを行っている。19年3月現在、産直米・産直青果のほか、オリジナル商品数は830点（18年度は63点開発）、産地で持続可能な生産をされた産直原料を生かした加工品は612点（18年度は111点開発）、組合員が開発に協力した商品は173点（18年度9点開発）に及ぶ。それら商品の

第6表 パルシステムの商品づくり7つの約束、生活用品への6つの想い

商品づくり7つの約束

1. 作り手と「顔の見える関係」を築き、信頼から生み出された商品をお届けします。
2. 食の基盤となる農を守るためにも国産を優先します。
3. 環境に配慮し、持続できる食生産のあり方を追求します。
4. 化学調味料不使用で豊かな味覚を育みます。
5. 遺伝子組換えに「NO!」と言います。
6. 厳選した素材を使い、添加物にはできるだけ頼りません。
7. 組合員の声を反映させた商品づくりを大切にします。

生活用品への6つの想い

「商品づくり7つの約束」にもとづき、生活用品へ向けて基本となる考えを、2016年に新たに決めました。

1. 商品の成分や材質の基準を設けて、安心して安全な商品をお届けします。
2. 森林を育み、「森」「川」「海」の環境を守り、石けん運動を広めます。
3. 再生原料の利用を推進し、限りある資源を有効に活用します。
4. 文化や技の継承・発展、国産のものづくりを応援します。
5. 「もの」を長く使い続ける良さを伝えます。
6. 組合員の声を反映させた商品づくりを大切にします。

出典 第4図に同じ

一つ一つに、それを育む場所があり、つくった人たちの生活や物語がある。そのつくり手の想いを伝え、商品やその背景を理解する取組みとして、30年以上前から産地交流を続けており、年間2万1千人が参加している。産地では、消費者と生産者が栽培方法や生産物の安全性を確認する「公開確認会」を実施（これまでに累計135回開催）して信頼づくりに努めており、その結果を定期的に情報発信している。

食べ物を無駄なく使いこなす商品づくり（フードロス削減）にも取り組んでおり、規格外となった産品の有効活用や市販品に比べ廃棄部分を減らす加工品の開発、食べ物を余さず使う暮らしの提案をしている。先述の「電力の産消提携」の展開や、回収した牛乳パック類のリサイクル推進、もずく購入代金の一部をサンゴの植付けに役立てる、環境保全型農業で田んぼに多様な生物をよみがえらせるなど様々な取組みを行っている。こうした取組みは言い換えれば、「エシカルな消費」を生み出すことでもある。

これら取組みをSDGsとして設定されている目標に当てはめてみるとどうか。消費者と生産者をつなぐ取組みは、直接的には目標12の「持続可能な生産と消費」に合致する。それだけでなく、貧困や飢餓、健康な生活、教育、エネルギー、働きがいのある雇用、住環境、気候変動への対処、海や陸の豊かさを守る（目標1、2、3、4、7、8、11、13、14、

15) といった様々な課題の解決にも貢献している。しかも、それを消費者と生産者とのパートナーシップ（目標17）により実現している。SDGsの目標達成には「経済×環境×社会」の課題が複雑に絡み合っており、統合的・同時解決のアプローチが必要といわれるが、パルシステムでは産直で培われた同じ「生活者」としての視点により、様々なステークホルダーを包摂し、統合的・同時解決のアプローチを可能にしている。「ほんもの」を“選ぶ”こと、言い換えれば「エシカルな消費」により、組合員の“ふだんのくらし”のなかにSDGsへの貢献の要素が自然に溶け込んでいるのである。それが取組み自体を持続可能ならしめているのである。

（注8）同大賞の「SDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞」は北海道下川町の取組みであり、次項で紹介する。

（3） SDGsを評価軸に据える環境未来都市・下川町での地域おこし

a 森林の恵みを余すことなく

下川町は北海道北部・上川地方に位置し、人口3,300人、農林業を基幹産業とし、町の面積の9割を森林が占める。循環型森林経営への長年の取組みと「環境モデル都市」としての実績が評価され、11年には国の「環境未来都市」に選定された。「環境未来都市」の基本コンセプトは、「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」を目指し、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」を実現し、人々の生活の質を高めることにある。それ

には経済、環境、社会の3つの側面からの取組みが不可欠とされる。同町では、地域の資源である森林を最大限に活用することで、経済、環境、社会の3つの価値の創造に向けて取り組んでいる。

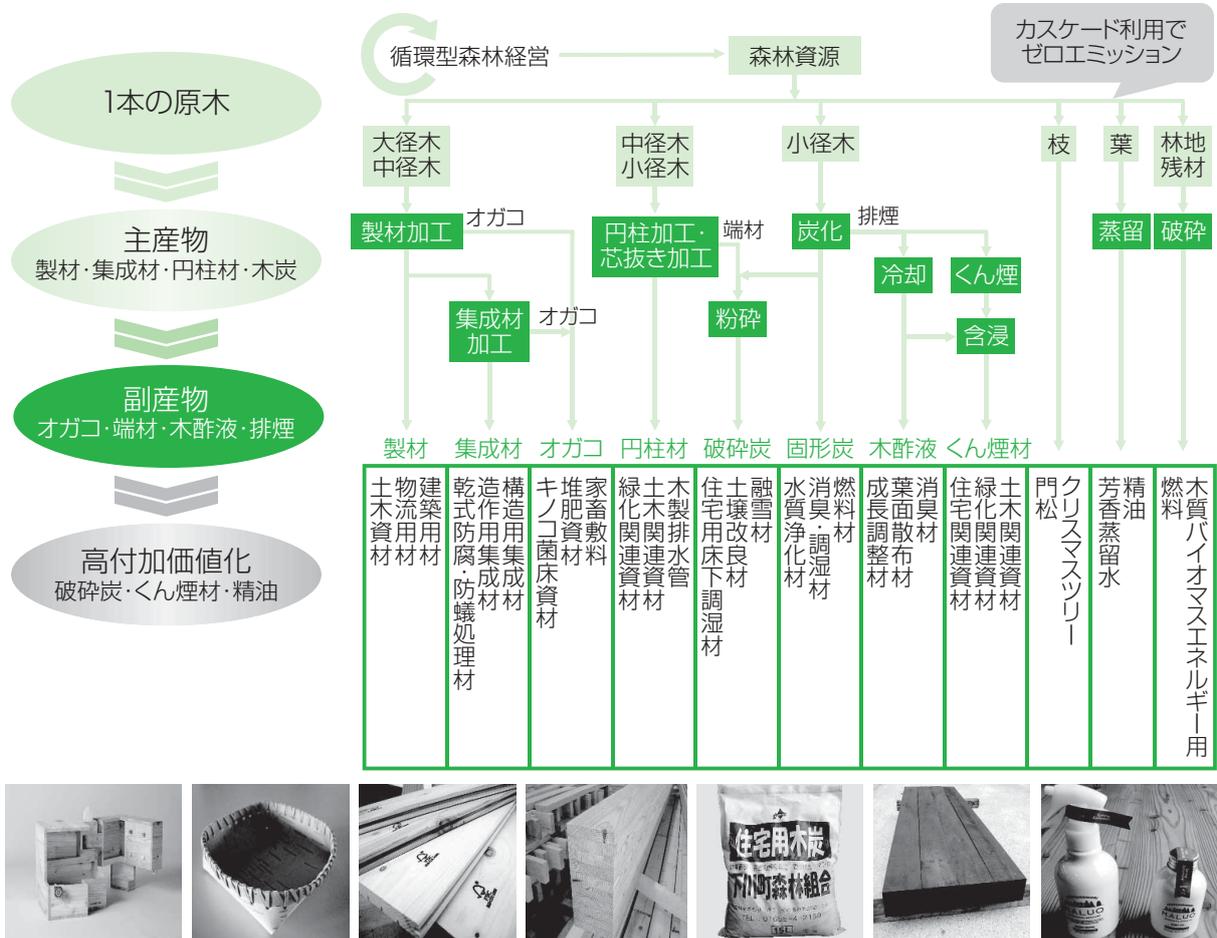
長年にわたる造林により、毎年50haの伐採（主伐）→植林→育成を繰り返せる循環型森林経営の基盤が整備された。森林資源はカスケード利用（段階的利用）により、1本の原木を最大限に利用している（第5図）。

原木は製材にして建築用材等で利用するが、その端材や建材に使えない木材は廃棄することなく、伐採後の林地残材も含め、形を変えて何度も利用する。それでも残った部分は、燃やして熱利用するのである（ゼロエミッション）。同町では、11基の木質バイオマスボイラーを有し、公共温泉や幼児センター、高齢者複合施設など30施設に熱を供給している。これにより年間1,900万円の燃料コスト削減を実現し、それをボイラー更新や子育て支援に活用している。また、木質バイオマスのエネルギー利用はカーボンニュートラル^{（注9）}とされ、地球温暖化対策として環境に貢献する意義も大きい。

循環型森林経営と森林資源のカスケード利用により経済面での課題解決を図り、木質バイオマスのエネルギー利用によって経済面に加え環境面の課題にも取り組む。同町の熱自給率は49%に達しており、将来的には熱電自給率100%を目指している。

（注9）薪や木質チップ、ペレットなどの木質バイオマスでは、直接燃焼で発生するCO₂の量は植物がその成長過程で光合成により吸収した量と捉え、大気中のCO₂量の増減に影響は与えない

第5図 森林資源のカスケード利用



出典 下川町提供

と考える。JA土幌町のバイオガス発電と同様の考え方。

b 「経済×環境×社会」的課題の同時解決

これまでの経済・環境面の課題に加え、社会的課題を統合して取り組むことで、さらなる成果が出始めている。超高齢化社会への対応、集落の再生といった社会的課題に対して、エネルギー自給型の集住化による自律的なコミュニティモデルを創造することで挑戦している（一の橋地区バイオレッジ構想）。3.5haほどの敷地に26戸の集住化住宅（断熱性能の高いエコハウス）、警察官立

寄所と郵便局が入った住民センター、定住化促進のためのゲストハウス、地域食堂のある交流スペースなどを新たに整備した。既存のコミュニティセンターや障がい者支援施設ともつながるようにし、木質バイオマスボイラーで地域に熱供給（暖房・給湯）をしている。屋根に太陽光パネルを設置し、EV（電気自動車）充電器も備えた。集落の担い手として「地域おこし協力隊」を募り、高齢者の買物支援や見守りサービス、除雪、廃屋の撤去、地域食堂の運営等を行うとともに、商品開発等の事業化も支援している。



下川町一の橋地区の集住化住宅（筆者撮影）

現在6人が隊員として活動しており、退任となった23人のうち13人（起業6人、就職7人）が定住を決めた。

こうした取組みの基盤となるのは、集住化住宅と地域熱供給システムである。熱エネルギーはその特性として遠隔地への供給が困難であり地消す必要があるため、それを集住化を行い、各世帯・施設に熱供給するインフラ（保温のため断熱材を使用した温水地中配管の埋設など）を整備することで、木質バイオマスボイラーから一貫した地域熱供給システムを実現している。次に、その基盤を活用し、菌床しいたけの栽培も始めた。地域熱供給システムを利用した暖房ハウス栽培施設によって通年栽培が可能となり通年作業・通年雇用を実現し、年間7千万円を売り上げ、新たに31人の雇用を生み出している（以上の数値データはいずれも19年11月1日現在）。このように一連の取組みを進めるなかで新たな経済効果が波及し好循環が生まれ、地域の内発的発展に大きく貢献している。目指している姿は、「超高齢化問題と低炭素化」の同時解決である。それを経済効果が下支えし持続可能なものとしていく。事実、同町ではこの5か年でみると転入者が転出者を上回る社会増の年

もあるほどになった。

c SDGsを評価軸として

これら「環境未来都市」としての先進的な取組みを振り返ると、SDGsと符合する。森林を中心に据えた同町の取組みは、直接的には目標15の「陸の豊かさも守ろう」に合致する。それだけでなく、健康な生活、教育、エネルギー、働きがいのある雇用、インフラ構築・産業化、住環境、持続可能な生産と消費、気候変動への対処（目標3、4、7、8、9、11、12、13）に関する目標達成にも貢献している。それを地元自治体を中心となって、森林組合、事業協同組合、「地域おこし協力隊」やNPO法人、都市や企業とのパートナーシップ（目標17）により実現しているのである。同町ではこれら取組みの評価軸としてSDGsを明確に位置づけており、18年に内閣府が創設した「SDGs未来都市」にも選定された。

木質バイオマスのエネルギー利用では、電力の固定価格買取制度による買取価格の相対的有利性を利用して利益を上げようとするあまり、発電の燃料確保を第一に森林を伐採したり、不足する国内の木質燃料に代わり輸入燃料（PKS：パームヤシ殻など）に頼るため発電所を農村ではなく都市・沿海部に建設する動きがみられる。これでは、地域からみると森林資源の利用面で持続可能性に乏しかったり、あるいは域外への資金流出が生じる分だけ地域内での経済循環は弱まる。SDGsの評価軸に照らせば、狭い経済性の論理により地域の内発的発展が損

なわれる懸念がある。

経済、環境、社会の調和こそが「環境未来都市」として同町が取り組んできたことであり、それが地域に住みたい、住み続けたいと思える「質の良い生活」を生み出しているのである。

ここで、地域の持続可能性を考える手法として、現時点やこれからの取組みについてSDGsを活用し17の目標一つ一つに照らし合わせスクリーニングしてみることを提案したい。SDGsへのアプローチとして自身の取組みがどの目標に当てはまっているか明示すること自体は業務を棚卸しするうえで必要であるが、17の目標は芋づる式に絡み合い階層構造になっていることを述べた。当てはまる目標には貢献しているが、当てはまらない目標に対しては単に当てはまらないだけでなくその目標を毀損しているかもしれない。17の目標それぞれに照らし合わせスクリーニングしてみることが重要である。それが、地域の課題を「見える化」することにつながると考えるからである。

おわりに
—農村の内発的発展に資する
再エネ導入とは—

ここで本稿の問題意識である“同じ再エネでもなぜ地域によって根づくものとそうでないものがあるのか”に立ち返ることとしたい。地域資源を活用する再エネは、地元の自然に依存し土地に固着した産業という特性を有しており、その点で同様の特性

をもつ第1次産業と親和的であり得る。また、地域内での経済循環を促し地域経済の自立性を高めていく内発的発展にとっても地域内の資源活用は鍵となる。そこで、地域とくに内発的発展を必要とする農村に焦点をあて、これまでみてきた実践事例を踏まえ、内発的発展に資する再エネ導入のありようを考察したい。

農村には大都市圏と比較して豊かな自然資源（ストック）があるが、そこから価値・利益（フロー）を生み出すには、地域資源といった自然資本（natural capital）があるだけでは不十分である。地域資源として再エネを中心に事例をみてきたが、再エネが根づいている地域では、そこで暮らす人々の主体的な参加とお互いの信頼や安心感といった社会的な関係性つまり社会関係資本（social capital）の構築が基盤となっている。そこでは、単に経済的・経営的に再生産が可能ということにとどまらず、環境面での資源循環や脱炭素化、加えて社会面での超高齢化への対応や地域コミュニティの再生に取り組んでいることをみた。

農村では生産手段として地域資源を活用するが、農業の営みは経済行為にとどまらず物質循環の一環として大きな位置を占めており、気候システムや生物多様性の面で重要な役割を担っていることに加え、農業が継続して行われることで我々の生活に様々な有形無形の恩恵をもたらしている。国土保全、水源かん養、景観形成、文化伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより、様々な価値が生み出される（農業・

農村の多面的機能)。我々が何気なく暮らしている日常の風景は、決して自然のまま放置（放棄）した状態ではなく、長い歴史のなかで人間の手が入っていることを忘れてはならない。農村での人々の暮らしがありコミュニティが形成されることで、このような多面的な価値をもたらすことが可能となるのである。

翻って、地域をみると、現代社会では様々なステークホルダーが存在している。地域資源から生み出される価値・利益が、その様々なステークホルダーによって実感・満足されるものでなければ広範な関係性は構築できない。それには、それぞれが当事者として取り組む意義を実感できることが重要であり、ある特定の団体の目先の利益だけではなく地域全体にとっての広範な利害、つまりは地域内の経済循環や外部経済^(注10)を十分に意識して考えることが必要になる。そのアプローチとしては、SDGsにも通じる「経済×環境×社会」面の価値をトータルで評価した取組みが行われていることをみた。このことは外部経済を「見える化」することにもつながる。この「経済×環境×社会」的課題の統合的・同時解決のアプローチこそが、地域の様々なステークホルダーを包摂（パートナーシップ）し、基盤となる社会関係資本を醸成すると考えるのである。

最後に、協同組合の役割発揮について述べておきたい。まず第1次産業に関わる協同組合は地域の資源管理に関与しており、再エネに取り組みやすい面がある。また、

より一般的に協同組合は1（4）で示したとおり、SDGsとよく似た「経済×社会」的課題へのアプローチの仕組みが組み込まれており、地域の内発的発展への貢献が期待され、今日的には協同組合も環境面への配慮がますます重要となっている。地域には様々なステークホルダーがいるといったが、協同組合を単体でみた場合、それぞれの協同組合は、その組合員に最も効果的に奉仕するために事業を行っている。しかしながら、自身の組合員の利益追求を徹底することが、必ずしも地域全体の課題解決につながらない場面が出てきた。そこで協同組合間連携をさらに強化していく必要がある。元来、協同組合の活動はそれぞれの組合内にとどまらず、「協同組合原則」の第6原則で「協同組合間の協同」をうたっている。「協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化」（JA全中「21世紀の協同組合原則」）することを活動の指針に据えている。国内には、農協、漁協、森林組合、生協、労働金庫、ワーカーズコープ（労働者協同組合）など幅広い分野にわたる協同組合がある。これまでも、エネルギーの産直をはじめ、コミュニティの再生、高齢者のための仕事おこし、子どもの居場所づくりなど、様々な協同組合が連携して身近な社会問題の解決に努めてきた。共通するのは“よりよいくらし”の実現である。協同組合はその力を結集^(注11)することで、特定の団体の価値・利益（部分最適）を超え、地域ひ

いては社会全体、世界へと価値・利益の最適化（全体最適）を図り、より広範な「経済×環境×社会」的課題に対処できる可能性をもっている。

(注10) ある経済主体の行動が市場取引を介さずに他の経済主体の行動に影響を及ぼすこと。その影響はマイナス面（負の外部性）とプラス面（正の外部性）があり、マイナス面では典型的な例として進出企業による公害や乱開発により地域住民が健康や生活被害を受けることなど、プラス面では資源循環による持続性の向上をはじめ農林漁業・農山漁村の多面的機能などが考えられる。

(注11) 18年4月に協同組合を横断的につなぐ新たな連携組織として、一般社団法人「日本協同組合連携機構」(JCA: Japan Co-operative Alliance)が発足した。JCAは、協同組合が地域で果たす役割・機能の可能性を協同組合セクター自らが広げ、“持続可能な地域のよりよい暮らし・仕事づくり”に貢献することを標ぼうし、具体的な活動として、①地域・都道府県・全国での協同組合間連携の推進・支援、②協同組合に関する政策提言・広報、③協同組合に関する教育・調査・研究、を柱としている。農協、漁協、森林組合、生協をはじめ国内の協同組合がJCAの会員となり、その結集軸として期待されている。

<参考文献>

- ・植田和弘・梶山恵司編著（2011）『国民のためのエネルギー原論』日本経済新聞出版社
- ・内橋克人（1999）『内橋克人 同時代への発言〈5〉環境知性の時代』Ⅲ「日本を幸福にする農業のあり方」岩波書店
- ・河原林孝由基・村田武（2015）「JAが取り組める再生可能エネルギー——畜産バイオマス発電の実態と事業化をめぐる諸課題——」『にじ』第650号、158～170頁
- ・河原林孝由基（2016）「酪農経営を下支えする畜産バイオマス発電と再生敷料——北海道江別市・（有）小林牧場の取り組み——」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、14～15頁
- ・河原林孝由基（2017a）「耕畜連携による液肥利用と高付加価値化——千葉県いすみ市・（有）高秀牧場の取り組みを中心に——」『農中総研 調査と情報』web誌、5月号、22～23頁
- ・河原林孝由基（2017b）「エネルギーも産直の時代へ——パルシステムグループによる『電力の産消提携』の展開——」『農中総研 調査と情報』web誌、7月号、22～23頁

- ・河原林孝由基（2017c）「JAが『電力の産消地消』をリード——JA士幌町でのエネルギー地域循環型農業の実践——」『農中総研 調査と情報』web誌、9月号、20～21頁
- ・河原林孝由基（2017d）「再生可能エネルギーによる農業経営の多角化——畜産バイオマス発電の可能性——」『農林金融』10月号、22～38頁
- ・河原林孝由基（2017e）「地域一体となった“産地運営”と鶏糞バイオマス発電——岩手県・（株）十文字チキンカンパニーの取り組み——」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、24～25頁
- ・河原林孝由基（2018a）「ライフアイゼンの精神を今に——SDGs・パリ協定時代に生きるドイツ・エネルギー協同組合——」『農中総研 調査と情報』web誌、1月号、28～29頁
- ・河原林孝由基（2018b）「環境未来都市はSDGs未来都市へ——北海道・下川町でのSDGsを評価軸とする地域おこし——」『農中総研 調査と情報』web誌、1月号、32～33頁
- ・河原林孝由基（2018c）「組合員一人ひとりの“ふだんの暮らし”がSDGsを体現——パルシステムグループでのエシカルな消費への取り組み——」『農中総研 調査と情報』web誌、5月号、26～27頁
- ・河原林孝由基（2018d）「日本協同組合連携機構（JCA）の発足に寄せる期待——SDGs・パリ協定時代の『協同組合間協同』の主軸に——」『農中総研 調査と情報』web誌、9月号、26～27頁
- ・河原林孝由基（2020）「2020年を迎えるにあたり2015年を振り返る——SDGs時代にパリ協定がよいよ本格スタート——」『農中総研 調査と情報』web誌、1月号、22～23頁
- ・下川町編著（2014）『エネルギー自立と地域創造：森林未来都市——北海道下川町のチャレンジ——』中西出版
- ・中村明靖・河原林孝由基（2017）「エネルギーも含めた地域レベルでの循環型農業への示唆——（有）デリバリーフィードセンター名寄の取り組みを中心に——」『にじ』第658号、130～139頁
- ・村田武編著（2011）『シリーズ地域の再生4 食料主権のランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・村田武・渡邊信夫編（2012）『脱原発・再生可能エネルギーとふるさと再生』筑波書房
- ・村田武（2015）『日本農業の危機と再生——地域再生の希望は食とエネルギーの産直に——』かもがわ出版
- ・村田武・河原林孝由基編著（2017）『自然エネルギーと協同組合』筑波書房
- ・村田武編著（2019）『新自由主義グローバリズムと家族農業経営』筑波書房

（かわらばやし たかゆき）

〈講演録〉 森海川に生きる人々のことば

講師 田中 丈裕 〈特定非営利活動法人里海づくり研究会 理事・事務局長〉
飯野 芳彦 〈全国農協青年組織協議会 2017年度会長〉
中田 無双 〈北都留森林組合 参事〉

〔解題〕「森海川に生きる人々のことば」に寄せて

今からちょうど100年前の1920年、日本で最初の国勢調査が実施された。当時、農林漁業を中心に第1次産業の就業人口は54.9%と最も大きな割合を占めていた。1950年の戦後の高度経済成長が始まる直前の調査でも同割合は48.6%であった。ちなみに、同年に生まれた人は現在70歳になる。

高度経済成長による産業構造の変化は第1次産業から第2次・第3次産業へと就業人口の急激なシフトを招き、1975年の調査（同年生まれは現在45歳）で同割合は13.9%、以降も減少が続き、直近2015年の調査（同年生まれは現在5歳）では3.5%となった。

これを食料の「生産者」と「消費者」という視点で見ると、現在70歳になる人が生まれた頃は2人に1人が食料の作り手であったのに対し、45歳の人が生まれた頃は7人に1人、5歳の子供から見ると実に28人に1人である。現在の日本は圧倒的に「消費者」が占めている。

農林漁業や食料の作り手を身近な存在として共に生きてきた世代から、しだいに遠くなり、今では別世界のことと感じる世代が大きくなっている。また、「農村」と「都市」といった住んでいる地域によっても捉え方は違おうだろう。個人で見れば、世代によって、地域によって、農林漁業に対して実体験を通じ刷り込まれている感覚が異なり「見え方」が違ってくるのではないか。

農林漁業は人間が自然環境に直接働きかけを行う生産活動であるだけでなく、それに関係する人々の生活の場を形成するといった2つの側面がある。その営みは物質循環の起点であり、継続して行われることで食料生産だけでなく、我々の生活に様々な有形無形の恩恵（農

林漁業・農山漁村の多面的機能)をもたらしている。それは何千年といった時間のなかで繰り返されてきた営みであり、自然に対峙し土地に根ざして長い歴史のなかで人々の暮らしを支えてきた。それが今、危機にあえいでいる。

100年前と異なり、今生きている日本人には個々によって農林漁業の「見え方」が違いうしろ、地域には様々なステークホルダーが存在している。農林漁業と地域の持続可能性が問われるが、それを考えるとき注意すべきは、その「見え方」の違いだ。「生産者」と「消費者」、「農村」と「都市」、世代間といった違いも、同じ生活する者同士という意識がこの70年間で分断されてきた結果ではないだろうか。これを紡ぎ直して考える必要がある。

農林漁業は土地を離れては生業として成り立たず、そこには暮らしがある。長い歴史のなかでその土地(地域)で生きてきたことの^{あかし}「証」に持続可能性を見いだせるのではないか。そこで生きる人々が語ることは、分断された個人としてではなく、地域で先祖代々受け継がれてきた人間が自然とともに「生きる知恵」であり、等しく生活する者としての目線がそこにある。それを掘り起こすことに持続可能性のヒントがあると考え、今回、「森海川に生きる人々のことば」として講演録を編さんした。

持続可能性を巡り世の中ではSDGsという言葉が先行しているが、今回の講演ではSDGsを意識してお願いしたものではない。しかし改めて、その取組みをSDGsの目標に当てはめると複数の目標に合致し、それらを取りしパートナーシップで実現しているのがわかる。SDGsの目標達成には経済一辺倒ではなく、複雑に絡み合う「経済×環境×社会」の課題を統合的・同時解決しなければならない。皆が同じ「生活者」として当事者の視点に立つことが必要だ。それが様々なステークホルダーを包摂し、生業・生活の取戻しの視点(始点)となるからだ。

目次

はじめに

1 漁業者による里海づくり(田中丈裕氏)

- (1) 里海概念
- (2) 漁業は海のおこぼれをちょうだいする産業
- (3) アマモ場の機能とその再生
- (4) アマモ場の再生に取り組んだ漁業者と科学者
- (5) 歴史的な意味を持つ里海米

2 若手農業者が語る農地の歴史(飯野芳彦氏)

- (1) 地祭りの意味
- (2) 農業とは非効率が効率
- (3) 農業の時間軸

3 流域の起点としての森(中田無双氏)

- (1) 急峻な山の作業に必要な道づくり
- (2) 自分たちの存在意義
- (3) 流域は運命共同体

はじめに

農林中金総合研究所では2018年に「森海川の協同組合連携勉強会」を立ち上げた。このきっかけとなったのは、ある漁協の組合長の「海は陸の鏡だ。陸上で生態系の輪が途切れれば、その影響が川や海に出る」という言葉だった。その組合長は自ら川をさかのぼり、上流の人々と対話を行った。

我々は、その組合長のように川登りをすることはできないかもしれない。しかし、森、海、川の営みとともに暮らす人々、もしくはその人々と一緒に活動されている人々のお話をうかがうことで、疑似体験ができるのではないかと期待し、講演会を開催した。

まず、海からは、特定非営利活動法人里海づくり研究会議理事・事務局長の田中文裕氏に「里海のために協同組合ができること」（18年9月13日）という演題でお話いただいた。田中氏は岡山県日生町漁業協同組合のアマモ再生に向け科学的支援を精力的に行った方である。次に川の代表、それは同時に陸域の農地の担い手として17年度に全国農協青年組織協議会会長を務められた飯野芳彦氏に「JA青年部の果たす役割とポリシーブックの取り組みの意義について」（同年9月26日）話していただいた。このポリシーブックというのは若手農業者による方針集かつ農業政策の提言書であり、「自助」「共助」「公助」の考えで現場の課題を浮き彫りにしている。最後に森林からは、

多摩川と相模川の上流を管内に含む北都留森林組合参事の中田無双氏に「北都留森林組合の取組み」（同年11月27日）を講演していただいた。中田参事は、東京都から山梨県に移住し、森林組合の職員として地域とともに歩み、林業、そして地域の活性化のために流域経済圏という視点を強く持たれている。

今回、講演内容の全てを紹介することはできないが、それぞれの話者の言葉を並列して眺めるといふ試みを行った。林業、漁業、農業ごとに協同組合がある。また、県境などの行政の区切りが制度的にある。しかし、自然はつながっている。また、自然とともに生きる人々は、時間的空間的な広がりを持った思考をしている。その言葉のなかに深い知恵があることがわかるだろう。

1 漁業者による里海づくり (田中文裕氏)

(1) 里海の概念

今日は、里海づくりの1つの事例として岡山県の東の端の日生^{ひなせ}というところの30数年以上に及ぶ取組みをご紹介します。きたいと思っています。

「里海」とは、九州大学の柳哲雄先生が1998年につくられた言葉と概念です。里山のアナロジーとして生まれた言葉ですが、「人手が加わることで生物多様性と生産性が高くなった沿岸海域」という定義をされています。

人が積極的に海に関わっていくというの

は日本独特の考え方です。欧米諸国、一神教の国というのは人と自然は別、神がつくったものが自然で、それに人が触れることは好ましくないというスタンスです。一方、日本では多神教、万物に神が宿るといった基本的な考え方がある、そこから生まれてくる考え方があります。また、「磯は地つき、沖は入会い」という日本の漁業の伝統的な営みのなかから生まれた非常に重要な地先権という考え方がベースになっています。

その里海は、今ではローマ字でSATOUMIという言葉になって世界に広がっています。インドネシアでは里海が政策になっていますし、アメリカ、フランスをはじめとするヨーロッパにもずいぶん広がってきました。2008年くらいからは毎年、世界のどこかで里海ワークショップが開かれるようになってきました。

(2) 漁業は海のおこぼれをちょうだいする産業

私にとって、漁師さんは海のことについてはマイスター、師匠です。潮流を読んで、海底地形を全部頭に入れていて、海の上で何が起きてもしっかり対応していくという意味で、漁師というのは海のプロだと思います。私たちにはまねができない。子供の頃から感覚的に体にたたき込んだ知恵とでも言うべきでしょうか、それは漁師以外には無理だと思います。そういう漁師たちと長いこと付き合っているなかで、正しい漁師の言葉として私の中に一番残っているのはこれなのです。「漁業は海のおこぼれをちょう

うだいする産業なんだ」と。だから海を大切にしていけないといけない。その海を今より少しでもいい形にして、子の代、孫の代に引き継いでいくという意識を持った日本の正しい漁師がたくさんいます。

日本の漁師のなかに非常に考える漁師がいるのです。その人たちの言葉はものすごく重く重く思います。そういった漁師たちというのは、海の中で食べたり食べられたりする関係、つまり捕食・被捕食の関係、食物連鎖のなかで正常な生態系と生物多様性が維持されないと漁業は成立しないということを知っておられます。生き物はその環境のなかで世代交代を繰り返しながら生活を営み続けることがとても大事なのだということも知っています。漁場資源を守るといいうい方をよくしますが、それはとりもなおさず生態系と生物多様性の保全あるいは修復だということも知っておられます。

日本の独特の漁業制度のなかで、「磯は地つき、沖は入会い」という言葉があります。この言葉というのは、長い日本の漁業の歴史のなかで漁業者間の紛争を経て生み出された考え方で、「『磯は地つき』というのは漁村単位で前浜、すぐ目の前の海で捕れるものは村の人たちが独占的に捕っていてすよ。ただ、沖合に出たら遊泳する魚を捕りますし、季節によっても変わっていくので、行ったり来たりお互いに入会いをしながら漁業を仲よくやっていきましょう」という意味です。

漁業権と地先権は違いますがニアリーイコールです。地先権というのは、前浜で排

他独占的に捕る権利というものがベースになっていて、前浜は村に帰属するものだという慣習から生まれたものです。その地先権、ニアリーイコール漁業権ですが、そこから生まれたのが我々の海という概念です。私たちの海、先祖代々から引き継いできた海。それは自分たちで守らなければいけない。先祖から代々引き継いできた大事な我々の海は自分たちの手で守らなければいけないということから、いわゆる海の守人論というものにつながって、それが里海につながっているのです。この辺のベースはまったく合致しているというか、里海概念と非常にかみ合っていると、私は考えています。

(3) アマモ場の機能とその再生

生態系を維持していくには物質循環がベースになります。物質循環というのは、生物を構成する炭素（C）、窒素（N）、リン（P）が食物連鎖を通じて生物間を移動し、再び自然環境に戻されることを言います。そして、物質循環において相互変換のキーワードは植物の光合成と呼吸です。地球生態系のなかの陸と海を比較すると、陸域の生態系と海の生態系はまったく違うのです。陸域の代表的な生態系である熱帯雨林等と、海の代表的な生態系を植物の現存量と生産速度で比較してみます。単位面積当たりの現存量と生産速度を比較すると、現存量では陸域の生態系のほうが海洋に比べて1,200倍も多いのです。なぜそういうことになるかと言うと、陸域のほうは、例えば熱帯雨

林のような森林において大木は大きな体をしていますが、光合成をするのは葉の部分だけです。一方、海のほうの植物の中心は植物プランクトンで、植物プランクトンは体全体で光合成をしています。

海は陸に比べて炭素・窒素・リンの量は非常に少ないのです。ですから現存量に1,200倍もの差があるわけです。それは特に窒素、リンといった栄養塩が極端に少ないからです。栄養塩が陸に比べて極端に少ないのに、なぜ豊富な魚介類、水産資源が生み出されるかと言うと、その秘密は海の生物の寿命の短さです。

海の生産を担う植物プランクトンは寿命が短く、すぐに死んで、栄養塩を海の中に回帰させる、つまり回帰速度が非常に速いのです。ですから、生態系の特徴をあらわすときに、陸域はストックの生態系、海はフローの生態系と言われます。

干潟・藻場というのは物質循環の核になっている非常に大事な場所です。膨大で微細な空間と膨大な表面積を生み出し、動物がたくさん住み着く場となっています。海の浅場にアマモが群生し、アマモ場を形成します。アマモは「竜宮の乙姫の元結の切り外し」という別名があります。竜宮の乙姫の長い髪の毛の元を結っていて外れたものというような意味なのですが、そういう名前がついているということは、アマモは昔から人間生活と深い関わりがあったという証拠だと思います。学名では*Zostera marina*と言いますが、海藻（かいそう）ではなく海草（うみくさ）です。種子植物ですから花も

咲けば種もつけます。

アマモの機能は10項目ほどに整理できます (第1図)。まず、群生したアマモは魚介



アマモ場

出典 講演資料より、以下図表写真とも同じ

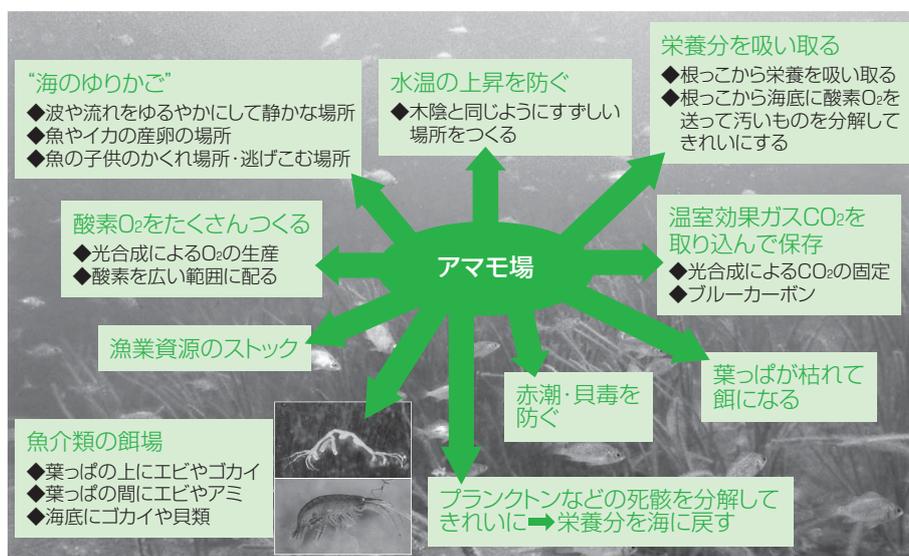


アマモの花

類の産卵場・保育場になります。自然の消波堤にもなっていて、波をすごく弱める力があります。そういった意味では静穏水域をつかって、遊泳力の弱い魚の子供などが非常に快適に過ごせる環境をつくり出す。それから、光合成によって大量の酸素を生み出します。私たちが観測しただけでも、14mg/リットルという高酸素水をつくり出して、流れに乗って周辺の海域に酸素をたくさん供給しています。

それから、漁業資源のストックの場になっていますし、魚介類の餌場になっています。こういった小動物群がたくさんつきますので、これが絶好の魚の餌になります。こういった小動物がたくさんいることで懸濁粒子や沈降物を捕捉・分解し、栄養塩にして海に戻す物質循環の核になっています。それから、水温の上昇を抑制します。特に夏場の高水温や酸素不足というのはカキ養殖では大量へい死の原因になるので、カキ

第1図 アマモ場の機能



養殖にとってもこの2つは非常に大事な機能になります。ですから、アマモとカキの里海ではアマモとカキは共生関係にあります。カキ養殖で生まれたカキ殻がアマモ場の底質改善に非常に有効です。

それから栄養塩の吸収。これは赤潮の発生抑制とも言えるのですが、アマモは海藻類と違って地下茎から栄養塩を吸収しますから、地下にたまった栄養塩を吸収して酸素を供給して底質をすごくよくしてくれます。アマモがなくなったところにアマモ場が戻ってくると、真っ黒のどろどろの泥だったところがグレーに変わってきます。本当に目に見えて変化します。

それから、最近特に注目されているのは温室効果ガス、CO₂の吸着源ということです。これについてはここ4～5年で急速に研究が進んで、昔はアマモ場をはじめとして沿岸部の浅瀬はCO₂の排出源と思われていました。実はまったく逆で、国連のUNEP (United Nations Environment Programme、国連環境計画) がブルーカーボンと言い出したのが最初だったのですが、いろいろな研究者が調べてみると浅瀬そのものがCO₂の吸着源になっていて、そのなかでもアマモは抜群の機能を持っていることがわかってきました。

瀬戸内海では、アマモは春から夏にかけて繁茂して夏から秋に枯れて流れていきます。その流れた葉がすごい量になるのですが、その40%くらいが深海まで運ばれて深海に封じ込められます。それによって炭素が千年以上閉じ込められると言われていま

す。それがブルーカーボンです。グリーンカーボンというのは陸の森林ですが、そういった非常に高い機能があることがわかってきて、それがストックの部分です。

アマモにはもう1つ、フローの役割があって、腐食食物連鎖^(注3)という独自の生態系をつくっています。マングローブも同じです。マングローブの葉が落ちて難分解性有機物になります。アマモの葉も難分解性なのですが、それをガザミというカニとかイシガニなどの大型のベントス^(注4)が細かく砕いていて、細かく砕かれたものを次の段階の底生生物が食べてふんで出します。

アマモは枯死しても難分解性有機物なので消化されにくいのですが、いろいろな段階で動物が食べることによって小さくなっていく。小さくなるほど細菌の着生量が多くなって栄養価が高くなっていく。そういうふうにして繰り返し食べているうちに、餌としてその多くが消化されるという、それが腐食食物連鎖です。腐食食物連鎖をベースにした独特の生態系という意味では、アマモは1次生産者として大きな役割を果たしています。

それから、北大の今井一郎先生が4～5年前から研究してごく最近になってはっきりわかったのですが、赤潮の発生抑制、あるいは貝毒の発生抑制効果があるそうです。アマモの葉の上には殺藻細菌という植物プランクトンを殺す細菌が増殖していて、それが波の流れによってはく離して満潮から干潮に変わる時に沖へどんどん出て行って、沖合のプランクトンを殺してくれます。

このようにアマモ場の機能はざっと10項目があります。

そういう大事なアマモ場ですが、1970年代以降になって全国的に随分と減少しました。1950年代の岡山県のアマモ場の総面積は約4,300ha、干潟の総面積は4,100ha、合わせて8,400haでした。岡山県の海域面積は800km²ですので、当時は1割以上が干潟と藻場で占められているすごい海だったので。しかし、それは1950年代までで、児島湾の閉めきりで1,100haの干潟が一気になくなり、水島臨海工業地帯、錦海塩田、笠岡湾干拓、寄島干拓などの干拓・開発により9割以上の干潟と藻場がなくなってしまいました。

(注1) 液体中に溶けないで分散している粒子。

(注2) 液体の下部に沈殿する固体。

(注3) 植物、動物等の死骸や排泄物が細菌や菌類などにより分解され、有機物から無機物に還元されること。

(注4) 底生生物。水域の底に住む生物。

(4) アマモ場の再生に取り組んだ漁業者と科学者

本田和士さんという漁業者が最初に、「アマモの減少が、魚が減った理由ではないか」と言い出したのです。それは本田さんがおじいさん子で、おじいさんからずっといろいろな知恵を授けてもらっていたなかに、「アマモはととても大事なものだから大切にしなければいけない」との教えがあったことにあります。また、本田さんはつば網漁師だったので。地先沿岸の様々な場所にずっと網を張って毎日漁をするわけですから魚がどこで生まれて成長してどう動い

ていってどうなるかということが一番知っているのです。

私と本田さんは1981年に出会い、何とかアマモ場を取り戻すように工夫してやってみようという話になりました。1985年にアマモの種を採る技術ができて、同年から種まきを始めました。でも、種をまくだけではアマモはほとんど生えてくれませんでした。

それは底質の問題があるのではないかと(注6)いうことで、ゼオライトをまいてみたのです。そこに種をまいてみると、そこだけ見事に生えたのです。それで底質改良は効果があるとわかったのですが、ゼオライトは非常に高価ということと、持続性がなく翌年には埋もれてなくなってしまいます。

それで、1990年くらいからアマモ場の役割・機能に関する知見の集約とか、アマモ場再生技術、主に底質改良技術について大学の研究者の協力もいただいて取り組み始めました。非常に厚かましいと言うか暴挙とも言えるのですが、1993年に本田さんと大規模なアマモ場再生を核にした「海洋牧場づくり構想」をつくりました。

その当時、水産庁の公共事業のなかに多機能静穏域整備事業というものがあって、それをベースに構想をつくらうとしていたのです。ただ、アマモ場の再生技術ができていなければどうにもならないので、水産庁に掛け合い1994年から3年、国のお金を使ってアマモの繁茂条件に関する知見を一から調べ直しました。

漁師たちもすごく協力してくれて、水温、

塩分、光束透過量を16か所の定点で2年間にわたりデータをとりました。そのセンサーは週に2回掃除しなければいけないのですが、それを漁師が全部してくれました。現場の設営や調査機器の設置、データの収集も一緒にやっていきました。これらの成果を基に提案書を作成して水産庁の関連機関で産官学協働の技術開発機関である（一社）マリノフォーラム21に提出し、1997年に当時のアマモ場研究の第一人者が集結して浅海域緑化技術開発グループを組織化、主として日生地先海域において実証試験および環境条件調査などを重ね、2001年には、アマモ場再生の基本的考え方、制限要因を特定するための調査手法、モニタリングや維持管理手法までを「アマモ場造成技術指針」としてとりまとめました。ここに至るまでは「繁茂しては喜び」「消失しては落胆する」の繰り返しで、1997年7月には、台風9号（国際名ロージー）の来襲により20ha近くまでに回復したアマモ場が全て失われました。しかし、一喜一憂しながらも体系的な技術開発にたどり着いたこの20年余りが「初動期」と位置づけられると思います。そして、1993年に本田さんとつくった大規模なアマモ場再生を核にした海洋牧場づくり構想が、“東備地区広域漁場整備事業”という姿になって着手されたのは2002年のことでした。

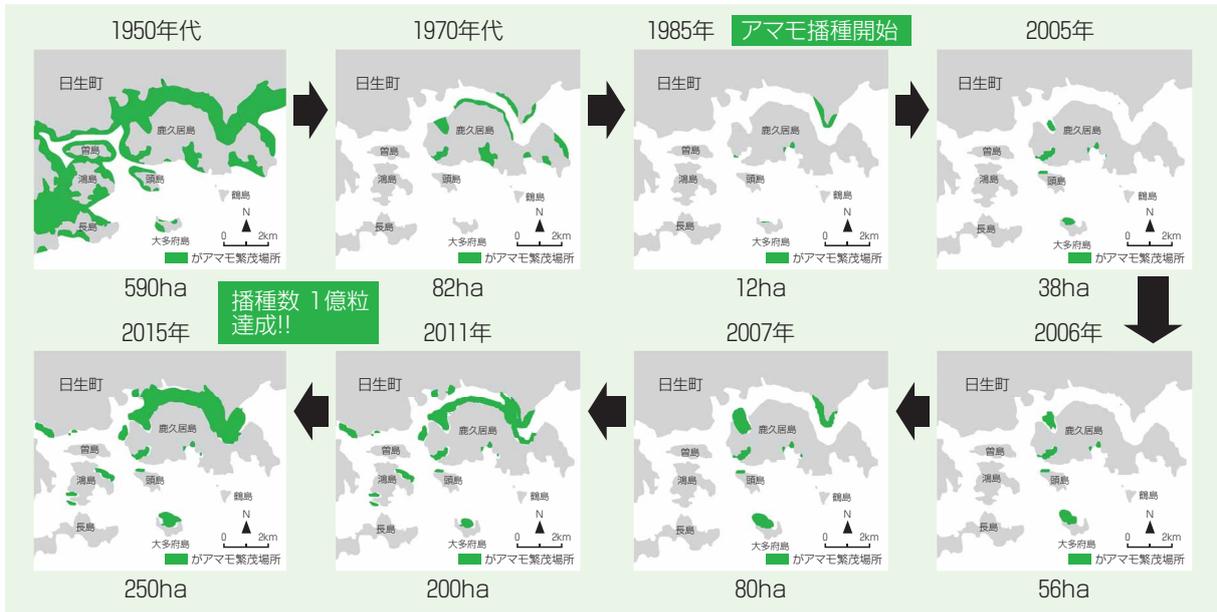
本田さんが2000年に日生町漁協の組合長に就任したことで基盤形成期に入っていきます。カキ殻がアマモ場再生のための底質改善に最も効果的であることも実証し、

2006年には「カキ殻の有効利用に係るガイドライン」を完成させ底質改良事業を加速化させていきました。アマモ場面積は2007年には約80haにまで拡大し（第2図）、翌年の春には半世紀近く姿を消していたモエビが戻り、秋にはアイゴが戻ってきました。アマモを食べて脂の乗ったアイゴは、日生では高級魚として珍重されます。

つば網漁師を中心に26人から始めたアマモ場再生活動は漁協全体の事業となり、2009年には日生町漁協の組合員83人のメンバーからなる日生藻場造成推進協議会が結成されました。2010年からは水産庁の環境・生態系保全活動支援推進事業交付金を受けられるようになりましたが、活動費を得ることができたのはこの時が初めてで、日生の漁師たちは実に25年もの間ボランティアでの活動を続けていたのです。

これらの活動は2010年になって拡大期に入り、生活協同組合おかやまコープ、認定NPO共存の森ネットワークや東京大学などからも応援が得られるようになります。2011年には海洋政策研究財団が海洋牧場適正利用協議会に参画してICM（Integrated Coastal Management）モデルサイト事業がスタートし、備前市、岡山県、商工会、観光協会、大学など様々なステークホルダーが協働する備前市沿岸域総合管理研究会に発展していきました。海洋牧場づくりも順調に進んで、海面利用ルールの策定などにもつながっていきました。2011年の春にはアマモ場は一挙に200ha以上にまで回復しました。2012年5月には、日生町漁協、生

第2図 日生町地先におけるアマモ場の推移



活協同組合おかやまコープ、岡山県とNPO里海づくり研究会が4者協定を締結し、支援体制も強化されました。

しかし、これだけアマモ場が回復してきた漁獲にも成果が形になって跳ね返ってきた反面、新たに困った問題が顕在化してきました。大量に漂流するアマモの流れ藻が航行の妨げになり出したのです。アマモ流れ藻は海面の20~30cm下を流れるためプロペラに絡まりやすい。また、海岸や港に漂着した流れ藻の臭いが一般住民の迷惑になり始めました。ここで登場したのが日生中学校の子供たちです。以前からカキ養殖の体験漁業を総合学習に取り入れていた日生中学校に、漁協がアマモ場の話をしたのがきっかけになりました。今では3学年約200人の子供たちが、漁師たちの船に乗り込んで沖に出て、流れ藻の回収に汗を流しています。そして、これは同時にアマモ種

子の採集活動にもなり、播種に必要な種子は花枝を摘み取らなくても全て流れ藻を回収することで賄うことができるようになりました。

2002年に始まった海洋牧场づくりも2013年に完了し、日生の海には“アマモとカキの里海”の姿が作り上げられました(第3図)。30年間にまいた種子は1億粒を超え、アマモ場面積は2015年春には約250haに達しました。

(注5) つぼ網は、日生の漁師が考案した小型定置網による漁法。

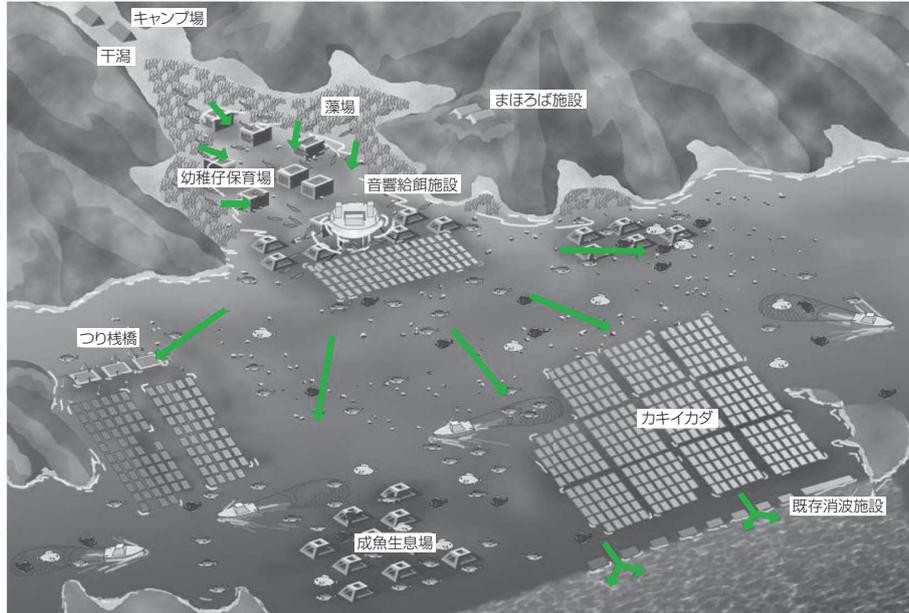
(注6) 水域の底を構成している表層。

(5) 歴史的な意味を持つ里海米

里海米というのができました。この始まりは、岡山県の北の津山市に大規模な米農家があって、その地域に昔から伝わる伝統知とでもいう「海のもの農地によい」という言葉があったそうです。それでカキ殻

第3図 アマモとカキの里海(2000～2010年代)

2002～2013年度
東備地区広域漁場整備事業



原資料 岡山県水産課資料

に目をつけて実際に使ってみた。それまでは、カキ殻は畑には土壌改造材として使えても米には効果がないと言われていたのです。それが、その米農家が実際にやってみたらすごく根が強くなっていい米ができるようになりました。それに全国農業協同組合連合会岡山県本部（以下「全農岡山」という）が目をつけて試すと本当にいいということがわかってきて、カキ殻を使って育てた米に「里海米」という名前をつけて売りたいと、私のほうに相談があったのが2015年のことでした。

そのカキ殻は、日生町漁協とその隣の邑久町漁協のカキ殻で、それを粉末にしたものを稲作に使うのです。里海米として2016年には400俵を収穫しました。それが翌年の2017年には一挙に4,000俵に、そして次は

2万俵に増やそうとしています。

里海米には非常に大きな意味があると私は思っています。2018年に全農岡山が事務局になって「瀬戸内かきからアグリ推進協議会」というものが立ち上がり、私もアドバイザーで入っています。**物質の流れというのは森・川・里・海のつながりのなかで海は最終的な帰結点です。ですが、海があるから太陽エネルギーによる水の循環によって豊かな森が育まれて里山・里地の恵みが生まれます。**

人間は塩と水がなければ生きていくことはできません。太古の昔から全国に「塩の道」と呼ばれるものが無数にあったと言います。また、とんでもない山奥に海の神様である金比羅さんを祭ってあるところがあるそうです。これは太古の昔から、塩と水

を通じて人が介入することで森・川・里・海がつながってきたということだと思えます。食のほうから言うと肉と魚と野菜の取り合わせが食卓を豊かにしています。ごちそうと言えば山の幸、海の幸、山海の珍味です。世界遺産である和食とは、農畜産物と魚介類そのものです。

これはいつもお話しするときをお願いしているのですが、「食べ物¹が体を育て、心を育む」・・・食べ物は地域の自然環境のなかでつくり出されています。自然の力を借りないと人間は生きていけません。人はそれぞれの地域の自然環境を育て、地域の海山の幸で生かされる。これがまさに里海、里山ということ²を心にとめていただきたいのです。地産地消は当たり前、それ以上に旬菜旬味を味わっていただきたい、というお願いをして私の話を終わらせていただきます。

2 若手農業者が語る農地の歴史 (飯野芳彦氏)

(1) 地祭りの意味

いつも私は講演会へ行くとき、この写真を講演会資料の1枚目にします。これは屋敷稲荷と申しまして、母屋の裏側にほくら祠がございます。いわゆる家の守り神ですね、稲荷様です。節分を過ぎた最初の午の日、初午祭というお稲荷さんのお祭りがあります。大体2月の15日前後がこの午の日にあたるのですが、私のうちではこれを地祭りとしてやっております。



地祭りの様子

色の和紙をのりで張りつけて、「奉納正一位稲荷大明神」と筆で書くのが私の小さい頃からの役目でした。年に1回のお祭りで、お赤飯だったり、けんちん汁だったり、尾頭つきの魚だったりというごちそうも出ますので、小さい頃から楽しみで、この日を迎えておりました。昼間のお祭りなので、日中、ちょっとこの祠の前で、キツネですからね、煙を立てまして、その前でござを敷いて、そういった食事、昼食をとって、父もちょっとほろ酔いかげんで、何か楽しいなっている思い出があります。

小さい頃はごちそうが出て、父もこう楽しい話をしていればいいなというだけでいいのですが、だんだん大人になると、これは何の意味があるのだと思うようになりました。こんなお祭り、毎年毎年やって何の意味があるのだって、若い頃は思っておりました。それでも、父もおりましたので続けてまいりまして、ここ5～6年ですかね、この祭りの意味を思うようになりました。

大体2月の同じぐらいの時期にお祭りをしますから、大概の話は「去年より寒かつ

た」とか、「去年は雪が多かった」とか、「今年も雪がその後降りそうだ」とか、季節の話をするのですね。父もそんな話をしています、ちょうどこの頃、2月の末から3月の頭、このお祭りが終わった直後に、里芋の農作業が始まります。我々の地域は里芋の産地なものですから、里芋の種芋を畑の中に穴を掘って、寒さよけに伏せてあります。それを掘り出してきて、種芋の選別に入る時期なのです。その頃に、「今年はどうも12月、1月、雪が多くて雪水が穴の中に入り込んでいるから、種芋がもしかすると腐っているかもしれないな、ちょっと早めに出して選別を早くしよう」とか、「今年は暖かくて地温が上がっているから芽出しが早いかもしれない、だから少し早めに植えよう」とか、逆もしかりですね、「地温が低かったら、ビニールをかけて芽の動きを促進させよう」とか、そういう話題になるのですね。

私はこう思うのですね。野菜は換金作物ですから、それをつくってお金にかえないといけません。お金にかえるということは、経済のなかに入るわけですから、お約束をしないとダメです。いついつに収穫して、いついつ納品しますと。これは農協と約束をしますし、農協もそれをもとに大手さんと約束するわけです。多分昔も今も同じだと思います。商売というのは、農業であっても、「ああ、今年とれなかった、ごめんね」というわけにいかないはずで。江戸時代であったって、今だってそうだと思います。

うちには、毎月2～3回ずつ地祭りがあ

ります。やはり「**地祭りというのは、農作業を始めるきっかけの時に始めるお祭りなのです**ね。」ということは、お尻を合わせるための微調整をするためにこのお祭りをしているのだなということに、最近気づいてきたのです。

(2) 農業とは非効率が効率

農業について話させていただきます。まず、人間が創造できないような環境こそが自然であって、我々が創造して癒やされる空間というのは不自然なのです。

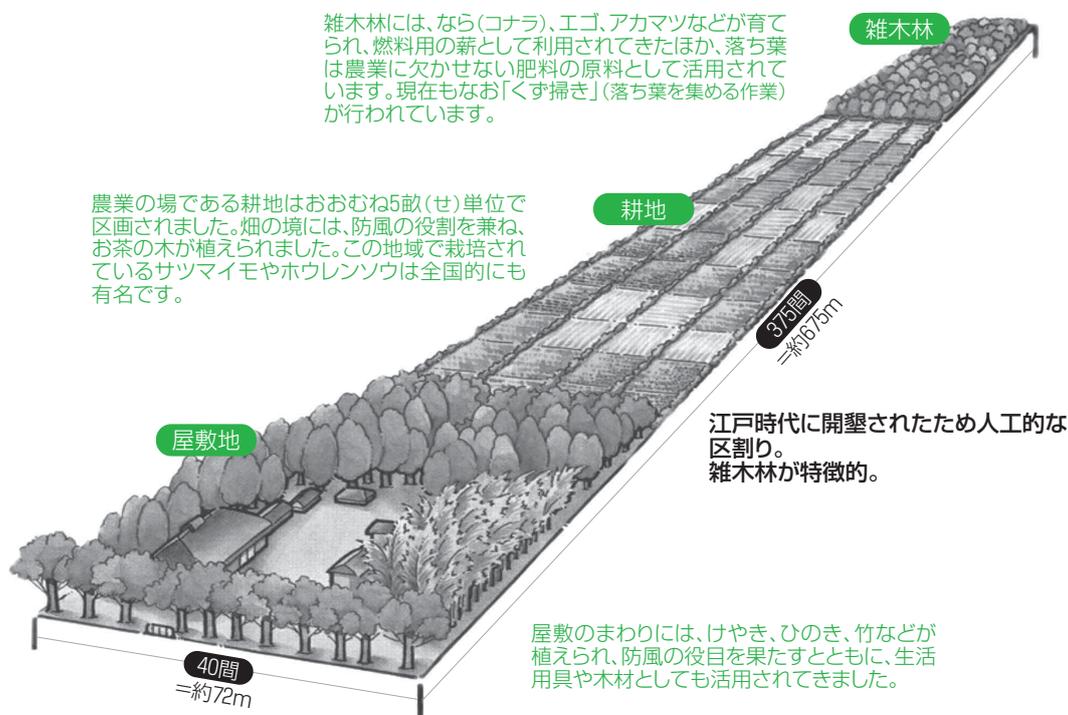
その根拠が、我々の地域である関東ローム層です。ここは現在、死火山、活火山と言われている関東周辺の山々が2～3万年ほど前に噴火していた頃の火山灰土が降り積もった土地です。そのため、痩せた土地でありました。

火山灰は地球の内紛物ですから、ミネラルが豊富です。しかし、植物が育つうえで重要な保水力と補肥力を保つための腐植、つまり植物の繊維がドーッと発酵して微生物がすみつくような巣になるようなものを腐植と呼ぶのですが、この腐植が足りないために、ほぼ野菜等は育たないような大地でありました。そのため、関東ローム層の上は、ヨシやアシが一面生えていたところでした。だから、河原だと思ってください。河原というのは、上流からの土砂が流れてきて、その土砂の上にヨシやアシが生えていますよね。ああいうところなんです。だから、ミネラルはあるけれども、腐植が足りないんで、ヨシやアシしか生えないので

第4図 先人が開拓した関東ローム層

農業とは

○武蔵野の関東ローム層は、とても痩せた土地でした。



すね。

でも、1600年後半から1700年代前半になりましたら、江戸の人口がいよいよ100万人を超えまして、緑黄色野菜、いわゆる野菜の摂取が不足するということが、この不毛な地を開墾しようということになりました。川越藩の城主である柳沢吉保公が開拓をするぞということで、1軒1軒を長方形に区切りまして、落葉樹を手植えし雑木林をつくりました(第4図)。そして、畑の部分をつくって、母屋の周りには常緑樹、いわゆるどんぐりの木を植えさせました。これは、火山灰ですから風が吹いたときに舞い上がりますので、それを防ぐために常緑樹を家の周りに植えさせたのです。そし

て、「人ぶんと雑木林の落ち葉を集めて堆肥にして畑に施しなさい。そうすることによって、落ち葉から生まれる腐植を畑に増やすことによって、野菜のつくれる環境をつくりなさい」という、今で言えば公共事業の命令をお殿様が出したわけですね。

実はこのことは、土壌学の本を2～3冊読まないといけないことなのです。しかし、今の土壌学の学問がもう300年前にはできているということなのです。そうでなければ公共事業はできないですからね。公共事業をするということは、次男坊、三男坊をそこら辺中の村から寄せ集めてですよ、歩いてこさせて、^{くわ}鋤1つで、「じゃおまえ、ここから開墾入れ」と命じて、「成功する根

扱はないけど、この方法で開墾しろ」と言ったら、多分みんな帰っちゃいますよね。絶対大丈夫だからと言うからそこに定住するのは。やはり、そんなことをしても1年や2年で畑なんてよくなるものじゃありませんから、ヒエもアワも育たずに、草の根を食べたとか、あとは、この関東ローム層の上ですから20m掘っても井戸水が出てこなくて、それで開墾を諦めたとか、そんな文献があります。

でも、ご先祖様は諦めることなく、毎年1回コツコツ落ち葉堆肥を畑に施し、草を取り、たった300回落ち葉堆肥を入れ続けることによって300年たった今では野菜というもの全て育つと言っても過言ではありません。

これが不思議なもので、農業は、「じゃ300回だから300回分一遍に入れる」となると、これはいわゆる我々で言うと、一遍にご飯を食べて体を壊すように、畑が壊れてしまいます。そうするとまた、10年や20年、また畑ができなくなってしまう。これはやっぱりコツコツとなんです。これがね、不思議なのですよ。

そして、今なお、この落ち葉堆肥は続いております。我々の地域では「くずはき」と言うのですが、こういう竹かごに落ち葉を熊手なり、今はブロワーといって風が出る道具で集めて、詰めて家に持って帰って、落ち葉堆肥にして畑に施します。これは農閑期の1月中旬から2月頭ぐらい、家族で作業します。大体2～3週間、少ない家で1町、多い家で3～4町やっています。そ



埼玉県武蔵野地域に伝わるくずはき、日本農業遺産に認定

のため、3～4町やっている家だとひと月近くかかる場合もあります。

これは経済性から言ったら、無駄じゃないですか。これだけに取りかかるので、3週間なら3週間、収入がないのです。腐植と呼ばれる肥料はたくさんあるから、それを入れればいいのではないかという議論になっています。これが不思議なものでね、それはそれで腐植酸^(注7)の入ったものという肥料があるのですが、それを畑に施すと、何年かはごまかせるのですが、畑がだんだん体調を崩してくるのです。やっぱりこの落ち葉堆肥がいいのです。適地適作です。

ということは、このたった3週間で棒に振ることが、一番品物がいいものがつくれ、効率がいいのです。だから、**農業というのは非効率性こそが効率です。そのほうが効率がよく、一番もうかる方法なのです。**多分経済界の人に話をしたら「馬鹿じゃないか」「そこはもっと補えよ」と言われると思います。労働力の損失だと言われると思うのですが、これが重要なのです。

今、この「くずはき」(武蔵野の落ち葉堆

肥農法)は日本農業遺産に認定されまして、世界遺産を目指しています。この「くずはき」は毎年毎年コツコツやらないといけないことでもあります。**決して休むことなく、たゆむことなく前に進むと。これが農業であります。**

(注7)腐植物質の1つ。

(3) 農業の時間軸

就農して間もない頃、農家は大変だなと思っていた時に、親子ですからけんかをして、「バブルの時にみんな土地売っちゃえばよかったんだ」と、売り言葉に買い言葉で言ったのです。すると、父は真っ赤な顔をして怒り、「ここで毎年百姓やって、野菜も売ってたほうが金になるんだ」と言ったのです。私は「坪70万円で売ったほうが金になる、7億円のほうがいいな、半分税金に持っていかれても3億円残るよな」と思ったのですが、父の考え方は100年単位なのです。

毎年ここで50万円なら50万円、100年つくったほうが金になる、200年つくったほうがこの土地は生産性、経済性があるのだからということが多分言いたかったのだと思います。その証として毎年落ち葉堆肥を入れていくという、この非効率性のなかに効率性を求める農業であり、ここに住宅を建てずに農業をやり続けた先人たちの考え方のかなと思っています。だから私は「ここは意地で耕してやろう」と思っているのです。売ったほうが金になるけど、一生懸命農家やろうかなと思っています。

農業において、畑は人工的なものであり、自然との共存を図る手段として協同が生まれたと、私は思っております(第5図)。この不自然な環境を次の世代にどう継承するか、これが今の課題であります。そのためにポリシーブックがある^(注8)と考えております。

私、「**農地は尊い**」という言葉が好きです。現在農地から得られる富は過去の蓄積であり、現在の農地への施しは未来への蓄積です。すなわち、今、野菜と呼ばれる全てのものがつくれる畑というのは、300年間の蓄積があって初めて優良な換金作物をつくることのできるものです。それは過去の先人たちの蓄積を私が使わせていただいていることです。であれば、**今私が毎年落ち葉堆肥を入れ続けること、畑の草をむしること、石を拾うこと、これは未来への蓄積です。**100年後のためです。この時間軸なのです。だから、経済の時間軸と農業の時間軸が合わないのは当たり前なのです。だって、100年でこっちは物事を考えているのですから。3代ワンセットですよ。だから時間軸が合わない。でも、現在に合わせなき

第5図 農業者が守る農地

農業とは

畑は人工的なものです

※自然との共存を図る手段として協同が生まれた。
この不自然な環境を次の世代に継承するか?



やいけない部分もあるので、このポリシーブックというのがその矛盾を埋めていてくれるものではないかなと、私は思っています。

農地を農地として残すことが、農業が産業である証であります。もちろんそうです。農地がなくなれば農業もなくなります。そのためには、時代を的確に捉えて、時代の波をうまく乗り切ることが必要だと思います。乗り切れればいいのだと思うのです。農業というのはもう既に2000年やっていますから。今のIT産業の就労人口は450万人で、農業の就労人口180万人の倍います。でも、ITなんていうのはここ30年ぐらいの話です。こっちは1000年単位の話です。あの人たちの胃袋を押さえているのは我々です。そういうふうにドーンと構えて、この全ての荒波を乗り越えていく。うまく乗り切る。それが重要なと思います。

そして、なぜ日本は2000年水稻を生産するのか。これは釈迦に説法かもしれませんが、やはり三大穀物のなかで唯一連作障害がない、それが水稻であるという点です。陸稲になれば連作障害が出ますからね。水稻であるということ、そこに先人たちは気づき、水をうまく活用した。日本で一番長い信濃川は360km、世界で一番長いナイル川は7,000km、その差20倍です。ということは、日本の陸地に降った雨というのは、あっという間に海水に変わってしまいます。海水になるともう農業に活用することはできません。ではどうしようということで、横に水路を延ばして水田を広げていくこと

によって、何と40万kmという水路を構築している。この40万kmの水路によって、真水をうまく活用し、そして洪水や様々な災害からも防ぐ、利水ですね、これをうまく実現したのがこの先人の2000年の歴史だと思います。

そして、なおかつ、台風で石高は落ちますけれども、水稻であれば、全部がだめになるということはないのです。何割かはとれます。野菜などは、一か百かみたいな状況で、台風など災害があるとゼロになることもあります。カロリーを摂取する食材は、日本の気候に適していたからつくり続けられたということになると思います。

ですから私は、今後も1000年、2000年と、この水稻を日本の穀物としてきちっと生産していかなくちゃならないと思います。40万kmの水路が今農業者のみで管理されていますが、今後どう管理していくか、これも大きな課題だと思います。

(注8) JA全青協ポリシーブック。11年度より全国農協青年組織協議会が作成。JA青年部の政策・活動方針集であり、青年部の部員一人ひとりの営農や地域活動をしていくうえでの課題や疑問点を自助、共助、公助にまとめ、解決策を青年部自らで協議してとりまとめている。

3 流域の起点としての森 (中田無双氏)

(1) 急峻な山の作業に必要な道づくり

私は、今は北都留森林組合の参事として仕事をさせていただいていますが、入組当時は、現場の技能職員として、チェーンソーを持って、山で木を切っていました。も

とともは、東京の足立区で生まれ育ち、Iターンで山梨へ来ました。

まず、本題に入る前に日本の林業の現状を紹介します。プラス面とマイナス面を箇条書きに示してみました(第1表)。林業の現状のマイナス面は、当たり前ですけど、人口が減っているので家を建てる件数が減ってしまって、木材需要がどんどん減少し、今後、かなり厳しくなると思われます。木材価格はずっと低迷しています。外国の木材との価格競争が、関税廃止後何10年も続いています。それから、山で働く人がどんどん減っているという問題があります。これは個人的な考え方ですけれども、山から丸太の大量生産をしてスケールメリットを出して生産コストを下げっていく林業だけでは、持続可能な森林経営が本当にできると心配しています。

(注9)

プラス面でいきますと、バイオマス発電が挙げられます。今までは、建築用材、つまり家の材料にならないものは、みんなお金になりませんでした。山から木を出す費用とその木が売れる値段とが逆ざやになってしまうので、切った木を山へ捨てるしか

ありませんでした。マグロで言えば、大口の部分しかお金にしないで、あとはみんな捨ててきてしまうのが日本の林業だったのですが、木質バイオマス発電所が近くにできたことでこれからは骨も皮も全部お金にかえることができるようになったことがプラス面です。細かいことがいろいろ書いてありますが、森林環境譲与税が2019年からいよいよ始まることは、追い風だと捉えています。一言で言えば、これからの日本の林業は、成長した木材・森林を生かす時代に入ったと認識しております。

私ども管内の山梨県東部の林業の現状でいきますと、マイナス面はほとんど変わりません。しかも、林道、作業道がほとんど入っていません。山梨県の場合、林道は市町村が予算を組んで道を通してもらいますが、ほとんどの市町村が赤字を抱えていてお金がありません。私の知る限り、もう15年くらい、上野原市で新しい林道は1本も通っていません。ha当たりは何m道が入っているかが1つの指標ですけど、上野原はha当たり4~5mしか入っていません。1ha、100m×100mの山の中に約5mしか

第1表 日本林業の現状

プラス面	マイナス面
・森林蓄積の増加	・住宅着工数の下落
・自給率の回復	・木材価格長期下落
・スギ需要の拡大	・林業従事者の減少
・バイオマス発電の増加	・間伐技術の単純化
・国産材利用の合板増加	・森林所有者の所得少
・クリーンウッド法成立	・再造林の放棄
・森林認証の増大	・育林合理化が進まない
・公共建築の木造化法成立	・森林管理技術の低下
・間伐必要性が広まった	・持続可能な森林経営?
・森林環境譲与税スタート	・環境への配慮不足
日本は成長した森林を活かす時代	



北都留森林組合の管内の山々

道が入っていないくて、どうやって木を出せるのでしょうか。

行政にお願いしても、予算がないため、森林組合自ら、山の道をつける土木の仕事も始めました。ただ、地形が非常に急峻^{きゅうしゅん}です。後ほど説明しますが、源流域にあたるものですから、山がひだだらけで切り立った場所で林業をしているもので経費が割増でかかります。この道の持ち出し分をどうやって小さくするかが、今の悩みの種です。あと、木は太くて重くてかさばるものですから、いかに効率的に市場まで丸太を運ぶかという運搬部分の経費の圧縮も課題です。トラックを購入するにも1台1,000~2,000万円かかります。なかなか小さな森林組合でそれを買い支えることができないので外注しますが、丸太は重く荷台が痛むということで運んでくれる運送会社さんは限られており、山梨にはほとんどありません。栃木県、群馬県、埼玉県の運送業者さんに、我々が切った丸太を市場まで運んでもらうのですがその費用も大きな負担となっています。

プラス面で言いますと、先ほど言ったバイオマス発電が、すぐ隣の町である大月市にできました。それは日本最大級のバイオマス発電所で何と14.5メガワット、3万世帯の電気を1日で発電してしまうそうです。何と1年間で15万トンの木材を燃して発電します。これからは、この発電所へ今までお金にならなかった木を上手に売っていくことで収益を増やしていきたいと考えてい

第6図 北都留森林組合の位置



ます。

北都留森林組合の概要は、1市2村、上野原市、小菅村、丹波山村が管内で、東京を流れる多摩川のまさに源流と、神奈川に流れる相模川の源流の一部が含まれています(第6図)。面積は2万5,000haです。日本の森林面積は2,500万haなので、その0.1%です。あんなに広い山が日本では0.1%かと、日本の森林の広さを痛感しながら仕事をさせてもらっています。組合員数は、2,000人弱います。

(注9) 動植物などから生まれた生物資源を利用した発電。

(2) 自分たちの存在意義

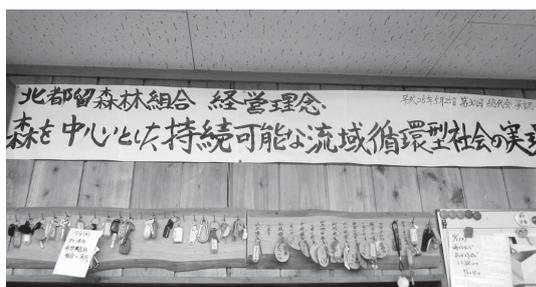
北都留森林組合は、昔、大変な経営危機を迎え、ずっと立て直しをしてきました。まず、最初に取り組んだのは、経営理念を創ることです。2013年総代会で初めて経営理念「**森を中心とした持続可能な流域循環型社会の実現**」が承認されました。この経営理念は元気な森には、元気な山村が必要であり、元気な山村には、元気な林業が必

要であり、その林業を元気にするために北都留森林組合は森林整備を積極的に行いながら山村地域活性化のけん引役として常に持続・自立可能な新しい山村産業の創出を目指し経営していきたいとの思いで創られました。それを実現していくためには**流域連携という形で自分たちだけではなく流域全体が一丸となり、市民、事業者、行政が1つとなり協働していくことが大切だと考えています。**

経営理念は、自分たちは何のために存在し何を指すのかを明確にすることであり、組合員や役職員のモチベーションアップのためにもとても大事だと考えました。

そして、私たちは木材生産と環境保全の両立した調和のとれた森づくりを目指していきこうと役職員で確認しあいました。

これを実現していくために、自分たちだけではなく、「売り手良し、買い手良し、世間良し」の関係でないとうまくいかないと考えました。流域の中に幾つもの森林組合があって、**ふだんの仕事は自分たちだけで完結しているのですが、小さな単組の壁を越えて、みんなで力を合わせてたくさんの頭で考え、たくさんの目で見てやっていくことで、様々な問題が解決の方向に行く**



北都留森林組合 経営理念

のではないかと考えました。それに、森林組合だけではなくて、素材生産業者という民間の業者さん、家をつくる設計士さん、工務店さん、要は川中や川下の人たちみんなとつながっていこうということです。

(3) 流域は運命共同体

目指す林業は、藤森隆郎先生の『林業がつくる日本の森林』の中のこの一文に全て含まれていると思います。どのような森がすばらしい森なのかについて、「気象災害に対して安全性が高く、生産性に優れ」「長期的に見て」「需要への弾力性が高く、生物多様性が高く、景観的に優れている」「かつその維持管理が低コストですむ森林である」、これを目指すのが林業のあるべき姿だと先生は明確におっしゃっています。これを流域連携と創意工夫で目指していききたいと思います。

私たちは大きく分けて3つの目標林型を持っています。1つは「経済林」と言って、山を循環させて木材生産をメインに考えていく山づくり。次に「生活林」と言い、これは昔の里山ですが、要は人の生活のなかで利用される広葉樹です。ナラなどの広葉樹を利用し、シイタケの原木や薪需要に対応する森づくりです。最後は「環境林」という言葉を使いましたが、水源かん養機能の高い森と3つに分けて、これらをゾーニングしながらやっていきたいと思っています。

藤森先生は「これから目標林型をしっかりと描いて仕事をしていくためには、森を

よく知ることが大切であり、森林生態系の正しい知識を学び続けていく必要がある」と学び続けていくことが大切とおっしゃっております。また「森づくりは、高い技術を要するものであり、そこには理論がなければならぬ。山で働く者は、森という自然に人為を加えて人間生活に役立てるために開発された科学を応用する技術者である」、**我々は、単なる肉体労働者ではない、高度な知識と技術を持った技術者なのだ**ということ。その優れた技術者を多く育成していくことこそ、最も大事な林業の低コスト化への道であり、持続可能な森林経営を実現するためにも力を入れて取り組んでいただきたい」と、先生はおっしゃっています。まさに、このとおりだと思って、日々仕事と向き合っています。

最後になりますが、流域連携の可能性について触れます。今、山梨県産材や東京都言えば多摩産材利用促進が政策に位置づけられています。これを、もう少し広く捉えていただき、「流域材」という概念でいきましょうということが我々の提案です。山梨県の例で言うと、木材利用促進のための

いろいろな補助金メニューをつくっていますが、県産材を東京都の人が買ってその補助金が使えないのです。やっぱり県の税金でやっているものですから、県内で消費したものしか認めないということです。誰が買ってくれても、お客さんはお客さんだというのが僕らの思いですけど、その辺をもっと広い心でという思いがあります。

とにかく、県境を越えて流域が1つになって水や空気や文化、産物、人、そして木もお金も循環する社会をこれから目指していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いします。

<参考文献>

- ・藤森隆郎（2016）『林業がつくる日本の森林』築地書館

（たなか たけひろ、いいの よしひこ、
なかだ むそう）

（解題：主席研究員

河原林孝由基・かわらばやし たかゆき、

文責：主任研究員

田口さつき・たぐち さつき）



農中総研設立30周年を祝う

心から祝意を表したい。農中総研が誕生した1990年は元号が平成に改まった翌年であり、奇しくも令和に改元された翌年に記念すべき30周年を迎えたわけである。平成の社会とともに歩み続けたのが、農中総研の30年であった。

1990年は内外ともに大きな節目の年でもあった。国際的には、前年のベルリンの壁の崩壊を受けて東西ドイツが統一される。戦後の冷戦体制に幕が下りた。日本国内では、バブル崩壊の年としても記憶されている。1989年12月29日に日経平均株価が史上最高値に到達したが、年明けとともに景気は後退局面に移行し、地価も大幅に下落することになった。最後はバブルだったが、経済成長を謳歌した時代が終焉を迎えたと言ってもよい。

成長時代の終焉は、成長一本槍とは異なる安定した社会への移行を意味したわけではなかった。平成時代にはさまざまな分野で改革が叫ばれてきたが、全体として収束の道を歩んできたとは言いがたい。領域によっては、繰り返し方向転換が図られることにもなった。農業や農村をめぐる政策も、揺れの大きな領域のひとつだった。ここで詳述は控えたいが、政権交代による転換や同じ政権内でも政策路線の転換があり、UR交渉の合意からFTAやEPAの拡大に至る国際環境の変化も、政策に揺れをもたらした要因にほかならない。

調査研究機関である農中総研は、金融機関としての農林中金を支えるとともに、農林水産業や農山漁村のあり方を幅広く探求することを本務としている。その成果を発信する媒体は『農林金融』や『金融市場』であり、2007年からは『農中総研 調査と情報』もオンラインで発行されている。このうち『金融市場』と『農中総研 調査と情報』にはかなりの数の記事が掲載されており、全体として研究員の執筆頻度は高いと言ってよい。

農中総研の土台にはアクティブな調査研究活動がある。加えて、調査研究の対象領域の広がりという点にも農中総研の特徴がある。農山漁村の共同行動を深く把握・分析する報告がある一方で、国際経済の動向に関する情報をほとんどオンタイムで伝える記事もある。集落レベルから地球レベルまでがカバーされているわけである。もちろん、国家レベルや農協の範疇に注目することもある。現代の日

本には調査研究を営む組織も少なくないが、これほどまでに多層的な対象に取り組んでいるケースはあまりないように思う。

私自身が日頃から読む機会の多い本誌『農林金融』を念頭に、いくぶん感想めいたことを書き留めておきたい。それは調査研究の推進とその成果の発信をめぐる苦心についてである。調査研究というからには、根拠の明確なエビデンス、納得のいく論理的な思考過程、そしてオリジナリティ、すなわち着眼点や分析方法をめぐる独自性が求められている。むろん、簡単なことではない。さらに、これらの要素を満たしつつ、分かりやすく表現することが要求されている。

読者の幅の広さも『農林金融』の特徴と言ってよいだろう。研究者にも読まれているが、農協や漁協の役職員をはじめとして、日常の業務が学術論文とは距離のある読者が多いことも事実である。と言うよりも、農中総研のミッションからして、農林水産業の関係者に向けた情報発信こそが基本になければならない。さらに、日頃は農林水産業と接する機会の少ないマスコミの関係者に伝えることも大切なのである。

ここに純粋な学術誌にはない苦心がある。説明なしに専門用語を組み込むことはできないし、本文中に数式を並べることも許されない。言い換えれば、オリジナリティのある成果を日常的な言葉で伝えることが求められているのである。高い専門性を確保しつつ、分かりやすく表現する。二兎を追って二兎を得ようというわけである。

調査研究成果の発信は、分かりやすさも含めて、役に立つことが大切である。けれども、その場で役には立ったが、急速に陳腐化し、忘れ去られるケースもあるだろう。他方で、地味ではあっても、長く人々の記憶に残る情報もあるに違いない。いわばストックとして力を発揮するわけである。着眼の独自性が長く引き継がれる場合もあろうし、現場の生きた情報の提示が関係者の心に深く刻み込まれる場合もあるだろう。そもそもストックの形成という点では、調査研究の積み重ねは農中総研の人材のクオリティ向上の側面を有している。30周年を迎えた農中総研には、この点での一層の社会貢献にも大いに期待したい。

(福島大学 農学群食農学類 教授 生源寺眞一・しょうげんじ しんいち)

〈記録〉 農林中金総合研究所の30年のあゆみ

代表取締役専務 柳田 茂

(株)農林中金総合研究所は2020年6月1日に設立30周年を迎えます。この節目にあたり、先輩方が遺された文献や資料を基に、これまでのあゆみを概括して以下のとおり記述します。

1 農林中金総合研究所の設立

1990年6月1日、当時の農林中央金庫調査部と(株)農林中金研究センター(以下、研究センター)を統合して、(株)農林中金総合研究所(以下、農中総研)が農林中央金庫(以下、農林中金)の100%子会社として設立された。

(1) 設立の背景と行われた議論

農中総研が設立された背景には、1980年代以降の農林中金と系統組織を巡る急激な環境変化があった。農産物輸入の自由化が進み農業の生産・組織基盤の変容が進むなか、農林中金には系統全国連として農林水産業にかかる政策の提言など一層の役割発揮が求められていた。また、金利自由化の

急速な進行の下で高度化・多様化する組合員・地域住民の金融ニーズに系統信用事業が的確に応えていくため、組合金融においても農林中金の一層のリーダーシップ発揮が求められていた。加えて、金融の国際化・証券化が急激に進展するなか、農林中金は自身の運用の高度化のみならず系統の有価証券運用への適切な情報提供と助言が求められるようになっていた。

以上の環境変化を踏まえ、農林中金は80年代後半、農林水産業、組合金融、経済金融の大きな流れを継続的に把握するとともに調査研究の成果を体系的に蓄積し、広い視野から価値のある情報を提供していくための総合研究所を設立する方向で検討を進めた。当初は農林中金の業務・経営の判断に資する調査研究や情報提供を第一義とした実務型のシンクタンクがイメージされていたが、それまで調査部と研究センターが果たしてきた基礎的・中長期的な視点からの調査研究機能の重要性を主張する意見も強く、また研究センターが有する系統組織や組合員に直結した調査や情報提供の方法の有用性も指摘された。

こうした議論を経て、1990年4月の農林中金理事会において、農中総研は農林中金の経営上の課題、系統信用事業の実態把握や推進方策など農林中金の業務をサポートする調査研究・情報提供を中核としながらも、協同組合や農林水産業に関する基礎的・中長期的な調査研究部門も併せ持つ総合研究所として設立することが決定されたのである。

(2) 設立時の趣旨と体制

1990年6月1日の農中総研の設立に際し、おおむね以下の設立趣旨が述べられている。

①経済・金融の自由化・国際化の進展や農林漁業に対する市場開放要請の高まりなど環境は大きく変化しており、農林中金がこれらに対応し、系統組織や取引先のニーズに答えていくためには、より専門的で質の高い調査研究組織が必要である。

②このため、情報や調査などの知的側面で農林中金を支える専門的・統一的サポート部隊として総合研究所を設立する。加えて、農林漁業や環境など幅広い分野をテーマとした調査・研究を実施し、広くわが国の経済と農林漁業の発展に寄与する。

以上の趣旨に基づいて、会社設立と同時に、調査第一部、調査第二部、基礎研究部を設置し、調査第一部は農協・漁協・森林組合、調査第二部は金融市場を中心とする調査研究に注力することとした。基礎研究部は、研究センターの調査研究・各種研究会を引き継ぎ、食料問題、農林水産政策、世界の農林水産業などに調査研究の領域を

広げていくこととした。さらに、情報発信基地としての情報提供手段の強化にも取り組んでいくこととした。

組織機構は、調査研究3部に加えて総務部を設け、役職員の体制は、研究スタッフ、事務職員を含め、調査部や研究センターから移行した農林中金からの出向職員と転籍者および外部から採用した研究員など常勤役職員53名（うち研究員25名）で発足した。

2 設立から10年のあゆみ (1990年から1999年)

(1) 金融ビッグバンと農産物貿易自由化のうねり

1990年から1999年までの10年間は、日本にとって「ジャパン アズ No1」を謳歌した空前の好況から一転してバブルが崩壊し、極めて深刻な不況に直面した時期にあたった。不動産価格の大幅な下落は不良債権問題となって金融機関の経営を直撃し、95年には住宅金融専門会社の経営危機が表面化した（住専問題）。その処理を巡っては政治的にも大きな問題となって金融機関等に対する社会的な批判が高まり、そのなかで系統信用事業のあり方も厳しく問われることになった。さらに97年からは、アジア通貨危機の影響もあって金融システム不安が深刻化し、山一証券、北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行などの金融機関が経営破綻し、また企業の倒産も急増した。

そうしたなか、日本の金融資本市場の諸

規制を大幅に緩和し、銀行、証券、保険など業態間の相互参入を自由化する「日本版金融ビッグバン」が進められ、それまで「護送船団方式」とも称された金融行政のスタンスも大きく転換して、金融機関経営は劇的に変化することになった。

農業を巡る環境も大きな転換期を迎えた。ガット・ウルグアイラウンド交渉が94年4月に合意され輸入農産物の関税が広範に引き下げられることになり、日本農業は大きな影響を受けることになった。また、米の輸入部分自由化が実施されるとともに、95年11月に食糧管理法が廃止されて新たな食糧法が施行され、米政策はそれまでの政府主導から民間主導で需給・価格の安定が図られる仕組みに大きく転換した。

このような大きな環境変化に対応するため、農協系統は農家組合員の求心力となる新たなコーポレート・アイデンティティ（愛称JA）を92年に定め、97年の第21回JA全国大会において「21世紀の展望を拓く」を目標に、農業の持続的発展とJA改革の実現、新たな米政策への対応、に組織を挙げて取り組んでいくことを決議した。

農林中金においては、92年からの推進方策に「金融自由化への挑戦と改革」を掲げて、系統信用事業が金融自由化を乗り切るための事業推進や体質強化の方向性を示した。また、金融資本市場の急速な自由化とグローバル化に対応して、自らの有価証券運用およびリスク管理の高度化に取り組むとともに、93年に農中証券、95年に農中信託銀行を相次いで設立し、94年からは農協

への有価証券運用システム（コスモス）提供を開始するなど信連・農協の有価証券運用をサポートする体制整備を進めた。

(2) 自由化に立ち向かう系統のシンクタンクとしての取組み

自由化の進展など環境が大きく変化するなか、農中総研は農林中金調査部および研究センターの調査・研究を引き継ぎ、それを発展させるとともに、新たな課題に取り組んだ。

農産物貿易自由化の進行を背景に、ガット・ウルグアイラウンド交渉妥結を睨んで社内プロジェクトチームを立ち上げ、農業・農村・農協事業に及ぼす影響について分析し、また、次期WTO交渉と食料安全保障に日本がどのように対処していくべきか検討を行った。外務省からの委託で「EU共通農業政策の現状と展望」をとりまとめ、また農林水産省から「海外食料農業情報提供委託事業」を受託、これらの事業を通じて海外の農業・農政について知見を得るとともに、幅広い情報ネットワークを構築した。

研究センター時代から取り組んできた協同組合の基礎理論や環境保全型農業の研究を進めるなかで、環境庁（現環境省）から「里地自然地域等自然環境保全調査」を受託し、これらを通じて「環境保全型農業と世界の経済」「水と緑を守る農林水産業」など多くの書籍を刊行した。

経済金融の調査は、日米欧に加え中国・アジアに分析の範囲を広げ、情勢分析や経済見通しを『金融市場』等を通じて系統に

発信するとともに、バブル崩壊後の住宅や不動産投資の分析を行った。また、農林中金の投融資業務をサポートするため、農林中金と共同で企業の信用リスク分析を実施、投資理論の研究も行った。

系統信用事業に関しては、農協残高試算表や農協信用事業動向調査の分析を中心に、貯金や貸出金の動きとその背景を分析するとともに、金融ビッグバンにおける農協利用者の動向をより詳細に把握するために「農協利用者版金融行動調査」を開始し、地域住民や農協職員へのアンケート調査も行った。農林水産省から受託を受けて農協信用事業の検査・監査の高度化に資する調査を実施し、さらに、農協を巡る環境の構造変化の把握と将来展望の検討に向け、農村人口や労働力の将来推計、大規模農業経営体の調査、欧州の協同組織金融機関の調査にも取り組んだ。

こうした調査研究の成果を踏まえ、農漁協・森組はじめ関係団体、関係機関、農林中金とグループ会社への情報提供機能の強化を図り、『農林金融』をはじめとする刊行物の体系の見直しや農林中金・県連・単協が主催する各種研修会・講演会への積極的な講師派遣を行った。特に、『金融市場』の農協への直接配布開始は、金融自由化が急速に進むなかでの農林中金グループの農協への重要な情報提供の一翼となった。役職員の体制は、専門性の高い研究員の採用を進め、99年度末は常勤役職員60名（うち研究員38名）となった。

3 11年目から20年のあゆみ (2000年から2009年)

(1) 激動する経済金融環境と ペイオフ解禁、JAバンク システムの導入

2000年から2009年までの10年間は、日本にとってバブル崩壊以降の「失われた20年」が続くなか、地方行政改革や政府系金融機関再編、郵政民営化など様々な面において構造改革が進められた時期にあたった。

世界経済は、01年のITバブル崩壊や08年のリーマンショックなどの変動に直面したが、特に08年からの数年間は世界的に金融不安と景気悪化が深刻化するとともに、穀物需給の不安定化や石油等資源価格の乱高下など複合的な危機に直面した時期であった。「100年に1度」と称されたこの経済危機を乗り越えるため、G7（先進国首脳会議）に新興国を加えたG20首脳会合が08年11月に初めて開催され、各国が相次いで金融緩和を進めるとともに財政を出動させたが、なかでも中国は群を抜く大規模な経済対策を行い世界経済の新たな牽引役となった。

農林水産政策においては、99年の「食料・農業・農村基本法」成立を受けて、2000年に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、01年には「水産基本法」と「森林・林業基本法」が公布された。また金融自由化が一層進展し、02年からのペイオフ解禁を見据えて同年に業務執行体制強化にかかる農協法改正が行われるとともに、農林中央

金庫法が全部改正されて農林中金のガバナンスが改まった。さらに、農林中金と信連との合併に関する法律（統合法）が「再編強化法」に改められ、系統信用事業と農協経営の健全性確保に向けた農林中金の指導業務が法制化された。漁協についても、02年に「改正水協法」と「再編強化法」が成立し、セーフティネットの拡充等が図られることになった。

こうした政策の動きを踏まえ、農協系統は02年に「JAバンクシステム」を導入した。すなわち、JA・信連・農林中金が実質的に一つの金融機関として機能し、経営の健全性を確保しつつ組合員・利用者に良質で高度な金融サービスを提供していくため、JA・信連・農林中金が果たすべき役割・責務等をJAバンク基本方針に定め遵守していくこととした。これにより、系統信用事業における農林中金の位置づけが格段に重くなり、農協経営のモニタリングや経営不振JAへの対策、全国のJAバンクの事業推進の企画や経営指導等を担うことになった。また、「再編強化法」を踏まえ、農林中金と信農連の統合も05年の宮城県信農連始め12の県域で順次進められた。漁協系統においても、「再編強化法」を踏まえ、JFマリンバンク基本方針を軸に1県1信用事業責任体制にて経営の健全性確保を図る「JFマリンバンクシステム」が03年にスタートした。

08年のリーマンショックに端を発する経済と金融の危機を踏まえ、農協系統は09年の第25回JA全国大会で「大転換期における新たな協同の創造—農業の復権、地域の再

生、JA経営の変革—」に取り組むことを決議し、農林中金は同年に会員から1兆9千億円に及ぶ増資を受けるとともに「経営安定化計画」を策定し、傷ついた財務内容の抜本的な改善を図りつつ系統信用事業の中央機関としての一層の役割発揮に努めていくこととした。

(2) グローバルな視点から農業と協同組合のあり方を追求

農林中金と系統組織が激しい環境変化に直面した時期にあたり、農中総研は農林中金および系統のシンクタンクとしての役割発揮に努めた。穀物価格高騰や貿易自由化の下での食料安全保障のあり方など、この時期の農政の重要政策課題に関する調査として「世界食料需給等総合調査」等を農林水産省から受託し、これらを通じて北米、南米、欧州、豪州、アジアの主な農業国を調査し、その成果を基に書籍「変貌する世界の穀物市場」を刊行した。政策の影響を大きく受ける稲作にかかる大規模経営や集落営農等の調査、農業法人や企業の農業参入など新たな農業主体に関する調査、農商工連携や6次産業化など農を中心とする地域振興に関する調査にも各々取り組んだ。

JAバンクシステム導入後、農林中金のモニタリングやJAバンク中期戦略策定などの新たな業務に関する農中総研への調査依頼が急増するなか、信用事業の調査のみならず、農林水産省からの受託等も含め、経済・共済事業、1県1JAを含む合併農協や協同会社など多方面にわたる調査研究を行った。

規制改革会議等における農協改革論を発端とする農協批判に対し社内にプロジェクト会議を設置して提起された問題を検討、農協の今後に向けた課題を整理して公表した。また、農協制度の将来像を検討するため、金庫と共同で農協制度研究会を設置し、農協制度について多角的な検討を重ねるとともに全中の「ビジョンづくり研究会」や「将来構想・制度研究会」に参加した。欧州の協同組織金融機関について、外部との研究会や農林中金の「系統金融機関研究会」への参加等も含めて幅広く調査を行い、その成果を基に10年に書籍「欧州の協同組合銀行」を刊行した。

経済・金融の分野では、デフレ環境下における金融市場の構造変化や金融政策、ペイオフ解禁後の地域金融機関の戦略について研究・分析を行い、『金融市場』のみならず様々なメディアで発信した。

調査研究体制の強化、研究員の育成、農林中金グループとしてのCSRの観点から、08年に農林中金と一緒に早稲田大学に寄付講座を開設するとともに、日本と中国の農業・農村政策にかかる研究交流を目的に中国農業大学に寄付講座を開設した。また、農林中金の一橋大学、京都大学等の寄付講座に研究員が出講するなど協力を行った。さらに、EACB（欧州協同組合銀行協会）に研究員を半年間派遣しネットワーク構築に努めるとともに、国際会計基準標準化の動向を把握し、国際会計基準審議会（IASB）に対する農協系統の意見書作成に協力した。

『農林金融』の質的向上を図るため07年

に「農林金融評議委員制度」を発足させるとともに、広範な調査研究内容を紹介するため『農中総研情報』と『農中総研 調査と情報』（オンライン誌）を発刊した。加えて、08年からマスメディアの記者やジャーナリスト等を対象に毎月「記者懇談会」を開催し情報発信に努めるとともに農林水産業や協同組合への理解促進を図った。

役職員の体制は、専門性の高い研究員の採用をさらに進め、09年年度末は常勤役職員68名（うち研究員51名）となった。

4 21年目から30年のあゆみ (2010年から2019年)

(1) 東日本大震災の発生と国際協同組合年

2011年3月11日に東日本大震災が発生、国内観測史上最大の地震と巨大津波により東北と関東地方の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害が生じ、地域の基幹産業である農林水産業も未曾有の大被害を受けた。さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故により一定範囲の住民が避難生活を余儀なくされたうえ、地域の農林水産物も出荷の制限や自粛が行われるなど深刻な影響に直面し、被災地は復興まで長く困難な道りをたどることになった。

世界においては、資本主義経済の課題に関する認識の深化とともに協同組合の社会的価値を再評価する動きが強まり、国連は12年を「国際協同組合年」に定め、「協同組

合がよりよい社会を築く」をテーマとする各種イベントが全世界で行われた。日本においては、12年末に経済過程に積極介入する考え方に立つ安倍内閣が発足し、大胆な金融緩和と機動的な財政出動および民間投資を喚起する成長戦略によって経済成長を目指す「アベノミクス」政策が開始された。特に13年から黒田日銀総裁が行った「異次元の金融緩和政策」によって、株価は上昇したものの、かつてない超低金利状態が恒常化し、金融機関経営は極めて厳しい環境に直面することとなった。

世界の政治経済は、情報のデジタル化が急速に進展しGAFに代表される巨大IT企業が世界を席卷するなか、16年に登場した自国第一主義を掲げるトランプ大統領の米国と巨大化・ハイテク化した中国が覇権を争う「新冷戦」状態が現出した。一方で、気候変動をはじめとする環境問題や貧富の格差拡大、移民の増加など様々な問題が世界各地で顕在化し、持続可能性（サステナビリティ）が世界共通の課題として強く意識されるようになった。

(2) 農林水産業の成長産業化政策と農協改革の議論

10年に8か国によるTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉が始まると日本政府も参加を表明し、途中トランプ政権の米国の離脱はあったものの、日本が主導して18年12月に11か国で発効した。安倍内閣はさらにEUとEPA（経済連携協定）を19年2月に発効させ、20年1月には日米貿易協定も

発効し、日本の農林水産業は海外との激しい競争にさらされることとなった。経済成長を強く指向する安倍内閣は、13年に設置した首相を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業を競争力のある産業に創り変え、地域経済を牽引する新たな成長産業とする」方針を定め、農地中間管理機構の活用による農地集約化、6次産業化など需要と供給をつなぐバリューチェーン構築、輸出の促進などの諸施策を「農政新時代」と称して強力に推し進めた。

並行して、総理大臣の諮問機関である規制改革会議が14年と16年の二度にわたり農協改革に関する意見を答申し、これに基づき15年に中央会制度の廃止等を内容として農協法が改正されるとともに19年までの農協改革集中期間が設けられた。さらに、18年に漁業法の改正と森林経営管理法の新設が行われ、水産業と林業も成長産業化が図られることになった。

このような政府の動きを受け、農協系統は15年の第27回JA全国大会において「創造的自己改革への挑戦」を決議し、農業者の所得増大と農業生産の拡大および地域の活性化に、組織の総力を挙げて取り組んだ。農林中金は、系統信用事業の中央機関としての一層の役割発揮に努めるなかで、東日本大震災の発生に対し被災者への緊急支援対応に続けて「復興支援プログラム」を創設し、金融・非金融の両面にわたる被災地の復興支援に取り組んだ。また、構造改革を迫られる農林水産業の現場に対し農林中

金が先頭に立った金融対応を行うとともに、12年に日本農業経営大学校を運営するアグリフューチャージャパン、14年に農林水産業みらい基金を各々設立し、長期的視点から農林水産業を育成する取組みも開始した。16年には自らの将来像を「農林水産業と食と地域の暮らしを支えるリーディングバンク」と定め、農林水産業と食のバリューチェーンにおいて役割発揮を図る食農ビジネスをリテールビジネス・投資ビジネスと並ぶ新たな事業展開の柱に据えた。

(3) 協同組合を通じた地域の復興・再生の調査と農政・農協改革への対応

系統組織と農林中金が自己改革に取り組むなか、農中総研は農林中金および系統のシンクタンクとしての役割発揮に努めた。

東日本大震災に対しては、農林水産業と地域の復興を支援する調査研究に腰を据えて取り組む方針を定め、被災地の現地調査を継続的に行いつつ、政府の復興政策への提言や農林中金の福島大学への原発災害からの復興に向けた委託研究への協力を行うとともに、地域の復興に向けて系統組織が果たしている役割を明らかにし、12年に書籍「東日本大震災―復興に果たすJAの役割―」を、16年に「農業復興はどこまで進んだか―被災地とJAが歩んだ5年間―」を各々刊行した。また、震災からの復興のあゆみを後世への資料として残すため、「東日本大震災アーカイブズ」を立ち上げて累計4千点を超える情報の収集を行った。

並行して、12年に国連の「国際協同組合年」を記念して海外の研究者等を招いて「共生する社会を目指して」をテーマとするシンポジウムを多数の参加者を得て開催した。また、14年の「国際家族農業年」に際しては、これからの農業における家族農業の意義を考える座談会を開催し、内容を『農林金融』で紹介するなど家族農業の重要性の発信に努めた。

TPPに関しては、系統および世の中に正確な情報を提供するため、『農林金融』やHPでの発信に加えて書籍「TPPを考える」を刊行し、全国で開催された勉強会に出講した。交渉の妥結・発効に際しては、日本農業への影響と考えられる対策をとりまとめ、記者懇談会等を通じて世の中に発信した。

政府が進める農林水産業の成長産業化政策に対しては、農地の集積や米政策、6次産業化、収入保険制度、外国人労働者など重要なテーマについて逐次検証を行いつつ、国内の実情や欧米の農業・農業政策調査を踏まえた意見・論調を適時に『農林金融』やメディアを通じて発信した。

農協改革については、規制改革会議の意見に対する議論を深めるために有識者を招いた講演・意見交換会を重ねるとともに、JAグループの自己改革に関する有識者会議への参加など全国の農協や中央会等と意見交換を重ね、准組合員制度等の論点にかかる意見を機関誌等で発信した。

JAグループが自己改革への取組みを決議した後は、これを支援する調査研究に力を注ぎ、農林中金・全中と連携して認定農業

者および准組合員への訪問活動の実態調査、JAバンクの農業メインバンクCS調査など信用事業にかかる調査、生産部会や農業施設利用の効率化など農業者の所得増大に向けた調査、JAが行う新規就農支援や高齢者福祉事業など総合事業を通じてJAが地域活性化に果たしている役割にかかる調査等に取り組んだ。

これらの成果を基に15年に書籍「地方創生はこれでよいのか—JAが地域再生に果たす役割—」を刊行した。また、日本の農協改革の議論に資するために、欧州の農協と農業の支援策にかかる調査報告書の翻訳を行い15年に書籍「EUの農協—役割と支援策—」を刊行するとともに、農林水産省事業の受託を含めEUの農協および協同組織金融機関の制度と実態にかかる広範な調査を行った。

16年に協同組合がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど海外で協同組合への評価が高まっている一方で、日本では協同組合への理解が進んでいないとの認識から、海外における経済学と協同組合の関係性の強まりについて紹介した。

漁業法改正については、焦点となっていた漁業権に関する勉強会を漁協関係者と継続的に行いつつ、機関誌や各種シンポジウム等で積極的に情報発信を行った。

林業に関しては、木材利用拡大に向けた課題解決を図るウッドソリューションネットワークに協力し、新たな木材利用拡大の可能性を探る調査研究を行った。

(4) 食農リサーチ・ソリューションやSDGsなど新たな分野への取組み

農林中金の食農ビジネス取組開始を踏まえ、16年から食農リサーチを当社の新たな柱の業務と位置付け、農業生産の川上から川下までフードバリューチェーン全体にかかる調査研究を開始した。具体的には、農業の主な業種ごとの最新の動向、GAPやスマート農業の動向、卸売市場改革を踏まえた食品流通を巡る情勢などの調査を行い、機関誌等で発信するとともに系統や企業等への情報提供を行った。また、農林中金および農協系統と連携して農業法人に対するソリューション提供を開始した。

経済金融分野においては、内外のマクロ経済金融に加えて国際金融規制やSDGs（持続可能な開発目標）を巡る動向にかかる調査を開始し、リテール金融の分野では超低金利下における地域金融機関の経営戦略に重点をおいた調査を行った。

調査研究の強化と研究員育成の観点から大学・研究機関との交流・ネットワークの拡充に引き続き努めた。海外とは、14年に再生可能エネルギーをテーマにドイツ研究者を、16年にはオランダと日本の農業をテーマにラボバンクとワーヘニンゲン大学を各々招いてシンポジウムを開催した。特に中国の研究者との農業・農村政策にかかる研究交流は、12年から18年まで日中両国の関係が悪化したなかでも相互に現地調査を重ね、民間レベルの両国の架け橋となった。

国内の大学に加え、17年から政府のASEAN支援事業に協力して東南アジア諸国の大学で日本の農協制度等にかかる出講を開始した。また、新設された日本農業経営大学校、農林水産業みらい基金への事業に農林水産業と協同組合に関する調査研究機関の立場から協力を行った。

体制面では、17年に食農リサーチ部を新設するとともに同年の一般社団法人農村金融研究会解散に際し同会の事業と要員の承継を行った。役職員は、専門性の高い研究員の採用を進め、19年末は常勤役職員69名（うち研究員44名）となった。

5 | これからの道のり (2020年から) — 持続可能な農林水産業と地域社会、協同組合の価値の発揮に向けて —

農中総研は1990年の設立当初から、「情報や調査などで農林中金の業務を支える」とともに、「農林漁業や環境などの幅広い分野をテーマとした調査・研究を実施し、わが国の経済と農林漁業の発展に寄与する」ことを組織目的としている。

この30年間、世界および日本の政治経済が激しく変動し農林水産業や地域社会を巡る環境が大きく変化し続けるなか、農中総研はその設立趣旨に沿い、広く内外の研究機関や研究者とも連携して調査研究活動の幅を広げ情報発信の質を高めることによって、農林中金のみならず農林水産業や協同組合の発展に寄与すべく努めてきた。

農中総研が設立30周年を迎える今、農林中金および農林水産業の協同組織は大きな変革期に直面しており、経済・社会も幾多の困難な課題を抱えている。新たに始まった2020年代は、それらの課題を解決して持続可能な世の中を創造していくことが日本および世界に求められている。

農中総研は、農林水産業と協同組合に専門性を有する総合的な調査研究機関として、今後さらに充実した調査研究成果を提供することにより、これに貢献していかなければならない。例えば、持続可能な農林水産業と地域社会に向け必要な政策と協同組合が果たすべき役割を明らかにすること、新自由主義中心の考え方から変わりつつある経済学の新たな潮流を日本にも根付かせていくこと、農村と都市そして森川海に生きる人々をつなぐ協同組合間連携を考えていくことなど取り組むべき課題は多いが、これまで先人たちが蓄積された研究成果を踏まえ、協同組合の有する価値と可能性の具現化を常に座標軸に置きながら、しっかり取り組んでまいりたい。

最後に、これまでのあゆみのなかでご尽力された歴代の先輩方のご努力に衷心から敬意を表し申しあげますとともに、当社の事業・活動を支えお導きくださった先生方・皆様方に深く感謝を申しあげて結びといたします。ありがとうございました。

(やなぎだ しげる)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(81)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(81)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(81)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(82)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(82)
6. 農業協同組合 主要勘定	(82)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(84)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(84)
9. 金融機関別預貯金残高	(85)
10. 金融機関別貸出金残高	(86)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2014. 12	52,197,490	3,690,975	33,227,692	6,368,725	56,659,742	19,250,488	6,837,202	89,116,157
2015. 12	55,507,312	3,278,644	34,767,777	12,585,425	57,758,069	18,593,991	4,616,248	93,553,733
2016. 12	63,158,916	2,601,504	43,463,382	24,734,173	62,111,397	11,188,920	11,189,312	109,223,802
2017. 12	65,682,512	1,937,230	38,925,638	27,470,060	57,134,991	10,683,755	11,256,574	106,545,380
2018. 12	66,311,414	1,386,802	32,855,170	22,187,998	52,131,324	14,730,399	11,503,665	100,553,386
2019. 7	66,390,057	1,089,511	32,524,016	20,957,122	52,938,538	17,558,358	8,549,566	100,003,584
8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
9	65,761,395	1,015,292	37,794,545	21,438,319	55,477,654	17,492,997	10,162,262	104,571,232
10	64,861,184	978,048	34,089,854	21,563,856	53,484,338	17,759,626	7,121,266	99,929,086
11	64,623,419	940,978	32,882,995	20,680,925	53,200,627	18,136,480	6,429,360	98,447,392
12	65,007,106	904,143	33,746,302	21,596,296	53,422,982	18,770,545	5,867,728	99,657,551

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2019年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,818,496	-	2,540,615	420	6,366	-	57,365,897
水産団体	1,876,402	100	139,083	1	33	-	2,015,618
森林団体	1,914	-	5,146	14	201	-	7,275
その他会員	1,739	-	25,434	9	-	-	27,181
会員計	56,698,551	100	2,710,277	443	6,600	-	59,415,972
会員以外の者計	545,105	13,002	485,987	58,267	4,485,508	3,266	5,591,134
合計	57,243,656	13,102	3,196,264	58,711	4,492,108	3,266	65,007,106

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 444,814百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2019年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	1,959,334	104,794	124,421	-	2,188,550
	開拓団体	-	7	-	-	7
	水産団体	43,668	3,055	10,670	-	57,393
	森林団体	2,028	1,675	3,536	3	7,241
	その他会員	-	630	20	-	650
	会員小計	2,005,030	110,162	138,647	3	2,253,842
	その他系統団体等小計	129,977	7,698	50,948	-	188,623
計	2,135,007	117,860	189,595	3	2,442,465	
関連産業	4,240,421	38,268	869,813	2,888	5,151,390	
その他	11,019,083	8,936	148,672	-	11,176,691	
合計	17,394,511	165,064	1,208,080	2,891	18,770,546	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2019. 7	8,703,401	57,686,656	66,390,057	5,000	1,089,511
8	8,315,648	57,871,298	66,186,946	32,980	1,052,440
9	8,170,858	57,590,537	65,761,395	22,980	1,015,292
10	7,205,551	57,655,633	64,861,184	-	978,048
11	7,100,937	57,522,482	64,623,419	32,980	940,978
12	7,762,356	57,244,750	65,007,106	32,980	904,143
2018. 12	8,252,867	58,058,547	66,311,414	32,880	1,386,802

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2019. 7	82,867	20,874,255	52,938,538	10,368,820	9,543	-	169,102
8	86,232	20,486,616	52,098,016	10,499,904	10,223	-	166,853
9	82,276	21,356,042	55,477,654	10,821,636	5,213	-	152,282
10	30,874	21,532,981	53,484,338	10,691,667	5,651	-	168,889
11	41,497	20,639,427	53,200,627	10,473,971	4,618	-	168,795
12	39,770	21,556,526	53,422,982	11,027,255	4,595	-	165,063
2018. 12	87,736	22,100,262	52,131,324	10,567,775	7,105	-	159,700

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2019. 7	67,571,983	66,317,827	1,065,068	2,287,594	2,090,569	
8	67,893,063	66,529,665	1,077,798	2,287,593	2,091,667	
9	67,419,941	66,303,063	1,139,256	2,288,478	2,114,072	
10	67,567,984	66,358,788	1,237,080	2,288,479	2,114,072	
11	67,462,149	66,325,732	1,166,147	2,288,483	2,114,072	
12	67,781,361	66,366,488	1,105,657	2,348,677	2,114,072	
2018. 12	67,516,333	65,998,348	1,322,000	2,188,482	1,976,207	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2019. 6	37,295,487	67,558,606	104,854,093	682,137	594,257
7	36,805,170	67,758,187	104,563,357	702,293	614,672
8	37,344,113	67,595,846	104,939,959	685,586	595,374
9	37,190,857	67,193,757	104,384,614	701,307	610,866
10	38,098,835	66,833,292	104,932,127	699,456	608,850
11	38,060,609	66,847,306	104,907,915	689,650	598,698
2018. 11	35,714,403	68,205,607	103,920,010	622,694	516,191

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,347,140	4,040,198	26,131,678	100,003,584
-	2,288,454	4,040,198	25,739,207	99,340,225
-	2,166,311	4,040,198	31,565,056	104,571,232
-	2,184,192	4,040,198	27,865,464	99,929,086
-	1,960,223	4,040,198	26,849,594	98,447,392
50,000	2,094,330	4,040,198	27,528,794	99,657,551
-	2,816,556	3,480,488	26,525,246	100,553,386

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
16,238,036	1,148,943	2,276	17,558,358	672,054	7,867,969	100,003,584
15,963,861	1,124,971	2,418	17,258,105	1,678,566	7,722,467	99,340,225
16,181,760	1,157,104	1,850	17,492,997	607,379	9,549,671	104,571,232
16,377,286	1,211,359	2,091	17,759,626	172,983	6,942,633	99,929,086
16,749,447	1,215,902	2,336	18,136,480	403,384	6,021,359	98,447,392
17,394,510	1,208,079	2,891	18,770,545	188,541	5,674,592	99,657,551
13,307,992	1,260,831	1,874	14,730,399	610,000	10,886,560	100,553,386

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
72,688	45,126,822	45,079,235	40,000	1,138,851	18,485,393	7,761,873	1,793,110
68,720	45,280,163	45,235,279	25,000	1,155,075	18,564,315	7,828,066	1,780,604
73,467	44,779,129	44,725,891	50,000	1,163,517	18,712,669	7,843,684	1,780,512
71,860	44,570,121	44,510,912	70,000	1,172,721	19,003,875	7,972,104	1,805,010
75,782	44,149,619	44,100,434	65,000	1,175,322	19,280,251	8,022,582	1,827,491
83,328	44,362,076	44,313,605	80,000	1,183,132	19,412,129	8,107,988	1,845,486
87,896	45,716,650	45,667,468	79,746	1,029,248	18,489,656	7,870,280	1,967,259

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
434,685	80,111,959	79,880,439	3,791,556	1,356,672	21,892,219	155,205	613	
446,878	79,746,378	79,531,430	3,823,174	1,357,820	21,942,640	155,074	609	
443,332	80,080,536	79,878,858	3,801,625	1,336,706	21,970,787	155,340	609	
420,386	79,563,536	79,358,074	3,837,403	1,348,186	21,955,958	155,212	609	
440,680	79,789,131	79,584,414	3,895,022	1,381,729	21,972,444	153,956	609	
433,190	79,665,373	79,453,800	3,944,740	1,401,904	22,011,169	154,317	608	
431,827	78,888,237	78,615,752	4,091,981	1,620,845	21,842,254	152,456	648	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2019. 9	2,398,782	1,703,247	41,666	56,306	17,634	1,917,486	1,900,005	77,320	449,995
10	2,417,926	1,729,167	41,666	54,109	18,402	1,929,859	1,914,613	78,829	452,791
11	2,405,923	1,713,388	41,666	54,109	18,691	1,921,988	1,904,042	80,669	449,005
12	2,403,620	1,716,280	45,966	54,120	17,798	1,925,405	1,906,160	82,018	443,015
2018. 12	2,500,487	1,796,155	36,267	55,931	17,216	2,017,513	1,994,760	83,796	459,593

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方					報 告 組 合 数	
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計		うち公庫 (農)資金
2019. 7	758,733	412,614	81,386	57,086	98,429	6,805	755,607	747,945	-	140,664	5,286	75
8	751,514	410,586	82,067	57,373	98,863	6,120	752,243	744,615	-	139,460	5,221	75
9	763,380	417,782	83,152	57,854	98,911	5,916	764,959	756,982	-	140,601	5,148	75
10	780,151	434,119	84,864	58,148	98,974	6,677	782,292	774,336	-	141,424	5,077	75
2018. 10	802,063	446,390	86,233	60,032	98,929	6,603	807,234	798,584	400	146,535	2,427	76

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
	2018. 3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2018. 12	1,047,216	675,163	3,659,640	2,651,511	656,383	1,445,832	207,742
		2019. 1	1,040,815	669,697	3,681,835	2,627,018	647,706	1,433,349	206,660
		2	1,040,924	669,291	3,672,328	2,632,686	649,210	1,438,602	207,143
		3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220
		4	1,037,118	667,315	3,778,018	2,732,368	618,281	1,447,279	208,293
		5	1,034,205	665,401	3,797,306	2,719,714	612,439	1,436,614	207,441
		6	1,048,541	677,374	3,711,756	2,747,926	621,244	1,455,665	210,223
		7	1,045,634	675,720	3,746,166	2,716,895	616,001	1,448,201	209,840
8		1,049,400	678,931	3,722,531	2,730,467	619,573	1,452,594	211,193	
9		1,043,846	674,199	3,767,275	2,714,929	617,796	1,455,694	211,804	
10		1,049,321	675,680	3,793,768	2,712,637	616,096	1,453,635	211,307	
11		1,049,079	674,621	3,814,351	2,732,002	618,868	1,453,681	211,248	
12 P	1,055,134	677,814	P 3,729,053	P 2,747,647	P 623,958	1,465,868	...		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	
	2018. 3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
同	2018. 12	2.4	3.1	4.9	2.6	△2.1	1.7	1.6	
	2019. 1	2.3	3.0	4.1	2.5	△2.3	1.6	1.6	
	2	2.1	2.8	3.6	2.5	△2.2	1.7	1.7	
	3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	
	4	1.8	2.0	2.8	4.4	△8.1	1.7	1.8	
	5	1.7	1.8	2.5	3.2	△5.4	1.3	2.0	
	6	1.5	1.8	2.4	3.5	△5.2	1.5	2.2	
	7	1.3	1.5	2.6	3.3	△5.1	1.4	2.3	
	8	1.2	1.6	2.3	3.8	△4.6	1.4	2.6	
	9	0.9	1.4	3.2	2.9	△5.6	1.2	2.4	
	10	0.9	1.1	3.5	3.5	△5.1	1.3	2.5	
	11	1.0	1.2	3.0	4.1	△4.7	1.6	2.6	
12 P	P 0.8	0.4	P 1.9	P 3.6	P △4.9	1.4	...		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	2018. 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695	
	2018. 12	205,476	59,030	1,926,110	2,066,818	513,140	717,720	113,969	
	2019. 1	205,385	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377	113,415	
	2	205,845	59,204	1,901,677	2,066,476	511,582	711,919	113,694	
	3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920	
	4	206,996	59,162	1,937,863	2,122,716	474,916	714,863	114,518	
	5	208,383	58,993	1,918,619	2,125,737	473,800	711,945	114,492	
	6	208,850	59,217	1,926,734	2,134,817	476,617	714,787	114,792	
	7	209,442	59,688	1,917,393	2,140,278	476,457	713,592	114,885	
	8	209,859	60,475	1,911,774	2,146,976	477,498	715,636	115,450	
高	9	209,964	60,632	1,926,617	2,152,414	479,237	719,968	116,179	
	10	210,115	61,671	1,915,480	2,154,842	478,288	716,750	116,045	
	11	210,402	61,951	1,922,989	2,161,841	480,961	718,865	116,431	
	12 P	210,346	62,625	P 1,989,577	P 2,182,816	P 489,598	724,668	...	
	前	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
		2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
		2018. 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
	同	2018. 12	1.1	7.4	6.1	4.6	△0.4	1.5	3.9
		2019. 1	1.1	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4	3.8
		2	1.2	7.9	5.7	4.7	△0.3	1.3	3.8
		3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
		4	1.5	8.1	2.4	6.6	△7.9	1.4	3.9
5		1.7	7.3	2.1	5.8	△5.2	1.2	3.7	
6		1.8	6.3	1.5	5.6	△5.3	1.0	3.3	
7		1.8	6.8	1.4	5.6	△5.3	0.9	3.3	
8		1.9	7.0	1.5	5.7	△5.1	1.1	3.5	
9		1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1	
10		2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2	
11		2.2	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	3.2	
12 P	2.4	6.1	P 3.3	P 5.6	P △4.6	1.0	...		

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

4 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2020年2月20日現在、掲載情報タイトル4,279件)

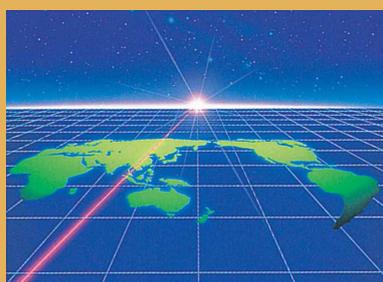
The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ' and navigation links for '文字サイズ変更', '標準', '拡大', 'サイトマップ', 'リンク集', and 'English'. Below the header is a search bar with 'Google カスタム検索' and a '検索' button. The main navigation area includes tabs for 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. Below this is a search input field with 'キーワード検索' and a '検索' button. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a sub-header '2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。'. Below the banner are four main content blocks: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報 Update' section with 'RSS' and '更新情報一覧' links, and social media icons for Twitter (33), Facebook (40), and Google+ (6). There is also a 'お知らせ News' section with a link to 'お知らせ一覧'.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年3月号第73巻第3号〈通巻889号〉3月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社